

農地の保全及び有効利用に関する
行政評価・監視

結 果 報 告 書

平成 25 年 4 月

総務省行政評価局

前 書 き

世界の食料需給が逼迫基調で推移すると見込まれる中、食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題となっている。このため、水田等を有効活用するための生産対策や担い手の育成・確保対策の推進と併せて、国内の農業生産の重要な基盤である農地について、優良な状態で確保し、その有効利用が図られるようにし、意欲ある多様な農業者に農地が集積されることが極めて重要である。

我が国の農地の現状をみると、農業従事者の減少、高齢化等により耕作放棄地が増加していることや、経営する農地が分散し効率的な利用に必要な集積が容易でないことなど、制度・実態両面に関わる様々な課題が指摘されている。このような農地をめぐる課題を克服し、将来にわたって国民に対する食料の安定供給を確保するため、平成 21 年 6 月、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等の農地関係法律の改正が行われ（同年 12 月施行）、農地について耕作者自らが所有することを最も適当としてきた制度を改め、農地の適正かつ効率的な利用が図られるよう、農地の転用に関する規制の強化、遊休農地対策の強化、農地の利用集積を円滑に実施するための事業の創設等が行われた。

しかし、平成 22 年の耕地面積は 459.3 万 ha と、12 年（483 万 ha）に比べ 10 年間で 23.7 万 ha 減少（23 年の耕地面積は 456.1 万 ha で 22 年に比べ更に 3.2 万 ha 減少）している一方、耕作放棄地面積については、34.3 万 ha から 39.6 万 ha へと 5.3 万 ha 増加している状況がみられるなど、今後、農地の確保に向けた一層の取組が重要となっている。また、農地集積の推進に関して、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成 23 年 10 月 25 日食と農林漁業の再生推進本部決定）及び「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針」（平成 23 年 12 月 24 日農林水産省）において、①戸別所得補償制度の規模拡大加算、②人・農地プラン（地域農業マスタープラン）に位置付けられた中心経営体への農地集積に協力する者に対する協力金の交付等の施策により農地集積を加速化し、これにより、土地利用型農業について、平成 28 年度までに「平地で 20～30ha、中山間地域で 10～20ha の規模の経営体が大宗を占める構造を目指す」こととされている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、食料の安定供給を確保するための重要な生産基盤である農地の保全及び有効利用を図る観点から、農地の転用に関する規制の運用状況、耕作放棄地対策の実施状況、農地の利用集積対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第 1	行政評価・監視の目的等	1
第 2	行政評価・監視の結果	2
1	持続可能な力強い農業の実現のための施策の着実な推進	2
(1)	農地の流動化の促進に係る取組の効果的な実施	2
(2)	農地法に基づく遊休農地に関する措置及び耕作放棄地再生利用対策の 適正かつ効果的な実施	27
(3)	農地転用許可事務の適正な処理の徹底	77
(4)	違反転用に対する処分等の適正な実施	93
(5)	農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握の適正な実施	115
2	農用地区域内農地の面積目標の達成に向けた取組の着実な推進	127

図表等目次

1 持続可能な力強い農業の実現のための施策の着実な推進

(1) 農地の流動化の促進に係る取組の効果的な実施

表1-(1)-① 「農地利用集積円滑化事業」の概要	12
表1-(1)-② 農地利用集積円滑化団体の設置状況（平成24年3月末現在）	13
表1-(1)-③ 都道府県別の農地利用集積円滑化団体の設置状況（平成24年3月末現在）	13
表1-(1)-④ 実施主体別の農地利用集積円滑化団体数（平成24年3月末現在）	14
表1-(1)-⑤ 調査した農地利用集積円滑化団体における農地利用集積円滑化事業の実施状況	15
表1-(1)-⑥ 平成22年度及び23年度の2か年で農地利用集積円滑化事業の実績が全くない農地利用集積円滑化団体	18
表1-(1)-⑦ 平成22年度及び23年度の2か年で農地所有者代理事業の実績が全くない農地利用集積円滑化団体（表1-(1)-⑥の3団体を除く。）	19
表1-(1)-⑧ 農地所有者代理事業の実績が必ずしも十分には上がっていない例	20
表1-(1)-⑨ 「農地保有合理化事業」の概要	22
表1-(1)-⑩ 調査した農地保有合理化法人における農地売買等事業の実施状況	23
表1-(1)-⑪ 新規の買入れや売渡しを控えているため「農地の中間保有・再配分機能」が十分に発揮されていない例	26

(2) 農地法に基づく遊休農地に関する措置及び耕作放棄地再生利用対策の適正かつ効果的な実施

表1-(2)-① 農地法（昭和27年法律第229号）における遊休農地に関する措置に係る規定（関係条文抜粋）	37
表1-(2)-② 「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）における遊休農地に関する措置に係る規定（抜粋）	41
表1-(2)-③ 平成21年改正農地法に基づく遊休農地に関する措置の流れ	43
表1-(2)-④ 遊休農地に関する措置の実績（平成22年）	44
表1-(2)-⑤ 調査した28農業委員会における平成22年度の利用状況調査の実施状況	45
表1-(2)-⑥ 調査した28農業委員会における農地法第30条第3項の指導の実施状況（平成22年度）	47
表1-(2)-⑦ 指導方法や指導内容を決定できない理由	50
表1-(2)-⑧ 調査した19農業委員会における農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出に係る指導の実施状況	51
表1-(2)-⑨ 調査した19農業委員会における農地法第30条第3項の指導による改善状況	53
表1-(2)-⑩ 耕作放棄地全体調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）（抜粋）	56
表1-(2)-⑪ 耕作放棄地全体調査により把握された耕作放棄地の状況	68
表1-(2)-⑫ 調査した35地方公共団体における耕作放棄地全体調査の実施状況	69
表1-(2)-⑬ 耕作放棄地再生利用緊急対策の概要	74
表1-(2)-⑭ 調査した19地域耕作放棄地対策協議会における耕作放棄地再生利用交付金に係る事業の実施状況	75

(3) 農地転用許可事務の適正な処理の徹底

表1-(3)-① 農地法における転用規制（関係規定抜粋）	80
------------------------------	----

表 1-(3)-②	農地転用許可事務の流れ（フロー図）	82
表 1-(3)-③	農地転用許可の許可基準の概要	83
表 1-(3)-④	「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）における農地転用許可に係る農地区分及び例外的許可事由に関する規定（抜粋）	84
表 1-(3)-⑤	調査した 7 地方農政局等及び 17 道府県等における農地転用許可実績	88
表 1-(3)-⑥	調査対象機関別の転用許可事案及び意見提出事案抽出件数	89
表 1-(3)-⑦	許可決定に当たり、農地区分の判断や優良農地の転用が例外的に認められる条件に合致するかどうかの判断等が適正に行われておらず、農地転用許可事務の適正な処理を確保する必要があると考えられるもの	90

(4) 違反転用に対する処分等の適正な実施

表 1-(4)-①	農地法及び農地法施行令における違反転用に対する処分に係る規定（抜粋）	102
表 1-(4)-②	「農地法に係る事務処理要領」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）における違反転用に対する処分の実施に係る規定（抜粋）	102
表 1-(4)-③	調査対象機関における違反転用件数の推移	104
表 1-(4)-④	調査対象機関における農地区分別の違反転用事案の発生状況及び措置状況	105
表 1-(4)-⑤	調査対象機関別の調査対象違反転用事案数	106
表 1-(4)-⑥	調査対象とした違反転用事案における直近の指導等の実施時期からの経過期間の状況	106
表 1-(4)-⑦	調査対象農業委員会別の調査対象違反転用事案数	107
表 1-(4)-⑧	違反状態が継続している違反転用事案について管轄道府県への報告を行っておらず長期間が経過しているもの	107
表 1-(4)-⑨	調査対象とした管轄道府県への報告未実施事案における直近の指導等の実施時期からの経過期間の状況	108
表 1-(4)-⑩	調査対象とした違反転用事案における発見から管轄道府県への報告までに要した期間の状況	108
表 1-(4)-⑪	違反転用事案の内容や指導経過等に係る資料を作成・保管していないことから違反転用事案に係るこれらの情報が不明となっているもの	109
表 1-(4)-⑫	過去に農業委員会から違反転用事案の報告を受けたにもかかわらず、関係資料を作成しなかったため違反状態が継続している事実を把握していないもの	109
表 1-(4)-⑬	平成 14 年に農地パトロールによって把握した違反転用事案 143 件について指導等を行っているものの、その記録の所在が不明となっているもの	109
表 1-(4)-⑭	「農地法に係る事務処理要領」における転用事業の進捗状況の把握・管理に係る規定（抜粋）	111
表 1-(4)-⑮	調査対象機関において転用事業の進捗状況を全く把握していないもの	112
表 1-(4)-⑯	調査対象機関において転用事業の進捗状況の把握が不十分であるもの	112
表 1-(4)-⑰	調査対象機関における転用事業の進捗状況の把握結果及び抽出事案数	113
表 1-(4)-⑱	転用事業が長期にわたり遅延した結果、許可時の転用目的と異なる目的に無断で供されているもの	114
表 1-(4)-⑲	転用目的の達成がもはや困難と認められるにもかかわらず長期にわたり事業計画変更等の必要な措置を講じていないもの	114

(5) 農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握の適正な実施

表 1-(5)-①	農地法における農地の権利移動の許可に係る規定（抜粋）	119
-----------	----------------------------	-----

表 1-(5)-② 「農地法に係る事務処理要領」における農地の権利移動の許可に係る規定 (抜粋)	121
表 1-(5)-③ 調査対象機関別の農地の権利移動の許可調査対象事案数.....	122
表 1-(5)-④ 調査した 4 道県における一般法人に対する許可後の農地の利用状況の把握 の有無等.....	123
表 1-(5)-⑤ 調査した 8 農業委員会における一般法人に対する許可後の農地の利用状況 の把握の有無等.....	123
表 1-(5)-⑥ 一般法人に対する許可後の農地の利用状況の把握が適切に行われていない もの.....	124
表 1-(5)-⑦ 調査した 8 道府県における一般法人以外に対する許可後の農地の利用状況 の把握の有無・方法.....	125
表 1-(5)-⑧ 調査した 32 農業委員会における一般法人以外に対する許可後の農地の利用 状況の把握の有無・方法.....	125
表 1-(5)-⑨ 一般法人以外に対する農地の権利移動の許可後に当該農地について耕作放 棄や違反転用が生じている事案の状況.....	126
表 1-(5)-⑩ 一般法人以外に対する農地の権利移動の許可後に当該農地が耕作放棄地と なっているもの.....	126

2 農用地区域内農地の面積目標の達成に向けた取組の着実な推進

表 2-① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）における農用地等 の確保に係る規定（関係条文抜粋）	132
表 2-② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地等の確保等に関する仕組み.....	135
表 2-③ 調査した 13 道府県における「平成 32 年の確保すべき農用地区域内農地の面積 目標」の設定状況（10ha 以上の集団的な農地の農用地区域への編入目標）	136
表 2-④ 調査した 10 道府県内の各市町村における当該道府県の「平成 32 年の確保すべ き農用地区域内農地の面積目標」の設定に係る農業振興地域整備基本方針の変更 を受けた農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更状況（平成 23 年 10 月 1 日現在）	137

第 1 行政評価・監視の目的等

1 目 的

この行政評価・監視は、食料の安定供給を確保するための重要な生産基盤である農地の保全及び有効利用を図る観点から、農地の転用に関する規制の運用状況、耕作放棄地対策の実施状況、農地の利用集積対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

農林水産省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（13）、市町村（21）、農業委員会（59）、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局（北海道、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 3事務所（秋田、石川、三重）

4 実施時期

平成 23 年 10 月～25 年 4 月

第2 行政評価・監視の結果

1 持続可能な力強い農業の実現のための施策の着実な推進

(1) 農地の流動化の促進に係る取組の効果的な実施

勸告	説明図表番号
<p>農業者の高齢化が進み、近い将来には昭和一桁世代と呼ばれる高齢農業者の大量リタイアが見込まれている中、農地を確保し、最大限有効活用していくためには、意欲ある多様な農業者への農地集積を推進することが重要である。</p> <p>「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）においては、「土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。その際、農地保有合理化事業、農用地利用改善事業や農業生産基盤整備の活用等による農地集積に加え、市町村、市町村公社、農業協同組合等が、農業委員会と連携し、農地の所有者の委任を受けて、その者を代理して農地の貸付けを行うこと等を内容とする農地利用集積円滑化事業の取組を推進する。」とされており、意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を推進するための取組として、農林水産省は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）に基づく「農地利用集積円滑化事業」、「農地保有合理化事業」等を実施している。</p> <p>また、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成 23 年 10 月 25 日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下項目 1(1)において「基本方針」という。）において、平成 28 年度までに、「土地利用型農業については、今後 5 年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で 20～30ha、中山間地域で 10～20ha の規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。」（注）とされており、これを受けて、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針」（平成 23 年 12 月 24 日農林水産省。以下項目 1(1)において「取組方針」という。）では、「土地利用型農業について、基本方針で示された規模の経営体が 5 年後に耕地面積の大宗（8 割程度）を占める構造を目指す〔現状：3 割〕。」とされている。</p> <p>（注） この考え方について、基本方針では、「意欲あるすべての農業者が農業を発展できる環境を整備するとの「食料・農業・農村基本計画」の方針を変更するものではなく、むしろ進める性格のものである。」とされている。</p> <p>ア 土地利用型農業における地域の中心となる経営体への農地集積の目標</p> <p>【制度の概要】</p> <p>基本方針では、「平地で 20～30ha、中山間地域で 10～20ha の規模の経営体が大宗を占める構造を目指す」ための取組・方策として、「戸別所得補償制度の適切な推進やほ場の大区画化と相まって、幅広い関係者による徹底した話し合いや相続等の際に担い手へ農地の集積を促す仕組み等により農地集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。」、「意欲ある関係者を含め、集落ごとの話し合いの中で、今後の地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）への農地集積、分散した農地の連</p>	

坦化が円滑に進むよう、これに協力する者に対する支援を推進する。」などとされている。これを受けて、取組方針においては、「戸別所得補償制度により、農地の受け手となり得る多様な経営体（個人・法人を含めた販売農家と集落営農）について、幅広く経営安定を図った上で」、①実際に受け手となる経営体に対する規模拡大加算（注1）、②人・農地プラン（地域農業マスタープラン）に位置付けられた中心経営体への農地集積に協力する者に対する協力金の交付（注2）等の施策により農地集積を加速化することとされている。

農林水産省は、平成24年度当初予算で、①について100億円を、②について65億円をそれぞれ措置している（注3）。

- （注）1 農業者戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積（連坦化）するために利用権を設定した農地の面積に応じて、交付金を交付するもの
2 戸別所得補償経営安定推進事業の「農地集積協力金交付事業」。農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人を通じて、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）に位置付けられた地域の中心となる経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合や、中心となる経営体の農地を連坦化させようとする場合に、市町村等がそれに協力する者に「農地集積協力金」を交付するもの
3 農林水産省は、平成25年度予算（政府案）において、「平成の農地改革」を強力に推進し担い手への農地集積を加速化するため、農地の規模拡大に取り組む農業者を支援するとともに、農地集積に協力する者を支援することを目的とした「担い手への農地集積推進事業」を実施するため165億円を計上している。

【調査結果】

取組方針に記載されている「現状：3割」（基本方針で示された規模の経営体が耕地面積に占める割合）について、農林水産省は、「2010年世界農林業センサス」並びに平成21年及び22年の「耕地及び作付面積統計」のデータを用いて、22年の20ha以上の規模の経営体が耕作する農地面積を120万ha、これに対する全国の土地利用型農業に供されている耕地面積を368万haとそれぞれ算定し、これらから当該割合を算定したとしている。また、同省は、20ha以上の規模の経営体が耕作する農地面積について、平成17年の面積を96万haと算定していることから、同年から22年までの5年間で24万ha増加したことになる。

一方、全国の土地利用型農業に供されている耕地面積が平成28年も同じ水準で維持されると仮定した場合、20ha以上の規模の経営体が耕作する農地面積について、上記368万haの8割に相当する294万haを達成するためには、22年の120万haに対して174万haの上乗せが必要となる。20ha以上の規模の経営体が耕作する農地面積の平成17年から22年までの5年間のすう勢を踏まえると、基本方針で示された規模の経営体が28年度に耕地面積の8割を占めるようにするためには、これら経営体への農地集積をこれまで以上に加速化することが求められる。そのためには、土地利用型農業における地域の中心となる経営体への農地集積の目標の達成に向けた関係施策の取組の進捗状況の検証を行い、その結果をそれ以降の取組に反映させることが重要であると考えられる。

イ 農地利用集積円滑化事業

【制度の概要】

農地利用集積円滑化事業は、担い手への農地の利用集積は徐々に進んできたもの

表1-(1)-①

の、経営する農地が分散してしまうなど効率的な利用につながっていない状況がなおみられることから、農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、農地利用集積円滑化団体（実施主体は市町村、農業協同組合、市町村公社等）が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする市町村段階の事業（基盤強化法第4条第3項）であり、平成21年6月24日に公布され、同年12月15日に施行された農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）による基盤強化法の改正で創設されたものである（注）。

（注）平成21年の基盤強化法の改正前は、都道府県の区域を事業実施地域として都道府県公社等が農地保有合理化法人となって行う農地保有合理化事業と、市町村の区域の全部又は一部を事業実施地域として市町村、農業協同組合又は市町村公社が農地保有合理化法人となって行う農地保有合理化事業とが存在したが、農地利用集積円滑化事業の創設に伴い、市町村段階の農地保有合理化事業は廃止された。

農地利用集積円滑化事業には、農地所有者代理事業、農地売買等事業及び研修等事業の3事業があり、このうち「農地所有者代理事業」（農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業）が、農地の中間保有リスク（農地を中間保有することによる、買入れ農地の売買差損の発生、借入れ農地の管理経費等の負担）を伴わずに農地の面的集積を促進する手法（委任・代理方式）として新たに措置された事業である。

【調査結果】

（7）農地利用集積円滑化団体の設置状況

① 農地利用集積円滑化事業は、各市町村での全国的展開を図るため、市町村が基盤強化法第6条第1項の規定に基づき定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下項目1(1)において「基本構想」という。）の必須記載事項（基盤強化法第6条第2項第5号）とされており（「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成21年12月11日付け21経営第4531号農林水産省経営局長通知）、基本構想策定市町村のうち、農地が市街化区域内にしかなく同事業の実施対象とならないものを除く1,627市町村（平成24年3月末現在）において、農地利用集積円滑化団体の設置が進められている。これら1,627市町村のうち、平成24年3月末現在で、「農地利用集積円滑化団体設置済み（農地利用集積円滑化事業規程承認済み）」のものが1,498市町村（92.1%）、「農地利用集積円滑化事業規程の承認手続中」のものが12市町村（0.7%）、「農地利用集積円滑化事業規程策定中」のものが35市町村（2.2%）、「実施主体未決定」のものが82市町村（5.0%）となっている（注）。

（注）農地利用集積円滑化事業の実施主体が市町村以外の者である場合は、農地利用集積円滑化事業規程を定め、基本構想策定市町村の承認を受けなければならないとされている（基盤強化法第11条の9第1項）。また、基本構想策定市町村自らが農地利用集積円滑化事業を行う場合には、当該市町村は農地利用集積円滑化事業規程を定めなければならないとされている（基盤強化法第11条の11第1項）。

表1-(1)-②

基本構想策定市町村数に占める農地利用集積円滑化団体設置済み（農地利用集積円滑化事業規程承認済み）市町村数の割合を都道府県別にみると、47 都道府県中 36 県が 100%となっており、一方、当該割合が低く（50%未満）農地利用集積円滑化団体の設置が進んでいないのは、和歌山県（3.6%）、大阪府（25.0%）、神奈川県（26.7%）及び東京都（42.9%）となっている。

表 1-(1)-③

② 平成 24 年 3 月末現在の農地利用集積円滑化団体数は、1,691 団体（注）となっている。これを実施主体別にみると、「農業協同組合」が 859 団体（50.8%）で最も多く、次いで「市町村」が 449 団体（26.6%）、「地域農業担い手協議会」が 174 団体（10.3%）、「市町村公社」が 125 団体（7.4%）等となっている。

表 1-(1)-④

また、平成 21 年の基盤強化法改正前の旧制度における市町村段階の農地保有合理化法人数が 558 法人（同年 4 月 1 日現在。実施主体別の内訳は市町村公社 149 法人、農業協同組合 384 法人、市町村 25 法人）であるのに対して、農地利用集積円滑化団体数は、その 3 倍に相当する規模となっている。これは、i) 旧制度における市町村段階の農地保有合理化事業が基本構想の任意の記載事項とされていたのに対して、農地利用集積円滑化事業は基本構想の必須記載事項とされていること、ii) 旧制度における市町村段階の農地保有合理化法人に比べて、農地利用集積円滑化団体の場合は、例えば「地域農業担い手協議会」のような営利を目的としない法人格を有しない団体も農地利用集積円滑化団体となれるなど要件が拡大されたことによるものである。

（注） 一の市町村に複数の農地利用集積円滑化団体が設置されている場合や、一の農地利用集積円滑化団体が複数の市町村の区域を事業実施地域としている場合があるため、農地利用集積円滑化団体数と農地利用集積円滑化団体設置市町村数は一致しない。

(4) 都道府県における農地利用集積円滑化事業の実施状況

全国における農地利用集積円滑化事業による集積面積の平成 22 年度実績は 1 万 8,101.8ha となっているが、これを都道府県別にみると、表 1 のとおり、農林水産省が同事業の全国的展開を図っている中で、実績が全くないもの（東京都、奈良県、和歌山県及び高知県）がみられる。これは、当該都県において、農地利用集積円滑化事業の実施主体となる農地利用集積円滑化団体の設置が遅れたことなどによるものであるが、同事業の全国的展開を図るため、ひいては土地利用型農業について基本方針で示された規模の経営体が大宗を占める構造を実現するためには、前述の農地利用集積円滑化団体の設置が進んでいない府県も含め、同事業による集積面積の実績が上がっていない都府県において実績向上を促進するような方策を検討することも重要であると考えられる。ちなみに、都道府県知事が基盤強化法第 5 条第 1 項の規定に基づき定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において「農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項」を定めることとされており（基盤強化法第 5 条第 2 項第 4 号ハ）、当該事項については、効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする者へ農用地の面的集積を行う農地利用集積円滑化事業の基本的な推進の方針について明らかにするとともに、併せて当該事業の推進に関連する都道府県段

階の支援体制の整備及び当該事業を支援していくための都道府県の諸施策について記述することとされている（「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について」（平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官依命通知））。

農林水産省では、農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算の平成23年度における交付申請実績の分析を行う目的で、24年2月に全国の農地利用集積円滑化団体に対するアンケート調査を実施し、この23年度交付申請実績の分析を通じて、農地利用集積円滑化事業による農地集積が進まない原因・理由（「面的集積するのが難しいため」、「農地の出し手が少ないため」、「農地の受け手が少ないため」等）を把握している。同事業による集積面積の実績が上がっていない都道府県において実績向上を促進するような方策の検討に当たっては、このような実態把握の取組を今後も継続的に実施し、その結果を踏まえることが重要である。

表1 農地利用集積円滑化事業の実績（平成22年度）

都道府県名	件数（件）	面積（ha）	都道府県名	件数（件）	面積（ha）
北海道	338	1,626.4	滋賀県	281	268.4
青森県	235	266.4	京都府	50	21.9
岩手県	323	231.0	大阪府	11	2.2
宮城県	295	285.0	兵庫県	91	26.7
秋田県	920	896.2	奈良県	0	0
山形県	879	553.6	和歌山県	0	0
福島県	106	89.0	鳥取県	422	149.0
茨城県	499	205.1	島根県	1,253	496.2
栃木県	1,789	1,074.9	岡山県	48	15.8
群馬県	1,383	3,699.0	広島県	867	399.0
埼玉県	248	112.4	山口県	813	447.5
千葉県	824	473.6	徳島県	16	4.0
東京都	0	0	香川県	10	2.0
神奈川県	1	0.0	愛媛県	48	14.0
山梨県	54	12.0	高知県	0	0
長野県	2,545	1,171.2	福岡県	863	410.5
静岡県	525	316.8	佐賀県	160	55.6
新潟県	2,408	1,118.2	長崎県	37	9.5
富山県	558	337.0	熊本県	427	191.3
石川県	551	246.0	大分県	607	243.3
福井県	587	382.0	宮崎県	565	170.7
岐阜県	1,667	655.0	鹿児島県	448	118.0
愛知県	3,944	930.0	沖縄県	12	53.8
三重県	720	321.5	全国計	28,428	18,101.8

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 農地所有者代理事業により農地の所有者を代理して利用権設定又は所有権移転を行ったもの及び農地売買等事業により農地利用集積円滑化団体から農地の受け手に利用権設定又は所有権移転を行ったものの件数及び面積である。
 3 神奈川県の1件の面積は、7.04aである。
 4 農林水産省が平成25年3月に公表した速報値によれば、全国における平成23年度の農地利用集積円滑化事業の実績は、それぞれ件数が7万9,353件、面積が3万2,064haとなっている。

(ウ) 農地利用集積円滑化団体における農地利用集積円滑化事業の実施状況

今回、19市の20農地利用集積円滑化団体における平成22年度及び23年度の農

表1-(1)-⑤

地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業及び農地売買等事業）の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

① 調査した 20 団体のうち、農地の出し手と受け手との相対での直接取引が多いことなどにより、平成 22 年度及び 23 年度の 2 か年で農地利用集積円滑化事業の実績が全くないものが 3 団体みられた。

表 1-(1)-⑥

② 農林水産省経営局長通知「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」では、農地所有者代理事業は事業実施主体が農用地の保有リスクを負うことなく面的集積に取り組めるものであり、農地利用集積円滑化事業の基本となる事業であることから、農地所有者代理事業、農地売買等事業及び研修等事業の実施主体の要件を満たす者が農地利用集積円滑化事業を行おうとする場合には農地所有者代理事業を行うことが必須であることとされており、調査した 20 団体の全てが、農地利用集積円滑化事業規程で農地所有者代理事業を行う旨規定している。

調査した 20 団体における平成 22 年度及び 23 年度の農地所有者代理事業の実施状況をみると、22 年度及び 23 年度の 2 か年で同事業の実績が全くないものが、前述の 3 団体のほかに 8 団体みられた。

表 1-(1)-⑦

これら 8 団体は、いずれも旧制度における市町村段階の農地保有合理化法人として、従前から農地売買等事業のうちの貸借事業（1 団体のみ売買事業）を実施しており、農地所有者代理事業の実績が全くない原因・理由については、i) 農地売買等事業の方がこれまでのノウハウが利用できスムーズに行えるため、ii) 独自に取り組んでいる登録制の「農地バンク事業」が農地所有者代理事業と同種の機能を持っており、この独自事業の方を活用しているため、iii) 荒廃した農地の委任を受けた場合、買い手も借り手も見付からず、農地利用集積円滑化団体の負担となるためなどとしている。また、8 団体のうち 1 団体（農業協同組合）は、平成 24 年度から研修会を開催し農地所有者代理事業を組合員に周知していく予定としているものの、残りの 7 団体では、同事業の実績を向上させるための対策は特に実施していない。

③ また、調査した 20 団体の中には、i) 農地の出し手と受け手との相対での直接取引が多いこと、ii) かつて農地保有合理化事業を行った経験がないため、農用地の利用関係の調整等に関するノウハウを持っておらず、積極的な事業展開を図ることができないことなどにより、農地所有者代理事業の実績が必ずしも十分には上がっていないものが 2 団体みられた。

表 1-(1)-⑧

④ 農地利用集積円滑化事業は、前述のとおり、基盤強化法によって市町村の基本構想の必須記載事項とされ、農林水産省が各市町村での全国的展開を図っている事業であるが、調査した 20 団体の中には、農地利用集積円滑化事業規程を策定してから平成 23 年度まで同事業の実績が全くないもの、農林水産省が同事業の基本となる事業と位置付けて当該事業を行うことが必須であるとしている農地所有者代理事業の実施に積極的に取り組んでいないもの、農地所有者代理

事業の実績が必ずしも十分には上がっていないのがみられる。

各農地利用集積円滑化団体の取組に関して、前述のアンケート調査のような実態把握の取組を今後も継続的に実施することが重要である。

ウ 農地保有合理化事業

【制度の概要】

農地保有合理化事業は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地保有合理化法人（実施主体は都道府県公社等）が、離農農家や規模縮小農家等から農地の買入れ等を行い、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者に当該農地の売渡し等を行う都道府県段階の事業（基盤強化法第4条第2項）である。平成21年6月に公布（同年12月施行）された農地法等の一部を改正する法律による基盤強化法の改正で、農地利用集積円滑化事業の創設に伴い市町村段階の農地保有合理化事業が廃止され、現在、都道府県知事が基盤強化法第5条第1項の規定に基づき定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で位置付けられた農地保有合理化法人（47都道府県全てに各1法人設置）（注）が、都道府県段階の農地保有合理化事業を行っている。

（注） 「都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項」が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の必須記載事項（基盤強化法第5条第2項第4号ロ）とされており、都道府県知事は、同基本方針に都道府県段階の農地保有合理化法人の名称及び取り組む事業の範囲に係る基準等について記述するとともに、農地保有合理化事業実施要領に沿って農地保有合理化事業を行うと認められる法人を位置付けることとされている（「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について」）。

農地保有合理化事業には、農地売買等事業、農地売渡信託等事業、農地貸付信託事業、農業生産法人出資育成事業及び研修等事業の5事業があり、このうち、「農地売買等事業」（農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業）が主要な事業である。

【調査結果】

(7) 農地売買等事業の実績の推移

a 売買事業の実績の推移

平成17年度から22年度までの農地売買等事業のうちの売買事業の実績（面積ベース）をみると、表2のとおり、買入れは21年度から、売渡しは22年度に、それぞれ大きく減少しており、22年度はこの6年間で最も低い実績となっている。その原因・理由について、農林水産省では、①売買事業の実績の大宗を占める北海道において、平成18年度から20年度にかけて、「品目横断的経営安定対策」の実施を契機とした農家の経営規模拡大意欲の高まりを背景に積極的な買入れが行われたものの、21年度には例年並みの規模の買入れに落ち着いたこと、②売渡しについては、日本政策金融公庫の「スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）」を借り入れる場合の金利負担が19年度に無利子化され、21年度までに融資決定されたものは返済期間終了まで無利子（22年度以降は貸付

表1-(1)-⑨

当初5年間に限り無利子)とされていたため、特に北海道において、20年度から21年度にかけて、同資金を活用した農地の取得が集中的に行われ、22年度にはその反動が出たことなどを挙げている。

表2 売買事業の実績の推移

年度	平成 17	18	19	20	21	22
買入れ (ha)	7,603 (100)	8,308 (109.3)	8,496 (111.7)	9,069 (119.3)	6,922 (91.0)	6,289 (82.7)
売渡し (ha)	7,010 (100)	6,124 (87.4)	7,228 (103.1)	9,886 (141.0)	9,687 (138.2)	5,909 (84.3)

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
2 () 内の数値は、平成 17 年度を 100 とした場合の指数を示す。

また、農地保有合理化事業が農地の流動化の促進にどの程度関与しているのかを検証する観点から、平成 17 年度から 22 年度までの売買事業が耕作目的の所有権移転に介入した割合を試算したところ、表 3 のとおり、2 割台で推移している。

表3 売買事業が耕作目的の所有権移転に介入した割合の推移

(単位 : ha、%)

年度	平成 17	18	19	20	21	22
所有権移転面積 (a)	31,276	31,396	32,608	39,025	31,573	28,222
買入面積 (b)	7,603	8,308	8,496	9,069	6,922	6,289
介入割合 (b/a)	24.3	26.5	26.1	23.2	21.9	22.3

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
2 農林水産省が「農地政策に関する有識者会議」に提出した「農地政策の見直しの基本的方向について」(平成 19 年 10 月 31 日農林水産省)で算定している「農地保有合理化事業(売買事業)が耕作目的の所有権移転に介入した割合」について、当省で平成 17 年度から 22 年度までの割合を試算した。
なお、「農地政策に関する有識者会議」は、農地政策の再構築に向けた検証・検討を進めるに当たり、その基本的な方向等について各界の有識者から御意見を伺う場として、平成 19 年 1 月から 10 月にかけて開催されたものである。
3 「所有権移転面積」は、平成 17 年度から 21 年度までは「土地管理情報収集分析調査」、22 年度は「農地の権利移動・借賃等調査」による。

b 貸借事業の実績の推移

平成 17 年度から 22 年度までの農地売買等事業のうちの貸借事業の実績(面積ベース)をみると、表 4 のとおり、22 年度に大きく減少している。その原因・理由について、農林水産省では、平成 21 年の基盤強化法の改正により、それまで貸借事業の中心を担ってきた市町村段階の農地保有合理化事業が廃止されたことによるものとしている(注)。

- (注) 平成 21 年の基盤強化法改正前において、制度的な位置付けではないが、都道府県段階の農地保有合理化法人は、農地売買等事業のうち一定の財政的基盤が必要な売買事業を中心に実施し、一方、市町村段階の農地保有合理化法人は、貸借事業を中心に実施するという実態がみられた。

ちなみに、平成 22 年度の農地利用集積円滑化事業による集積面積 1 万 8,101.8ha のうち利用権設定によるものが 98.6% (1 万 7,855.3ha) と大半を占めており、農地利用集積円滑化団体においても、貸借を中心に農地利用集積円滑化事業を実施している実態がみられる。

表4 貸借事業の実績の推移

年度	平成 17	18	19	20	21	22
借入れ (ha)	12,046 (100)	16,139 (134.0)	15,334 (127.3)	15,050 (124.9)	13,128 (109.0)	1,571 (13.0)
貸付け (ha)	12,137 (100)	16,510 (136.0)	16,159 (133.1)	14,758 (121.6)	13,541 (111.6)	2,038 (16.8)

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 「貸付け」は、新規貸付けに係る面積である。
 3 () 内の数値は、平成 17 年度を 100 とした場合の指数を示す。

また、農地保有合理化事業が農地の流動化の促進にどの程度関与しているのかを検証する観点から、平成 17 年度から 22 年度までの貸借事業が利用権設定に介入した割合を試算したところ、表 5 のとおり、21 年の基盤強化法改正前においては、約 1 割で推移しており、22 年度には、市町村段階の農地保有合理化事業の廃止により 1.0%となっている。

表5 貸借事業が利用権設定に介入した割合の推移

(単位：ha、%)

年度	平成 17	18	19	20	21	22
利用権設定面積 (a)	125,424	167,239	178,701	152,871	143,183	154,506
借入面積 (b)	12,046	16,139	15,334	15,050	13,128	1,571
介入割合 (b/a)	9.6	9.7	8.6	9.8	9.2	1.0

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 農林水産省が「農地政策に関する有識者会議」に提出した「農地政策の見直しの基本的方向について」(平成 19 年 10 月 31 日農林水産省)で算定している「農地保有合理化事業(貸借事業)が利用権設定に介入した割合」について、当省で平成 17 年度から 22 年度までの割合を試算した。
 3 「利用権設定面積」は、平成 17 年度から 21 年度までは「土地管理情報収集分析調査」、22 年度は「農地の権利移動・借賃等調査」による。

(イ) 農地保有合理化法人における農地売買等事業の実施状況

今回、10 道府県の 10 農地保有合理化法人における平成 17 年度から 22 年度までの農地売買等事業の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

表 1-(1)-⑩

- ① 調査した 10 法人における平成 17 年度から 22 年度までの売買事業の実施状況をみると、農地の中間保有リスクを回避するためなどとして、新規の買入れや売渡しを控えており、農地保有合理化法人としての「農地の中間保有・再配分機能」が十分に発揮されていないものが 2 法人みられた。また、これら 2 法人に関しては、貸借事業についても、平成 19 年度以降、借入れ及び貸付けの実績が全くない。

表 1-(1)-⑪

- ② 農地保有合理化事業は、前述のとおり、基盤強化法によって、農地保有合理化法人を「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で定め同事業を実施することが都道府県知事に義務付けられている事業であるが、調査した 10 法人の中には、農地保有合理化法人としての「農地の中間保有・再配分機能」が十分に発揮されていないものが見られる。

農林水産省では、毎年 2 回(2 月及び 9 月)、農地保有合理化事業に係る各種計画や当該事業の進捗状況等の把握を目的とした各農地保有合理化法人に対するヒアリングを実施しており、その際、活動が低調な法人に対して、その原因・

理由等を聴取し、課題の解決に向けた指導・助言を行っている。各農地保有合理化法人の取組に関して、このような実態把握の取組を今後も継続的に実施することが重要である。

【所見】

したがって、農林水産省は、農地の流動化の促進に係る取組の効果的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 土地利用型農業における地域の中心となる経営体への農地集積の目標の達成に向けた関係施策の取組の進捗状況の検証を行い、その結果をそれ以降の取組に反映させること。
- ② 農地利用集積円滑化事業による集積面積の実績が上がっていない都府県についてその原因・理由や、各農地利用集積円滑化団体における取組の実態を更に把握・分析し、その結果を踏まえた同事業の推進方策について検討すること。
- ③ 各農地保有合理化法人における取組の実態やその実績が低調な原因・理由を更に把握・分析し、その結果を踏まえた農地保有合理化事業の推進方策について検討すること。

表 1-(1)-① 「農地利用集積円滑化事業」の概要

農地利用集積円滑化事業は、担い手への農地の利用集積は徐々に進んできたものの、経営する農地が分散してしまうなど効率的な利用につながっていない状況がなおみられることから、農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、平成 21 年 6 月の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の改正（同年 12 月に施行）により創設された次の 3 事業（同法第 4 条第 3 項）

① 農地所有者代理事業

農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業

② 農地売買等事業

農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

③ 研修等事業

農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

【農地所有者代理事業のイメージ】



○ 実施主体（農地利用集積円滑化団体）

事業区分	実施主体となることのできる組織
農地所有者代理事業	① 市町村 ② 農業協同組合 ③ 一般社団法人又は一般財団法人で以下の要件に該当するもの（市町村農業公社等） i 市町村が社員となっている一般社団法人でその有する議決権の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は市町村が基本財産の拠出者となっている一般財団法人でその拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること ii その法人が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること ④ 上記の者以外の営利を目的としない法人（営利を目的としない法人格を有しない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代理事業を行うことを目的とするものを含む）で以下の要件に該当するもの（農業者戸別所得補償制度における「地域農業再生協議会」等） i 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること ii その法人又は団体が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること
農地売買等事業 研修等事業	① 市町村 ② 農業協同組合 ③ 市町村農業公社等

○ 農地利用集積円滑化団体が調整するメリット

- ・ 意欲ある農業者（農地の受け手）は、多数の農地所有者（地権者）と交渉しなくても、農地利用集積円滑化団体と協議すれば規模拡大・面的集積を実現できる
- ・ 公的機関が調整することにより、近所の農家には貸したくないなどの心理的抵抗感や軋轢を緩和することができる

（注）農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-(1)-② 農地利用集積円滑化団体の設置状況（平成 24 年 3 月末現在）

（単位：市町村、％）

区 分	市町村数
農地利用集積円滑化団体設置済み（農地利用集積円滑化事業規程承認済み）	1,498 (92.1)
農地利用集積円滑化事業規程の承認手続中	12 (0.7)
農地利用集積円滑化事業規程策定中	35 (2.2)
実施主体未決定	82 (5.0)
「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」策定市町村数	1,627 (100)

（注） 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 「「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」策定市町村数」は、同構想策定市町村のうち、農地が市街化区域内にしかなく農地利用集積円滑化事業の実施対象とならないものを除く。

3 「市町村数」欄の（ ）内の数値は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」策定市町村数に対する当該市町村数の割合を示す。

表 1-(1)-③ 都道府県別の農地利用集積円滑化団体の設置状況（平成 24 年 3 月末現在）

（単位：市町村、％）

都道府県名	円滑化団体設置市町村①	基本構想策定市町村②	設置率①／②	都道府県名	円滑化団体設置市町村①	基本構想策定市町村②	設置率①／②
北海道	147	173	85.0	滋賀県	19	19	100
青森県	40	40	100	京都府	18	25	72.0
岩手県	34	34	100	大阪府	9	36	25.0
宮城県	33	33	100	兵庫県	34	34	100
秋田県	25	25	100	奈良県	29	29	100
山形県	35	35	100	和歌山県	1	28	3.6
福島県	58	58	100	鳥取県	19	19	100
茨城県	44	44	100	島根県	19	19	100
栃木県	27	27	100	岡山県	27	27	100
群馬県	35	35	100	広島県	20	20	100
埼玉県	59	60	98.3	山口県	18	18	100
千葉県	53	53	100	徳島県	24	24	100
東京都	3	7	42.9	香川県	16	16	100
神奈川県	8	30	26.7	愛媛県	17	20	85.0
山梨県	20	27	74.1	高知県	34	34	100
長野県	77	77	100	福岡県	55	55	100
静岡県	34	34	100	佐賀県	20	20	100
新潟県	29	29	100	長崎県	21	21	100
富山県	15	15	100	熊本県	45	45	100
石川県	19	19	100	大分県	17	17	100
福井県	17	17	100	宮崎県	26	26	100
岐阜県	41	41	100	鹿児島県	42	42	100
愛知県	55	55	100	沖縄県	32	36	88.9
三重県	28	29	96.6	全国計	1,498	1,627	92.1

（注）当省の調査結果による。

表 1-(1)-④ 実施主体別の農地利用集積円滑化団体数（平成 24 年 3 月末現在）

（単位：団体、％）

実施主体別	団体数
市町村	449 (26.6)
市町村公社	125 (7.4)
農業協同組合	859 (50.8)
地域農業担い手協議会	174 (10.3)
県公社	1 (0.1)
土地改良区	2 (0.1)
農用地利用改善団体	1 (0.1)
その他（水田農業推進協議会、耕作放棄地対策協議会等）	80 (4.7)
計	1,691 (100)

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 「団体数」欄の（ ）内の数値は、構成比である。

表 1-1-(1)-⑤ 調査した農地利用集積円滑化団体における農地利用集積円滑化事業の実施状況

都道府県・団体名 (市町村名)	農地所有者代理事業						農地売買等事業						
	平成22年度			23年度			22年度			23年度			
	委任を受けた農用地等	うち売渡し	うち貸付け	委任を受けた農用地等	うち売渡し	うち貸付け	買入れ	売渡し	借入れ	貸付け	買入れ	借入れ	貸付け
北海道	札幌市農業再生協議会(札幌市)	— [—]	— [—]	— [—]	3 [70,122]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	深川市(深川市)	— [—]	— [—]	— [—]	27 [806,579]	0 [0]	27 [806,579]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
秋田県	秋田市(秋田市)	10 [76,962]	1 [9,949]	9 [67,013]	85 [555,376]	1 [2,685]	84 [552,691]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	あきた北農業協同組合(大館市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
埼玉県	いるま野農業協同組合(川越市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	12 [23,592]	0 [0]	7 [14,632]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	くまがや農業協同組合(熊谷市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
愛知県	豊橋農業協同組合(豊橋市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	田原市(田原市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
石川県	愛知みなみ農業協同組合(田原市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	金沢市農業協同組合(金沢市)	244 [909,055]	0 [0]	244 [909,055]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
石川県	松任市農業協同組合(白山市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	松任市農業協同組合(白山市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]

(続き)

都道府県・団体名 (市町村名)	農地所有者代理事業						農地売買等事業						
	平成22年度			23年度			22年度			23年度			
	委任を受けた農用地等	うち売渡し	うち貸付け	委任を受けた農用地等	うち売渡し	うち貸付け	買入れ	売渡し	借入れ	貸付け	買入れ	借入れ	貸付け
四日市市 (四日市市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]							
三重県 伊賀北部農業協同組合 (伊賀市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]			45 [189,185]	45 [189,185]		207 [1,200,724]	207 [1,200,724]
大阪府 高槻市農業協同組合 (高槻市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	12 [29,667]	12 [29,667]	0 [0]	0 [0]	10 [13,324]
広島県 鞆広島市農林水産振興センター (広島市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]			103 [162,269]	103 [162,269]		35 [64,815]	35 [64,815]
東広島市 (東広島市)	92 [427,823]	0 [0]	91 [423,575]	39 [287,183]	0 [0]	39 [287,183]							
香川県 高松市担い手育成総合支援協議会 (高松市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	1 [1,793]	0 [0]	1 [1,793]							
香川県 さぬき市地域農業再生協議会 (さぬき市)	9 [19,213]	0 [0]	9 [19,213]	50 [75,000]	0 [0]	50 [75,000]							
福岡県 久留米市 (久留米市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]							
福岡県 行橋市 (行橋市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]							
計	355 [1,433,053]	1 [9,949]	353 [1,418,856]	217 [1,819,645]	1 [2,685]	208 [1,737,878]	0 [0]	0 [0]	365 [984,062]	224 [984,062]	7 [12,375]	7 [12,375]	1,431 [4,333,814]

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「農地所有者代理事業」欄及び「農地売買等事業」欄の「」外の数値は件数(件)、「」内の数値は面積(m²)をそれぞれ示す。

3 「農地所有者代理事業」欄の「委任を受けた農用地等」は、当該農地利用集積団体が農用地等の所有者から委任を受けた農用地等、「うち売渡し」は、農用地等の所有者から委任を受けた農用地等のうち、当該農地利用集積団体がその所有者を代理して貸付けを行ったもの、「うち貸付け」は、当該農地利用集積団体がその所有者を代理して貸付けを行ったものをそれぞれ示す。

4 農地所有者代理事業については、平成23年5月から農地所有者代理事業の運用を開始しているため、22年度の欄は「-」とした。

また、平成23年度に農用地等の所有者の委任を受けた3件（7万122㎡）は、24年度に貸付けが行われる予定である。

- ② 深川市は、平成23年4月から農地所有者代理事業の運用を開始しているため、22年度の欄は「-」とした。
- ③ 東広島市の平成22年度の農地所有者代理事業において、農用地等の所有者の委任を受けた92件（42万7,823㎡）のうち1件（4,248㎡）は、委任契約は22年度中に締結されたものの、貸付けは23年度に行われている（23年度の貸付けの件数及び面積には含まれていない）。
- 5 今回調査した20農地利用集積円滑化団体のうち、6団体（深川市、秋田市、四日市市、東広島市、久留米市及び行橋市）は、農地利用集積円滑化事業規程上、農地売買等事業を規定しておらず、農地所有者代理事業のみを行うこととしている。また、3団体（札幌市農業再生協議会、高松市担い手育成総合支援協議会及びさぬき市地域農業再生協議会）は、農業経営基盤強化促進法上、農地所有者代理事業のみを行うこととされている（同法第4条第3項第2号）。このため、これら9団体の「農地売買等事業」欄は「/」とした。
- 6 さらに、残りの11団体中9団体（あきた北農業協同組合、くまがや農業協同組合、田原市、愛知みなみ農業協同組合、金沢市農業協同組合、松任市農業協同組合、伊賀北部農業協同組合及び朝広島市農林水産振興センター）は、農地売買等事業を売買事業又は貸借事業に限定して行う旨農地利用集積円滑化事業規程で規定している（田原市は売買事業のみ実施、他の8団体は貸借事業のみ実施）。このため、田原市は「借入れ」及び「貸付け」の欄を、他の8団体は「買入れ」及び「売渡し」の欄をそれぞれ「/」とした。
- 6 農地売買等事業の「借入れ」及び「貸付け」は、原則として当該年度に新規に借り入れた農用地等及び新規に貸し付けた農用地等の件数及び面積を計上しているが、調査した農地利用集積円滑化団体の中には、新規に借入れ又は貸付けを行ったものと継続して借入れ又は貸付けを行っているものとを区分して整理していないため、「新規」及び「継続」に係る件数及び面積を計上しているところがある。

表 1-(1)-⑥ 平成 22 年度及び 23 年度の 2 か年で農地利用集積円滑化事業の実績が全くない農地利用集積円滑化団体

団体名	事例の内容
四日市市	<p>平成 22 年 9 月 2 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>なお、四日市市の農用地利用集積計画により利用権の設定等が行われた農用地等の面積は平成 22 年度及び 23 年度の 2 か年で 255.7ha あるものの、これら利用権設定等に農地所有者代理事業が活用されていない。</p> <p>【上記の原因・理由（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の出し手と農地の受け手との相対での直接取引が多いため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区説明会などで農業者に対する農地所有者代理事業の制度の周知を行っている。
久留米市	<p>平成 23 年 3 月 16 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>なお、久留米市の農用地利用集積計画により利用権の設定等が行われた農用地等の面積は平成 22 年度及び 23 年度の 2 か年で 1,314.4ha あるものの、これら利用権設定等に農地所有者代理事業が活用されていない。</p> <p>【上記の原因・理由（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地所有者代理事業に係る委任の申込みを行う農用地等の所有者（農地の出し手）が少ないため。 ○ 農用地の面的集積を志向する農業者（農地の受け手）が少ないため。 ○ 農用地等の所有者は委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと（白紙委任）に対して、農用地等の所有者の抵抗感が強い。 ○ 農地の出し手と農地の受け手との相対での直接取引が多いため。 ○ 農地の取引を出し手・受け手以外の第三者が仲介する場合は、農業委員会のあっせん・仲介によることが多く、農地所有者代理事業に対する需要が少ないため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度から実施される国の「農地集積協力金交付事業」及び「規模拡大加算」の面的集積要件緩和措置（人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、面的集積要件を満たすこととする。）について農業者に周知するためのチラシを作成し配布する予定である。
行橋市	<p>平成 22 年 12 月 16 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>なお、行橋市の農用地利用集積計画により利用権の設定等が行われた農用地等の面積は平成 22 年度及び 23 年度の 2 か年で 307.8ha あるものの、これら利用権設定等に農地所有者代理事業が活用されていない。</p> <p>【上記の原因・理由（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の出し手と農地の受け手との相対での直接取引が多いため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に実施していない。

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 3 農地利用集積円滑化団体とも、農地利用集積円滑化事業規程上、農地売買等事業を規定しておらず、農地所有者代理事業のみを行うこととしている。
- 3 「農用地利用集積計画」は、基本構想策定市町村が行う利用権設定等促進事業（基盤強化法第 4 条第 4 項第 1 号）において当該市町村が農業委員会の決定を経て作成するもので、その公告によって利用権の設定等の効果が発生する。個々の権利移動を農用地利用集積計画にまとめることで、多数の賃貸借関係や売買関係等を一挙に形成することができる。
- 4 「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4531 号農林水産省経営局長通知）では、「農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと。」とされている。

表 1-(1)-⑦ 平成 22 年度及び 23 年度の 2 か年で農地所有者代理事業の実績が全くない農地利用集積円滑化団体（表 1-(1)-⑥の 3 団体を除く。）

団体名	事例の内容
あきた北農業協同組合	<p>平成 22 年 4 月 8 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22 年度及び 23 年度の 2 か年の貸付面積は 59.4ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地売買等事業の方がこれまでのノウハウが利用できスムーズに行えるため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地所有者代理事業を実施する予定はない。
くまがや農業協同組合	<p>平成 22 年 8 月 26 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22 年度及び 23 年度の 2 か年の貸付面積は 50.9ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従前から農地売買等事業による転貸を活用した利用集積を進めており、農地所有者代理事業に対する需要が少なく、農用地等の所有者からの委任の申込みがないため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に実施していない。
豊橋農業協同組合	<p>平成 22 年 8 月 4 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22 年度及び 23 年度の 2 か年の貸付面積は 113.6ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従前の農地保有合理化法人の時代から、10ha から 30ha で水稻を生産している担い手への貸借事業による集積を中心に事業を実施しており、農地所有者代理事業の需要が現在のところほとんどないため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に実施していない。
田原市	<p>平成 22 年 8 月 23 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地売買等事業のうちの売買事業の実績（23 年度に 1.24ha を売渡し）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の出し手と農地の受け手との相対での直接取引が多いため。 ○ 農地の取引を出し手・受け手以外の第三者が仲介する場合は、農地所有者代理事業と同種の機能を持っている「農地バンク事業」（同市が独自に取り組んでいる登録制の事業）の方を活用しているため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に実施していない。
愛知みなみ農業協同組合	<p>平成 22 年 8 月 23 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22 年度及び 23 年度の 2 か年の貸付面積は 29.1ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従前から農地売買等事業のうちの貸借事業を実施しており、平成 21 年度から徐々に貸借事業の実績が出てくるようになったことから、この貸借事業を中心に農地の貸借に取り組んでいるため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に実施していない。
伊賀北部農業協同組合	<p>平成 22 年 10 月 20 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22 年度及び 23 年度の 2 か年の貸付面積は 139.0ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従前から農地売買等事業による転貸を活用した利用集積を進めており、また、農地の中間保有リスクを回避するため、農地の受け手が確保されたものについて貸借事業を実施しているのが実態であり、農地所有者代理事業を活用する必要性が低い。

	<p>【実績向上のための対策の有無（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度までは農地売買等事業を活用して農地の貸借に取り組んできたが、24年度からは、農地所有者代理事業を活用するため、研修会を開催し農地所有者代理事業を組合員に周知していく予定である。
高槻市農業協同組合	<p>平成22年9月1日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから23年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22年度及び23年度の2か年の貸付面積は4.30ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従前から農地売買等事業による転貸を活用した利用集積を進めており、また、同農業協同組合が実施している「農作業受委託事業」と農地所有者代理事業の機能の一部が重複するため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に実施していない。
（財）広島市農林水産振興センター	<p>平成22年5月11日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから23年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22年度及び23年度の2か年の貸付面積は23.1ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同センターの説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまで農用地等の所有者からの委任の申出自体が皆無である。 優良農地であれば、通常、農地の出し手と農地の受け手との相対で取引が成立している現状であり、優良農地の貸付け等を第三者に白紙委任することは考えにくい。荒廃した農地の委任を受けた場合、買い手も借り手も見付からず、農地利用集積円滑化団体の負担となる。 <p>【実績向上のための対策の有無（同センターの説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に実施していない。

（注）当省の調査結果による。

表1-(1)-⑧ 農地所有者代理事業の実績が必ずしも十分には上がっていない例

団体名	事例の内容
金沢市農業協同組合	<p>平成22年度には、農地所有者代理事業において、農用地等の所有者から委任を受けた244件・90.9haについて貸付けを行っているものの、23年度においては、同事業の実績が全くない。 なお、金沢市農業協同組合は、農地利用集積円滑化事業規程で農地売買等事業も規定しているが、平成22年度、23年度とも同事業の実績はない。</p> <p>【上記の原因・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金沢市農業協同組合では、平成22年度に農地所有者代理事業の実績があったのは、たまたま同事業を利用したいという地域の意向があったため、通常は農地の出し手と農地の受け手との相対での直接取引が多いため、同事業の実績が上がらないとしている。 ○ また、金沢市農業委員会では、農地所有者代理事業の実績が上がらない原因・理由として、同事業の存在が地域の農業者に余り知られていないことも考えられるとしている。 <p>【実績向上のための対策の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に実施していない。（金沢市農業協同組合、金沢市農業委員会）
高松市担い手育成総合支援協議会	<p>農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けたのが平成23年3月23日であったため、22年度は農地所有者代理事業の実績がなく、23年度において、農用地等の所有者から委任を受けた1件・17.9aについて貸付けを行っているものの、実績としては低調である。また、平成23年度の事業実施計画では、農用地等の所有者から12件・30筆・3haの委任を受け、このうち所有者を代理して利用権の設定を行うものを6件・24筆・2.4ha、農作業の委託を行うものを1件・6筆・0.6haと定めていたが、この事業実施計画の目標も大きく下回っている。</p> <p>【上記の原因・理由（同協議会の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地所有者代理事業に係る委任の申込みを行う農用地等の所有者（農地の出し手）が少ないため。 ○ 農用地等の所有者は委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと（白紙委任）に対して、農用地等の所有者の抵抗感が強い。 ○ 農地の出し手と農地の受け手との相対での直接取引が多いため。 ○ 農地所有者代理事業の存在が地域の農業者に余り知られていないため。 ○ かつて農地保有合理化事業を行った経験がないため、農地所有者代理事業を円滑に推進するために必要な、農用地の利用関係の調整等に関するノウハウを持っておらず、積極的な事業展開を図ることができないため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同協議会の説明）】</p>

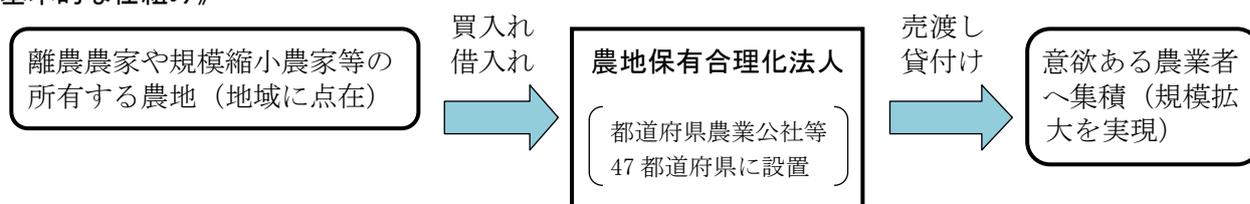
	<p>○ 高松市の各地区の農業委員への説明会を実施するとともに、各農家に配布する「農業委員会だより」に農地利用集積円滑化事業の概要を掲載して、農地所有者代理事業の周知を図っている。</p> <p>また、農業委員、高松市職員、農業協同組合の支店長、農業者が一堂に会する農業相談会を開催し、農地の貸借についての要望を聞く中で、農地所有者代理事業を紹介し、同事業の利用を勧めている。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-⑨ 「農地保有合理化事業」の概要

- 「農地保有合理化事業」は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地保有合理化法人が、離農農家や規模縮小農家等から農地の買入れ等を行い、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者に当該農地の売渡し等を行う事業（農業経営基盤強化促進法第4条第2項）
 - ① 農地売買等事業
農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
 - ② 農地売渡信託等事業
農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
 - ③ 農地貸付信託事業
農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業
 - ④ 農業生産法人出資育成事業
農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し、i) 農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資、ii) 農地売買等事業、農地売渡信託等事業、農地貸付信託事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又はi)の現物出資に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資のいずれかを行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
 - ⑤ 研修等事業
農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業
- 「農地保有合理化法人」は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農地保有合理化事業を行う主体として各都道府県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で位置付けられた法人
 - 【農地保有合理化法人の要件】
 - i 都道府県が社員となっている一般社団法人でその有する議決権の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は都道府県が基本財産の拠出者となっている一般財団法人でその拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること
 - ii その法人が主として農地保有合理化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること

《基本的な仕組み》



《農地保有合理化法人の仲介機能のメリット》

- ① 農地集約による集団化、団地化の実現
複数の出し手農家の農地を農地保有合理化法人に集約し、同法人の中間保有機能を活用して連坦化することにより、受け手農家の効率的な農業経営に寄与。また、同法人の中間保有期間中に基盤整備を行うなど付加価値を高めた上での売渡しも可能
- ② 受け手・出し手間のタイムラグの解消
諸事情により早く農地を売りたい農家と、営農計画に沿った買入れを望む受け手農家との時間的なずれにより、相対取引での調整が困難である場合、農地保有合理化法人の中間保有機能を活用して、両者のタイムラグを解消
- ③ 農家の相対取引に対する抵抗感への対処
近所の農家とは売買交渉をしたくない、集落内の農家には農地を売りたいくないなど農家の相対取引に対する心理的な抵抗感がある場合、公的機関である農地保有合理化法人が仲介することにより、こうした軋轢を緩和
- ④ 貸付期間のミスマッチの解消
長期貸付けを希望する出し手農家の農地を農地保有合理化法人が借り入れ、出し手農家の希望する期間と異なる期間での借入れを希望する複数の受け手農家に貸し付けることにより、出し手農家と受け手農家の貸付期間の不一致を調整

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-(1)-⑩ 調査した農地保有合理化法人における農地売買等事業の実施状況

法人名	区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
脚北海道農業 開発公社	買入れ	768 (57,852,931)	822 (62,852,325)	870 (67,454,461)	791 (61,338,206)	675 (54,781,502)	597 (49,529,439)	4,523 (353,808,864)
	売渡し	592 (49,445,248)	536 (42,858,891)	736 (52,914,673)	1,106 (79,632,464)	1,214 (78,784,774)	692 (43,775,308)	4,876 (347,411,358)
	借入れ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (30,369)	4 (1,869,576)	1 (33,441)	6 (1,933,386)
	貸付け	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (30,369)	5 (1,869,576)	1 (33,441)	8 (1,933,386)
脚秋田県農業 公社	買入れ	287 (1,859,685)	316 (2,116,994)	261 (2,212,837)	232 (1,857,798)	187 (1,434,744)	153 (1,157,822)	1,436 (10,639,880)
	売渡し	278 (1,902,620)	298 (1,942,046)	244 (2,049,400)	207 (1,945,267)	216 (1,776,004)	161 (1,287,856)	1,404 (10,903,193)
	借入れ	60 (488,894)	93 (699,585)	62 (570,846)	22 (165,960)	4 (42,805)	6 (88,175)	247 (2,056,265)
	貸付け	46 (488,894)	36 (638,097)	32 (632,334)	17 (165,960)	5 (42,805)	6 (88,175)	142 (2,056,265)
脚埼玉県農業 公社	買入れ	58 (104,197)	45 (113,635)	69 (143,277)	47 (85,204)	65 (155,047)	46 (104,544)	330 (705,904)
	売渡し	59 (110,334)	55 (160,734)	72 (175,027)	51 (95,981)	51 (122,090)	54 (116,431)	342 (780,597)
	借入れ	24 (74,591)	23 (63,724)	16 (24,915)	30 (77,106)	23 (47,597)	200 (366,946)	316 (654,879)
	貸付け	4 (41,483)	11 (30,459)	3 (9,980)	0 (0)	6 (70,405)	56 (387,281)	80 (539,608)
脚愛知県農業 公社	買入れ	1 (1,487)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1,487)
	売渡し	2 (2,838)	4 (4,451)	4 (3,937)	5 (11,634)	5 (7,833)	17 (38,205)	37 (68,898)
	借入れ	2 (4,102)	2 (4,102)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (8,204)
	貸付け	2 (4,102)	2 (4,102)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (8,204)

(続き)

法人名	区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
(株)石川県農業 開発公社	買入れ	6 (20,304)	16 (26,917)	13 (128,103)	8 (50,519)	13 (39,701)	10 (74,681)	66 (340,225)
	売渡し	5 (21,171)	7 (27,169)	14 (119,477)	9 (49,182)	13 (52,591)	14 (71,827)	62 (341,417)
	借入れ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	貸付け	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(株)三重県農林 水産支援セン ター	買入れ	46 (135,000)	41 (113,000)	39 (146,000)	33 (110,000)	55 (143,000)	68 (153,000)	282 (800,000)
	売渡し	74 (217,000)	59 (221,000)	67 (316,000)	58 (215,000)	54 (167,000)	52 (158,000)	364 (1,294,000)
	借入れ	45 (117,000)	76 (233,000)	174 (518,000)	101 (540,000)	70 (395,000)	75 (402,000)	541 (2,205,000)
	貸付け	11 (117,000)	24 (233,000)	88 (518,000)	56 (540,000)	33 (395,000)	66 (402,000)	278 (2,205,000)
(株)大阪府みど り公社	買入れ	4 (18,693)	0 (0)	0 (0)	1 (200)	3 (6,000)	1 (1,200)	9 (26,093)
	売渡し	18 (26,355)	3 (10,000)	2 (6,000)	2 (8,000)	3 (6,000)	1 (1,200)	29 (57,555)
	借入れ	1 (1,000)	7 (6,000)	9 (20,000)	22 (44,000)	36 (64,000)	54 (104,000)	129 (239,000)
	貸付け	0 (0)	1 (2,000)	1 (1,000)	10 (40,000)	31 (89,000)	29 (95,000)	72 (227,000)
(株)広島農林 振興センター	買入れ	4 (32,904)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (32,904)
	売渡し	13 (59,216)	1 (6,207)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (65,423)
	借入れ	136 (691,699)	706 (4,028,000)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	842 (4,719,699)
	貸付け	20 (691,699)	19 (4,028,000)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	39 (4,719,699)

(続き)

法人名	区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
(財)香川県農業 振興公社	買入れ	86 (155,075)	83 (145,127)	17 (23,718)	12 (27,482)	20 (51,063)	21 (50,822)	239 (453,287)
	売渡し	100 (190,037)	80 (142,282)	32 (58,069)	21 (45,153)	24 (57,246)	20 (57,385)	277 (550,172)
	借入れ	201 (626,201)	247 (710,345)	199 (574,343)	137 (401,253)	125 (434,454)	93 (261,677)	1,002 (3,008,273)
	貸付け	121 (653,974)	126 (733,305)	82 (574,343)	70 (401,253)	71 (434,454)	55 (261,677)	525 (3,059,006)
	買入れ	253 (803,429)	248 (744,445)	200 (639,405)	173 (485,927)	183 (564,767)	230 (684,483)	1,287 (3,922,456)
(財)福岡県農業 振興推進機構	売渡し	279 (998,679)	269 (855,006)	196 (575,220)	196 (557,801)	183 (586,719)	214 (659,937)	1,337 (4,233,362)
	借入れ	0 (0)						
	貸付け	0 (0)						
	買入れ	1,513 (60,983,705)	1,571 (66,112,443)	1,469 (70,747,801)	1,297 (63,955,336)	1,201 (57,175,824)	1,126 (51,755,991)	8,177 (370,731,100)
計	売渡し	1,420 (52,973,498)	1,312 (46,227,786)	1,367 (56,217,803)	1,655 (82,560,482)	1,763 (81,560,257)	1,225 (46,166,149)	8,742 (365,705,975)
	借入れ	469 (2,003,487)	1,154 (5,744,756)	460 (1,708,104)	313 (1,258,688)	262 (2,853,432)	429 (1,256,239)	3,087 (14,824,706)
	貸付け	204 (1,997,152)	219 (5,668,963)	206 (1,735,657)	155 (1,177,582)	151 (2,901,240)	213 (1,267,574)	1,148 (14,748,168)
	買入れ							

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 外の数値は件数 (件)、() 内の数値は面積 (㎡) をそれぞれ示す。

表 1-(1)-⑪ 新規の買入れや売渡しを控えているため「農地の中間保有・再配分機能」が十分に発揮されていない例

法人名	事例の内容
<p>(社)愛知県農林公社</p>	<p>買入れの実績が、平成 17 年度から 22 年度までの 6 年間で、17 年度の 1 件 (0.15ha) しかなく、18 年度以降は全くない。</p> <p>【上記の原因・理由 (同公社の説明)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農作物の価格低下、農業従事者の高齢化及び後継者不足等、農業を取り巻く環境が一段と厳しくなる中で、農地購入の需要が盛り上がり適当な買い手が見当たらない。 ○ 農地価格の下落により、保有する農地に著しい含み損が発生し(注)「中間保有リスク」が大きくなっていることから、新たな買入れには慎重にならざるを得ない。 <p>(注) 保有農地の売渡しに伴い生じる売買差損を補てんするため、国や愛知県等からの助成を受けている(平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間の合計額は 10.8 億円)。</p>
	<p>また、貸借事業についても、平成 19 年度以降、借入れ、貸付けとも実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由 (同公社の説明)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 売買事業は同公社、貸借事業は市町村の農地保有合理化法人という実態上の役割分担が形成され、現在も継続している。 ○ 市町村の農地利用集積円滑化団体の方が、農地の貸借に係る地域の需要をよく把握している面がある。
<p>(財)広島県農林振興センター</p>	<p>平成 17 年度から 22 年度までの 6 年間で、買入れの実績が 17 年度に 4 件 (3.3ha)、売渡しの実績が 17 年度及び 18 年度に計 14 件 (6.5ha) あるものの、19 年度以降は買入れ、売渡しとも実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由 (広島県の説明)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 順次、県が関与する事業の見直しを行う中で、農地保有合理化事業について、中間保有のリスクが伴う売買事業を取りやめることとし、新規の売買を停止するよう同センターを指導している。 ○ 現地の状況を把握している市町段階の法人(団体)が事業を実施する方が合理的であると考えられる。 <p>また、貸借事業についても、売買事業と同様の原因・理由で、平成 19 年度以降、新規の借入れ及び貸付けの実績が全くない(継続中の契約はあるが、33 年度で全て終了予定)。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(2) 農地法に基づく遊休農地に関する措置及び耕作放棄地再生利用対策の適正かつ効果的な実施

勸告	説明図表番号
<p>農地は、食料の安定供給にとって不可欠な資源であると同時に、農業生産が行われることで多面的機能が発揮されていることから、国民の貴重な財産として守られるべきものである。しかしながら、農業や農村の衰退とともに、農地面積の減少が続き、農業生産が行われない耕作放棄地や不作付地が年々増加している。</p> <p>「食料・農業・農村基本計画」においては、「耕作放棄地の解消に向けて、再生利用の取組に対する支援を実施するとともに、関連施策を必要に応じて活用する。これと併せて、平成 21 年に改正された農地制度において新たに設けられた農業委員会の役割強化による調査・指導や、所有者が判明しない遊休農地について利用権を設定できる仕組み等を適切に運用し、遊休農地解消に向けた取組を推進する。これらの取組を主体として、農用地区域を中心に耕作放棄地の再生・有効利用と発生の抑制を図る。」とされており、農業委員会による農地の利用の状況についての調査や耕作の目的に供されていないなどの農地について農業上の利用の増進を図るための指導等、耕作放棄地の位置と状況の把握を目的とした「耕作放棄地全体調査（荒廃した耕作放棄地等の状況調査）」、耕作放棄地の再生利用の支援を目的とした「耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用交付金）」といった取組が行われている。</p> <p>また、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、平成 28 年度までに、「土地利用型農業については、今後 5 年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で 20～30ha、中山間地域で 10～20ha の規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。」とされ、このための取組・方策の一つとして、「農地法の遊休農地解消措置を徹底活用する。」とされている。</p> <p>ア 農地法に基づく遊休農地に関する措置</p> <p>【制度の概要】</p> <p>農業委員会は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、毎年 1 回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下項目 1 (2) 及び (5) において「利用状況調査」という。）を行わなければならないとされている。また、農業委員会は、同条第 3 項の規定に基づき、利用状況調査の結果、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（①の農地を除く。）のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとするとしている。</p> <p>農業委員会による指導を受けた農地が、当該指導後においてもなお相当期間農業上の利用の増進が図られない場合や、その所有者が当該指導に従う意思がない旨を表明した場合等には、農業委員会は、当該農地が遊休農地である旨の通知を行い（農地法第 32 条）、通知を受けた遊休農地の所有者は、通知のあった日から起算して 6 週間以内に、遊休農地の農業上の利用に関する計画を農業委員会に届け出なければならないとされている（同法第 33 条第 1 項）。また、届け出られた計画の内容が当</p>	<p>表 1-(2)-① 表 1-(2)-② 表 1-(2)-③ 表 1-(2)-④</p>

該遊休農地の農業上の利用の増進を図る上で適切でないと思われる場合や、届がない場合等には、農業委員会は、遊休農地の所有者に対し、当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することとされている（同法第34条第1項）。

このような遊休農地に対する利用促進措置に関する規定は、平成21年6月に公布（同年12月施行）された農地法等の一部を改正する法律による農地法の改正で設けられたものである。

農林水産省は、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）により、利用状況調査の実施方法や、農地法第30条第3項の指導の指導方法及び指導内容等を具体的に示している。また、同省では、「農地法に基づく遊休農地に関する措置の施行状況調査」により、各農業委員会における利用状況調査や農地法第30条第3項の指導等の実施状況を把握しており、その結果、取組の改善が必要と認められる農業委員会に対しては、都道府県を通じて指導・助言を行っている。

【調査結果】

(7) 利用状況調査の実施状況

今回、28農業委員会における平成22年度の利用状況調査の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

① 調査した28農業委員会のうち、平成22年度の利用状況調査において、当該農業委員会の区域内にある農地の全てを調査対象とせず、その利用状況を把握していない農地があるものが10委員会みられた。

表1-(2)-⑤

また、当該農業委員会の区域内にある農地の面積に占める利用状況調査を実施した面積の割合（調査実施率）をみると、この10委員会のうち、調査実施率が50%未満のものは2委員会（秋田市農業委員会及び富田林市農業委員会）となっている。

i 秋田市農業委員会では、平成22年度の利用状況調査において、実施体制が農業委員25人、事務局職員8人と脆弱であるとして、その区域内にある農地を3年間で全て調査することとしたため、22年度は管内農地面積9,290.0haのうち、22年10月の5日間で3,150.0haしか調査していない（調査実施率は33.9%）。

ii 富田林市農業委員会では、平成22年度の利用状況調査において、管内を6地区に分け、22年4月、9月、10月及び11月にそれぞれ1日程度、計4地区を調査しているが、事務局職員が実働2名であり、全筆を実地調査する時間がないとして、利用状況調査では、あらかじめ農地パトロールによる巡視で農地法第30条第3項第1号又は第2号の農地に該当する可能性があるとしたものに限定して現地確認を行っていること、また、残り2地区を23年度に調査することとしたため、22年度は管内農地面積686.0haのうち3.6haしか調査していない（調査実施率は0.5%）。

(イ) 農地の農業上の利用の増進を図るための指導の実施状況

また、28 農業委員会における平成 22 年度の利用状況調査の結果に基づく農地法第 30 条第 3 項の指導の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

② 調査した 28 農業委員会のうち、平成 22 年度の利用状況調査において把握した農地法第 30 条第 3 項の指導の対象となる農地について、当省の調査時点（平成 23 年 10 月～12 月）で全て指導を行っていたものは 7 委員会にとどまっており、未指導の農地があったものが 12 委員会、全ての農地について指導を行っていなかったものが 9 委員会みられた。

また、当該農業委員会が把握した農地法第 30 条第 3 項の指導の対象となる農地の面積に占める指導を行ったものの面積の割合（指導率）をみると、未指導の農地があった 12 農業委員会のうち、指導率が 50%未満のものは 8 委員会となっている。

全ての農地について指導を行っていなかった 9 農業委員会についてその理由を調査したところ、i) 山間部の条件不利地で鳥獣被害等もある農地の指導は難しく、指導方法や指導内容が決まっていなかったためとしているものが 4 委員会、ii) 当該農地の所有者に対し意向確認や啓発を行い、その経過を見守っているためとしているものが 3 委員会、iii) 調査結果の取りまとめなど指導の準備中のためとしているものが 1 委員会、iv) 全ての農地の遊休化の原因を把握しておらず、また、耕作放棄とその解消が繰り返されているものもあることから、踏み込んだ法的指導が難しいためとしているものが 1 委員会となっている。

同様に、未指導の農地があった 12 委員会についてその理由を調査したところ、指導方法や指導内容が決まっていなかったためとしているものが 5 委員会と最も多くみられた。また、調査結果の取りまとめなど指導の準備中のためとしているものが 1 委員会、当該農地の所有者に対し意向確認や啓発を行い、その経過を見守っているためとしているものが 1 委員会みられた。そのほかに、指導の対象となる農地の件数が 7,578 筆（面積は計 715.0ha）と多く対応できないためとしているもの（指導率は 7.1%）が 1 委員会、当該農地の所有者と連絡が取れないためとしているものが 3 委員会みられた（一つの農業委員会が複数の理由を挙げている場合がある。）。

なお、上記の「指導方法や指導内容が決まっていなかったため」としている計 9 委員会の中には、その理由として、遊休化している農地は山間部の条件不利地で鳥獣被害等もあるため耕作再開が見込めない旨を挙げているものが 4 委員会みられた。また、「所有者と連絡が取れないため」としている 3 委員会の中には、当該理由により指導率が 4 割程度にとどまっているものが 1 委員会みられた。

③ 「農地法の運用について」では、当該農地の所有者による耕作再開や地域の認定農業者等への利用集積が見込まれず、かつ当該農地を利用する者が直ちには見込まれない場合の農地法第 30 条第 3 項の指導の指導内容について、基盤強化法第 11 条の 12 の農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出（注）を行うこと等を指導することとされている。

（注） 農地所有者代理事業を行う農地利用集積円滑化団体が、その事業実施地域に存する農用地等の所有者から農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあった場合は、

表 1-(2)-⑥

表 1-(2)-⑦

正当な理由がなければ、当該委任契約の締結を拒んではならないとされている（基盤強化法第 11 条の 12）。

調査した 28 農業委員会のうち、平成 22 年度の利用状況調査において把握した農地法第 30 条第 3 項の指導の対象となる農地の全てについて当該指導を行っていなかった 9 委員会を除く 19 委員会について、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出を行うことを当該農地の所有者に対して指導した実績があるかどうか調査（平成 24 年 5 月）したところ、22 年度に当該指導を行い、その結果申出が行われたものが 1 委員会で見られた。また、平成 24 年度に当該指導を実施したいとしているものも 1 委員会みられた。一方、耕作条件が不利な農地や荒廃が進んでいる農地について農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任を行っても借り手が見付からないと認識しているなどとして、申出を行うよう指導することに消極的なものが 6 委員会みられた。

農地利用集積円滑化団体は、その農地利用集積円滑化事業規程において、農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、都道府県、市町村、農業委員会、他の農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、農業協同組合、普及指導センター、都道府県青年農業者等育成センター、地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関等と十分連絡及び調整を図る旨規定していること（農林水産省経営局長通知「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」の別添 2「農地利用集積円滑化事業規程例」第 4 条第 1 項）から、例えば当該農地の借り手の掘り起こしに当たっても、農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業の機能を積極的に活用した方が、より広範かつ多様な借り手の掘り起こしが期待でき、有効なのではないかと考えられる。

表 1-(2)-⑧

- ④ 調査した 28 農業委員会のうち、平成 22 年度の利用状況調査において把握した農地法第 30 条第 3 項の指導の対象となる農地の全てについて当該指導を行っていなかった 9 委員会を除く 19 委員会について、当該指導を行った農地の面積のうち、当省の調査時点（平成 23 年 10 月～12 月）で当該指導により農業上の利用の増進が図られたものの面積の占める割合（改善率）をみたところ、指導率が 100%の 7 委員会のうち、農業上の利用の増進が図られたかどうかまだ把握していなかった 1 委員会を除く 6 委員会では、改善率が最も高いもので 27.6%、最も低いもので 1.6%と、指導率が 100%の農業委員会でも当該指導がなかなか改善につながっていない状況がうかがわれる。

表 1-(2)-⑨

なお、改善率が 100%のものが 3 委員会みられるが、これらはいずれも指導率が低調（7.1%、17.4%、21.8%）で、当該指導そのものが全体的に進んでいないものである。

農地法第 30 条第 3 項の指導を行ってもなお農業上の利用の増進が図られなかった農地がみられる理由について、調査した農業委員会の中には、当該農地の所有者が高齢のため耕作できないこと、当該農地が耕作条件不利地であることや荒廃が進んでいることなどを挙げているものもみられる。しかしながら、これらの事情は当該指導を行う時点である程度は判明していたと考えられ、例え

ば、当該農地の所有者が高齢のため耕作できないのであれば、地域の認定農業者等への当該農地の貸付けや農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出を行うことを指導するなど、それぞれの事情をよく踏まえたきめ細やかで実効ある内容の指導が当該農業委員会において行われるべきだったと考えられる。

なお、調査した 28 農業委員会においては、平成 22 年度に農地法第 32 条の「遊休農地である旨の通知」又は「農業委員会に過失がなくて通知を受けるべき遊休農地の所有者を確知することができないときの遊休農地である旨の公告」を行った実績はない。

イ 耕作放棄地再生利用対策

(7) 耕作放棄地全体調査（荒廃した耕作放棄地等の状況調査）

【制度の概要】

農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づく国の「農用地等の確保等に関する基本指針」（平成 22 年 6 月 11 日）において、「平成 32 年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標」として、「現状（平成 21 年 407 万 ha）よりも 8 万 ha 増の 415 万 ha」が設定されており、当該目標を達成するためには、荒廃した耕作放棄地を平成 32 年までに 10 万 ha 再生することが必要と想定されている（「農用地区域内農地面積の目標について」における施策効果）。

荒廃した耕作放棄地を再生利用するための取組として、農林水産省は、耕作放棄地を解消するためには、それぞれの耕作放棄地の状況に応じたきめ細かな対策が必要であることから、都道府県及び市町村・農業委員会の協力の下、その位置と状況を把握することを目的として、「耕作放棄地全体調査要領」（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知。以下項目 1(2)において「全体調査要領」という。）により、平成 20 年度から、市町村と農業委員会とが協力して現況が耕作放棄地となっている農地を対象に荒廃の状況等を把握する現地調査（耕作放棄地全体調査。以下項目 1(2)において「全体調査」という。）を実施している。

全体調査は、市町村と農業委員会がそれぞれの業務の一部として、互いに連携して行うものとされている。平成 20 年度の第 1 回目は、現地調査により、荒廃した耕作放棄地の位置を把握し、その状況に応じて、①人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地（緑）、②草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備（区画整理、暗きょ排水、客土、農道整備、重機を用いた整地等）を実施して農業利用すべき土地（黄）及び③森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地（赤）に区分（地図で色分け）し、農林水産省は、その結果を集計・公表している。

平成 22 年 9 月 16 日付けの全体調査要領の改正により、全体調査の中に「耕作放棄地解消計画の策定」が盛り込まれ、引き続き現況が耕作放棄地となっている農地を対象に荒廃の状況等を把握する現地調査を実施するとともに、把握した耕作放棄地に係る解消計画（耕作放棄地解消計画。以下項目 1(2)において「解消計

表 1-(2)-⑩

表 1-(2)-⑪

画」という。)を定め、耕作放棄地解消に向けた取組を推進するものとされた。また、平成23年11月8日付けの全体調査要領の改正により、現地調査は農地法第30条第1項の規定に基づく利用状況調査(同条第3項第1号に掲げる農地に係るものに限る。)をもってこれに代えることとされ(注)、利用状況調査の中で、①過去の調査により把握されている耕作放棄地の現状確認、解消及び新たな営農の推進等の状況並びに②新たな耕作放棄地の発生状況を把握することとされた。

(注) 農地法第30条第3項各号の農地と全体調査における「荒廃した耕作放棄地」との関係
農地法第30条第3項第1号の「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」は、全体調査における①人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地(緑)及び②草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備(区画整理、暗きょ排水、客土、農道整備、重機を用いた整地等)を実施して農業利用すべき土地(黄)の合計と一致するものである。

一方、農地法第30条第3項第2号の「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地(第1号に掲げる農地を除く。)」は、全体調査で把握すべき「荒廃した耕作放棄地」には含まれない。また、全体調査における③森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地(赤)は、農地法第30条第3項各号の農地には該当しない。

なお、農地法における「遊休農地」は、同法第32条の通知又は公告をもって初めて「遊休農地」として確定されるものである。

なお、農林水産省は、平成24年度から全国各地で人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の作成が進められていることなどを踏まえ、24年12月26日付けで全体調査要領の改正を行い、解消計画を廃止している。また、現地調査について、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する利用状況調査と併せて実施することとされた(ちなみに、今回の全体調査要領の改正を機に、全体調査の名称及び「荒廃した耕作放棄地」の用語が「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」及び「荒廃農地」にそれぞれ改められたところである。)

【調査結果】

今回、35地方公共団体(注)における平成20年度から22年度までの全体調査の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

(注) 全体調査要領では、全体調査は市町村と農業委員会が連携して行うものとされているが、これら35地方公共団体においては、①市町村が主体となって実施しているもの、②農業委員会が主体となって実施しているもの及び③市町村と農業委員会が共同で実施しているものがそれぞれみられた。

- ① 全体調査の調査範囲は当該地方公共団体の区域内の全ての農地とされ、「現況が耕作放棄地となっている農地」が調査対象とされているが、i) 現地調査時に作付けがされていなくても、作付けが予定されているもの(農作物の共済加入農地、調整水田等の不作付地、土地改良通年施行対象農地)、ii) 農地基本台帳上、既に森林・原野化している土地に区分されているもの(「市町村及び農業委員会における耕作放棄地面積の管理について」(平成18年1月6日付け17農振第1477号農林水産省経営局構造改善課長・農村振興局企画部地域計画官連名通知)に基づき、農地基本台帳に「×」印等が記された記録があるもの)及びiii) 採草放牧地については、原則として調査対象外とされている(農林水産省

「耕作放棄地全体調査質疑応答集」等)。

調査した 35 地方公共団体のうち、平成 20 年度の第 1 回目の全体調査において、当該地方公共団体における人員・予算・時間上の制約があることからその区域内の全ての農地を調査することができず、現況を十分に把握できなかつたものが 12 地方公共団体みられた(「耕作放棄地全体調査質疑応答集」等に照らし調査対象外農地やこれに準ずると考えられる農地に該当するものを調査範囲から除外している場合は、当該地方公共団体に含めていない)。その中には、i) 市内全ての農地を現地調査することは物理的にも不可能であるためとして、問題があると農業委員が判断した農地及び農地パトロールで耕作放棄が認められた農地に調査範囲を限定したため、管内農地面積に比べてごく限られた面積しか現地調査していないもの、ii) 現地調査の実施に要する要員や費用、時間等の負担が多大であるとして、同じ平成 20 年度に実施していた「耕作放棄地再生利用推進事業」による調査結果を県に報告したことをもって現地調査の実施に代えたことから、調査範囲が特定の地域に限定されたため、耕作放棄地の把握が必ずしも十分ではなかつたものもみられた。同様に、平成 21 年度の全体調査や 22 年度の全体調査においても、一部の地方公共団体において調査範囲を限定している状況がみられた。

地方公共団体の協力の下で実施されている全体調査において、現地調査等に係る人員・予算・時間上の制約から、その区域内の全ての農地を調査範囲とすることが困難な地方公共団体が見られるのはやむを得ないことではあるものの、全体調査の調査結果が耕作放棄地解消のための取組の基礎データとして重要であることに鑑みれば、それぞれの地方公共団体において可能な限りその区域内の全ての農地を調査範囲とし、当該調査結果のより高い精度の確保に努めることが望まれる。

- ② 解消計画は、計画的な耕作放棄地解消のための基礎資料とするため、市町村が農業委員会と連携して策定するもので、i) 市町村名、地区名(大字名)、ii) 耕作放棄地面積、iii) 農地法に基づく指導内容等、iv) 解消分類(営農再開、基盤整備後営農再開、保全管理)、v) 解消主体、vi) 解消内容(作付け作物等)及びvii) 解消に向けた実施計画(各年度の実施内容、活用事業)の各事項を記載することとされていた(平成 23 年 11 月 8 日付けの全体調査要領の改正により、解消計画の記載事項のうち i) 解消主体、ii) 解消内容(作付け作物等)及びiii) 解消に向けた実施計画(各年度の実施内容、活用事業)が「解消に向けた取組内容」に集約され、年度別の取組計画も必要に応じて記載することとされた。)

調査した地方公共団体における平成 22 年度の解消計画の策定状況や、解消計画を策定していた地方公共団体について当該解消計画の策定内容をみたところ、i) 当該地方公共団体の区域内に耕作放棄地があるにもかかわらず、解消計画を策定していなかつたものや、ii) 「解消に向けた実施計画(各年度の実施内容、活用事業)」を空欄のままとしているほか、「解消内容(作付け作物等)」には導入作物、放牧、区画整理、景観作物の植栽等の解消内容を記載すべきと

表 1-(2)-⑫

ころ全て「保善管理又は耕作」としているなど、解消計画が実効ある内容となっていないものがみられた（ちなみに、これらの事例については、その後、解消計画の策定に向けた地域での話し合いが進められていること、耕作放棄地解消のための取組として市外からの農業参入等の促進を検討していることなどが確認された。）。

前述のとおり、平成 24 年 12 月 26 日付けの全体調査要領の改正により解消計画は廃止されたが、耕作放棄地解消のための取組自体は、今後もそれぞれの地方公共団体において、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成等を通じて計画的かつ効果的に行われることが望まれる。

(イ) 耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用交付金）

【制度の概要】

農林水産省は、耕作放棄地の再生利用を図るためには、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組が必要であることから、耕作放棄地を再生利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」（以下項目 1 (2)において「緊急対策」という。）を平成 21 年度予算で創設しており、25 年度まで実施することとしている。

緊急対策は、都道府県耕作放棄地対策協議会（以下項目 1 (2)において「都道府県協議会」という。）及び地域耕作放棄地対策協議会（以下項目 1 (2)において「地域協議会」という。）が実施主体となり、耕作放棄地再生利用交付金（以下項目 1 (2)において「再生利用交付金」という。）を交付して、耕作放棄地を再生利用する取組やこれに附帯する施設等の補完整備を推進するものである。また、再生利用交付金は、国から交付された再生利用交付金を基に都道府県協議会で再生利用基金を造成し、当該基金から、地域協議会を通じて、再生利用に取り組む農業者等に再生利用交付金を交付する仕組みとなっている。

【調査結果】

① 農林水産省は、その政策評価において、「荒廃した耕作放棄地の解消面積」の目標値を設定している。具体的には、「農用地等の確保等に関する基本指針」において、「平成 32 年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標」の 415 万 ha を達成するためには、荒廃した耕作放棄地を平成 32 年までに 10 万 ha 再生することが必要と想定されていることを踏まえ、当該目標値を「10 万 ha（累計）」とし、これを 32 年までに達成することとしている。また、この 10 万 ha のうちの 3 万 ha について、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間で緊急対策等により解消されるものとして、22 年度から 26 年度までの各年度の目標値を全て「6,000ha」としている。

しかしながら、農林水産省は、緊急対策単独による「荒廃した耕作放棄地の解消面積」の目標値は設定していない。その理由について、同省では、荒廃した耕作放棄地を再生利用するための取組としては、緊急対策のほかにも、例えば国の「耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業」や「農山漁村活性化プロジ

表 1-(2)-⑬

ェクト支援交付金」などがあり、また、都道府県や市町村でも、耕作放棄地の解消を目的とした独自の施策を実施しており、さらには、農地法に基づく遊休農地に関する措置や農業者戸別所得補償制度の再生利用加算など、これらの取組の相乗効果によって荒廃した耕作放棄地の再生利用が実現している実態にあるとしている。そのため、緊急対策単独での目標を設定することは困難であるとしている。これに加え、同省では、再生利用交付金は荒廃した耕作放棄地を引き受けて営農再開に取り組む者を確保した上でその者による再生作業等を支援するために交付されるものであり、当該耕作放棄地の引受け手の確保や再生利用に関する貸し手との合意形成等の動向によって再生利用交付金に基づく事業の実施状況が大きく左右されるため、これらの調整活動等の動向を考慮せずに緊急対策による「荒廃した耕作放棄地の解消面積」の目標値をあらかじめ設定することは非現実的であるとしている。

緊急対策による「荒廃した耕作放棄地の解消面積」は、平成 21 年度で 1,040ha、22 年度で 1,136ha、23 年度で 1,180ha と一定の実績が上がっているが、当該解消面積に係る目標値が設定されていないため、これらの実績が十分な水準に達しているのかどうか検証することができないこととなっている。

緊急対策の検証について、当該対策による「荒廃した耕作放棄地の解消面積」の目標値を設定してその達成度合いを把握・分析する手法は取り難いとしても、緊急対策の成果や課題を踏まえて、今後の対策の内容を検討するとともに、引き続き実施状況を毎年度点検することが重要である。

② 今回、10 道府県の 10 都道府県協議会及び 19 市の 19 地域協議会における平成 21 年度及び 22 年度の再生利用交付金に係る事業の実施状況を調査した結果、調査した 19 地域協議会のうち、21 年度及び 22 年度の 2 か年で再生利用交付金に係る事業の実績が全くないものが 5 地域協議会みられた。その原因・理由について、5 地域協議会では、

- ・ 再生利用交付金を利用したいとの意向を持っている農業者はいるものの、自己負担分の資金確保のめどが立たず利用するまでに至っていないこと、また、再生利用する耕作放棄地のみならず、その周辺の暗きよ等の整備を行わなければ当該耕作放棄地を利用できないことが多いため、関係者の協力を得ることと当該整備に要する費用の確保が課題であること、
- ・ 耕作放棄地は山間部に多く小規模区画農地が連坦しているため、再生利用しようとしても全地権者の同意を得ることが困難であることと、再生利用に要する費用についても地元負担の同意を得ることが困難であること、
- ・ 荒廃した耕作放棄地に多額の費用を掛けてまで再生して利用しようとする需要がないこと、
- ・ 市独自の遊休農地の活用施策を実施しており、限られた予算及び人員の中で、より現実的で効果が高いと考えられる市の施策を優先的に実施していること、
- ・ 地元の農業協同組合、農事組合、農業共済組合等に対して再生利用交付金について周知したものの、十分に浸透していなかったのではないかと考えら

表 1-(2)-⑭

れること、また、再生利用交付金に関する相談の際に、農家から「交付対象が農用地区域内農地に限定されている」、「再生作業に対する交付額が10a当たり5万円しかない」、「交付申請書の作成が煩雑である」などの相談が寄せられており、再生利用交付金の利用を検討したものの結局断念した農家も多いのではないかと考えられること

などとしている。

緊急対策の検証に当たっては、当該対策の成果や課題を把握・分析するため、このような地域協議会における再生利用交付金に係る事業の取組の実態に関する情報も積極的に活用することが重要である。

【所見】

したがって、農林水産省は、農地法に基づく遊休農地に関する措置及び耕作放棄地再生利用対策の適正かつ効果的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 利用状況調査について、農地法にのっとり、その区域内にある全ての農地を調査対象として実施することを徹底するよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。また、利用状況調査の結果を踏まえて行う、農地の農業上の利用の増進を図るための指導については、当該農地の所有者が自ら耕作を行うか、自ら耕作を行うことが困難な場合は地域の認定農業者等への当該農地の貸付け等を行うよう指導を徹底するとともに、当該指導を行ってもなお農業上の利用の増進が図られない場合は農地法第32条の遊休農地である旨の通知又は公告等の措置の実施を徹底して農業上の利用の増進に向けた取組の実効性が上がるよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。

② 全体調査（現「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」）について、調査結果が耕作放棄地解消のための取組の基礎データとして重要であることに鑑み、現地調査等の際に必要なデータが適確に把握されるよう、都道府県を通じて市町村・農業委員会に対し要請すること。

あわせて、今後人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成等を通じて計画的な耕作放棄地解消のための取組を進める場合には、その実施状況を踏まえ、都道府県を通じて市町村に対し適切に指導を行うこと。

③ 緊急対策について、各地域協議会における具体的な取組の実態や、当該対策の成果や課題を踏まえて、今後の対策の内容を検討するとともに、引き続き実施状況を毎年度点検すること。

表 1-(2)-① 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)における遊休農地に関する措置に係る規定(関係条文抜粋)

(利用状況調査及び指導)

第三十条 農業委員会は、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない。

- 2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる。
- 3 農業委員会は、前二項の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその農地の所有者。第三十二条において同じ。）に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとする。
 - 一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
 - 二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（前号に掲げる農地を除く。）
- 4 前項の規定は、第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、適用しない。

(農業委員会に対する申出)

第三十一条 次に掲げる者は、前条第三項各号のいずれかに該当する農地があると認めるときは、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 一 その農地の存する市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合、土地改良区その他の農林水産省令で定める農業者の組織する団体
 - 二 その農地の周辺の地域において農業を営む者（その農地によってその者の営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものに限る。）
- 2 農業委員会は、前項の規定による申出があつたときは、当該農地についての利用状況調査その他適切な措置を講じなければならない。

(遊休農地である旨の通知等)

第三十二条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者に対し、当該農地が遊休農地である旨及び当該農地が第三十条第三項各号のいずれに該当するかの別を通知するものとする。ただし、過失がなく通知を受けるべき遊休農地の所有者を確知することができないときは、その旨を公告するものとする。

- 一 第三十条第三項の規定による指導をした場合においてもなお相当期間当該指導に係る農地の農業上の利用の増進が図られない場合
- 二 第三十条第三項の規定による指導に係る農地につき所有権に関する仮登記上の権利が設定されていることを理由にその農地の所有者が当該指導に従う意思がない旨を表明したときその他その農地の農業上の利用の増進が図られないことが明らかであると認められる場合
- 三 その農地について第三十条第三項の規定による指導をすることができない場合

(遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出)

第三十三条 前条の規定による通知を受けた遊休農地の所有者（当該遊休農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。）は、農林水産省令で定める事由に該当する場合を除き、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る遊休農地の農業上の利用に関する計画を農業委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該遊休農地の農業経営基盤強化促進法第四条第四項第一号に規定する利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の記載があるときは、同法第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなして、同条及び同法第十三条の二の規定を適用する。

(勧告)

第三十四条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該遊休農地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

- 一 前条第一項の規定による届出に係る計画の内容が当該遊休農地の農業上の利用の増進を図る上で適切でないと認める場合
 - 二 前条第一項の規定による届出がない場合
 - 三 前条第一項の規定による届出に係る計画に従つて当該遊休農地の農業上の利用が行われていないと認める場合
- 2 農業委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(所有権の移転等の協議)

第三十五条 農業委員会は、第三十条第三項第一号に該当する農地について前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る遊休農地の所有権の移転又は賃借権の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は特定農業法人（農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人をいう。）で農林水産省令で定める要件に該当するもの（以下「農地保有合理化法人等」という。）のうちから所有権の移転等に関する協議を行う者を指定して、その者が所有権の移転等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた遊休農地の所有者等に通知するものとする。

- 2 前項の規定により協議を行う者として指定された農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことを拒んではならない。
- 3 前項の規定による協議に係る遊休農地の所有権の移転等を受けた農地保有合理化法人等は、当該遊休農地を含む周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するよう当該遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

（調停）

第三十六条 前条第二項の規定による協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、同条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る所有権の移転等につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、前条第一項の規定による指定をした農業委員会に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

（裁定の申請）

第三十七条 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第三十五条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る遊休農地について、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。以下同じ。）の設定に関し裁定を申請することができる。

（意見書の提出）

第三十八条 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、当該申請に係る遊休農地の所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

（裁定）

第三十九条 都道府県知事は、第三十七条の規定による申請に係る遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、当該申請をした者が当該遊休農地をその者の利用計画に従って利用に供することが当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

- 2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 特定利用権を設定すべき遊休農地の所在、地番、地目及び面積
 - 二 特定利用権の内容
 - 三 特定利用権の始期及び存続期間
 - 四 借賃
 - 五 借賃の支払の方法
- 3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならない。同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かななければならない。

（裁定の効果等）

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者及び当該申請に係る遊休農地の所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者と当該申請に係る遊休農地の所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

3 民法第二百七十二條ただし書（永小作権の譲渡又は賃貸の禁止）及び第六百十二條（賃借権の譲渡及び転貸の制限）の規定は、前項の場合には、適用しない。

（所有者等を確知することができない場合における遊休農地の利用）

第四十三条 第三十二条ただし書の規定による公告に係る遊休農地（第三十条第三項第一号に該当する農地であつて、当該遊休農地の所有者等に対し第三十二条の規定による通知がされなかつたものに限る。）を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人等は、当該公告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該遊休農地を利用する権利の設定に関し裁定を申請することができる。

2 第三十九条の規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地」とあるのは「当該遊休農地」と、同項及び同条第二項第一号から第三号までの規定中「特定利用権」とあるのは「当該遊休農地を利用する権利」と、同項第四号中「借賃」とあるのは「借賃に相当する補償金の額」と、同項第五号中「借賃」とあるのは「補償金」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

4 第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者は、当該遊休農地を利用する権利を取得する。

5 第一項の裁定の申請をした者は、当該裁定において定められた当該遊休農地を利用する権利の始期までに、当該裁定において定められた補償金を当該遊休農地の所有者等のために供託しなければならない。

6 前項の規定による補償金の供託は、当該遊休農地の所在地の供託所にするものとする。

7 第十六条及び前条第一項の規定は、第一項に規定する遊休農地を利用する権利について準用する。この場合において、第十六条第一項中「その登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつた」とあるのは、「その設定を受けた者が当該遊休農地の占有を始めた」と読み替えるものとする。

（措置命令）

第四十四条 市町村長は、第三十二条の規定による通知又は公告に係る遊休農地における病虫害の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該遊休農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該遊休農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下この条において「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときには、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 市町村長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた遊休農地の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくして当該支障の除去等の措置を命ずべき遊休農地の所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

4 市町村長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該遊休農地の所有者等に負担させることができる。

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第六十六条 第四十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第三十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(2)-② 「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号 農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)における遊休農地に関する措置に係る規定(抜粋)

第 3 遊休農地に関する措置

法第 1 条に規定する目的及び法第 2 条の 2 に規定する農地について権利を有する者の責務の趣旨を踏まえ、法第 4 章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならないことに留意されたい。

1 法第 30 条第 1 項関係

法第 30 条第 1 項の利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)は、次の事項に留意されたい。

(1) 実施時期

利用状況調査については、あらかじめ実施期間を明確にしておくこと。

(2) 調査の方法

ア 旧市町村、大字等適当な範囲で区域を区切り、担当の農業委員を定め、必要に応じて地域の農業事情に精通した者、農業団体等の協力を得て、調査すること。

イ 農地が集団的に利用されている地域等遊休農地が周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査すること。

ウ 農地に関する情報、既存の調査結果、調査図面等を活用するものとし、例えば、所有権に関する仮登記上の権利が設定されている農地(以下「仮登記農地」という。)、法第 3 条第 3 項に基づき権利が設定されている農地等特に注意して調査すべき地域又は農地を明確にして調査すること。

エ 道路からの目視により雑草が繁茂していることが確認された場合は、現地で利用状況の写真を撮影し、その旨を図面等に記録すること。

2 法第 30 条第 3 項関係

農業委員会の指導は、次の事項に留意されたい。

(1) 対象農地

ア 法第 30 条第 3 項第 1 号は、

(ア) 「現に耕作の目的に供されておらず」とは、過去 1 年以上作物の栽培が行われていないことをいう。

(イ) 「引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる」については、当該農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその農地の所有者。以下同じ。)の農業経営に関する意向のほか、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等農地を常に耕作し得る状態に保つ行為(以下「維持管理」という。)が行われているかにより判断すること。

イ 法第 30 条第 3 項第 2 号の「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」については、近傍類似の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の態様と比較して判断すること。

この場合、作物(ウメ、クリ等を含む。)がまばらに又は農地内で偏って栽培されていないか、栽培に必要な管理が適切に行われているか等に留意して判断すること。

(2) 指導方法

ア 農地の所有者に対して、利用状況調査等の結果を伝え、その耕作の再開についての考え方等の意向を確認した上で、耕作の再開等を指導すること。なお、指導を行ったときは、その都度、経過が分かるよう記録すること。

イ アの意向確認の結果、耕作する意思が明確でない又は耕作の再開が見込まれない場合には、あらかじめ法第 32 条の遊休農地である旨の通知を行う期日(以下単に「期日」という。)を定め、原則として書面により指導を行うこと。

ウ 書面で指導を行う場合は、次の事項を記載した書面を農地の所有者に交付すること。

(ア) アの指導を開始した年月日

(イ) 法第 30 条第 3 項の規定に基づく指導である旨

(ウ) 指導を行う農業委員の氏名

(エ) 農業上の利用を図るべき旨の指導

(オ) 期日

エ 口頭で指導を行う場合は、ウの事項を農地の所有者に明らかにした上で指導を開始するとともに、期日が到来する 1 月前までに、期日到来が迫っている旨の農業委員長名の書面を交付すること。

(3) 指導内容

ア 農地の所有者が自ら耕作を行う意思を有し、その実現が見込まれる場合(一部作業を委託する場合を含む。)

普及指導センター等と連携し耕作を行うことを指導(必要に応じ栽培作目、技術等を指導)すること。

イ 農地の所有者自らが耕作を行うことが困難と判断され、地域の認定農業者等への利用集積が見込まれる場合

地域の認定農業者等への当該農地の貸付け等を指導するとともに、相手方の紹介、あっせん等を実施すること。

ウ ア及びイが見込まれない場合

(ア) 周辺地域に畜産農家が存在し、農地の所有者との連携による放牧が見込まれるとき

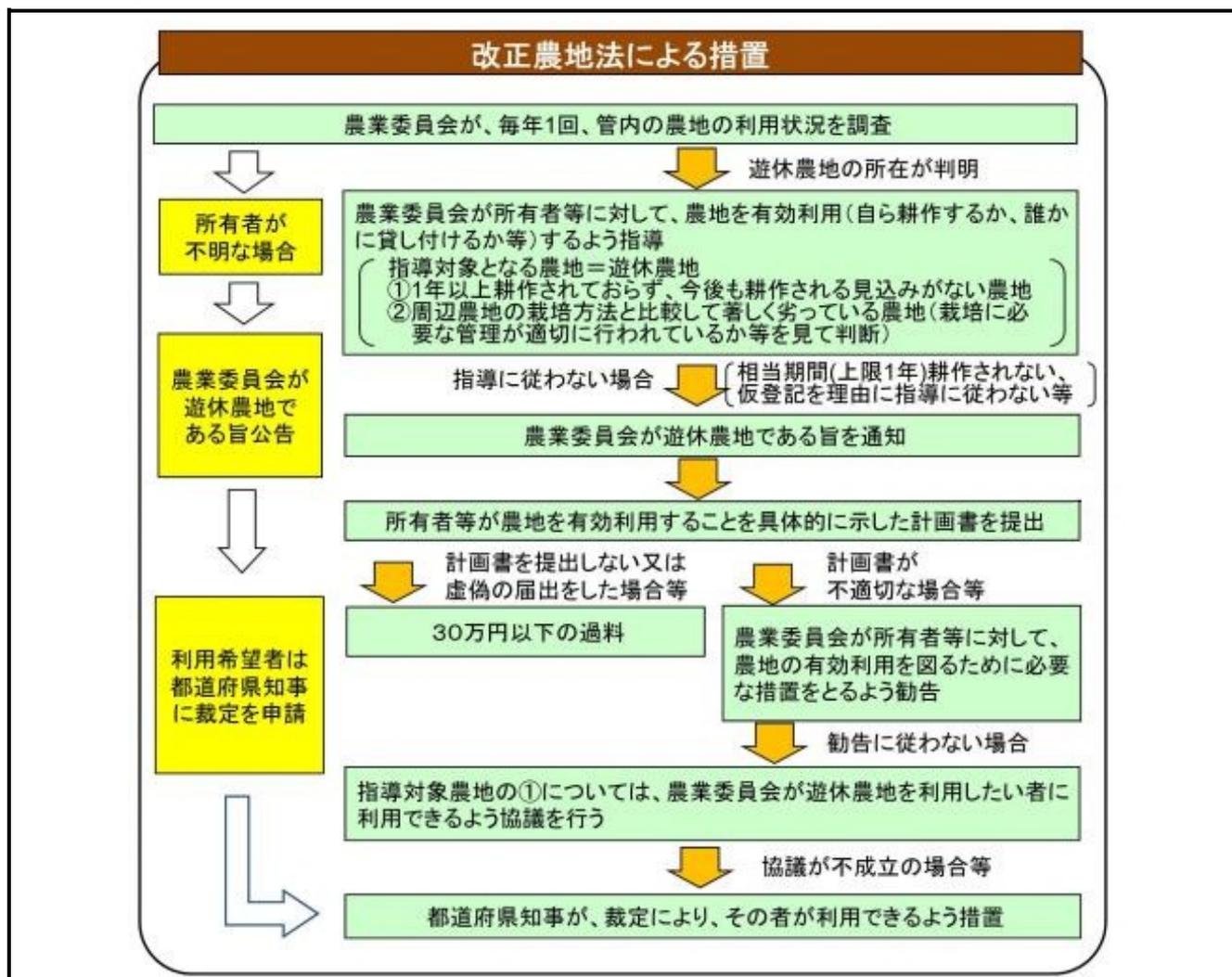
- 畜産農家と連携した放牧を指導すること。
- (イ) 市民農園等による利活用が見込まれるとき
市民農園等による利活用を指導すること。
 - (ウ) 農業に意欲のあるNPO法人、農業協同組合、地場の会社等による利用が見込まれるとき
これらの者への貸付け等を指導すること。
 - (エ) 当該農地を利用する者が直ちには見込まれないとき
利用する者が確保されるまでの間、維持管理を行うこと、基盤法第11条の12の農地利用集積円滑化団体等に貸付けの委任の申出を行うこと等を指導すること。

(4) その他

- ア 農地の所有者が疾病又は負傷による療養、災害等のやむを得ない事由により耕作を行うことができない場合には、これらの事由が解消した後速やかに指導を開始すること。
- イ 仮登記農地は、将来の所有権移転を内容とする売買契約が既に締結されていること等から、仮登記農地の所有者にこれを有効に活用しようとする意識が極めて乏しい等遊休農地の解消に支障を来たすおそれがあることから、指導に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (ア) 仮登記農地の所有者に対して、所有権は仮登記の登記権利者（以下「仮登記権利者」という。）ではなく、仮登記農地の所有者にあることの説明を徹底すること。
 - (イ) 必要に応じて仮登記権利者に対しても、当該農地について農業上の利用の増進が図られる必要がある旨を伝えること。
 - (ウ) 仮登記農地の貸付けをあっせんするに当たり、農地が返還されなくなるのではないかという仮登記農地の所有者の懸念を払拭するため、期間満了に伴って農地が返還される仕組みとなっている基盤法第18条に基づく農用地利用集積計画による利用権の設定等を行うこと。
 - (エ) (ウ)の利用権の設定等に当たっては、基盤法第18条第3項による同意が必要となる者の中には仮登記権利者は含まれないことに留意するとともに、改めて、仮登記権利者に対しては、当該農地は農業上の利用の増進が図られる必要がある旨を周知すること。
 - (オ) (ウ)の借受者に対しては、当該農地に仮登記が付されている旨を事前に示しておくこと。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(2)-③ 平成 21 年改正農地法に基づく遊休農地に関する措置の流れ



(注) 農林水産省の資料による。

表 1-(2)-④ 遊休農地に関する措置の実績 (平成 22 年)

(単位: 件、ha)

都道府県名	指導		通知		勧告	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
北海道	1,157	1,941.1	0	0.0	0	0.0
青森県	1,612	504.4	2	2.0	2	2.0
岩手県	1,765	757.7	0	0.0	0	0.0
宮城県	801	146.9	0	0.0	0	0.0
秋田県	352	103.0	0	0.0	0	0.0
山形県	688	76.9	0	0.0	0	0.0
福島県	236	50.4	0	0.0	0	0.0
茨城県	1,005	108.1	0	0.0	0	0.0
栃木県	138	17.1	0	0.0	0	0.0
群馬県	413	42.9	0	0.0	0	0.0
埼玉県	1,765	125.0	0	0.0	0	0.0
千葉県	328	53.8	0	0.0	0	0.0
東京都	143	7.0	0	0.0	0	0.0
神奈川県	1,123	102.7	0	0.0	0	0.0
山梨県	87	3.4	0	0.0	0	0.0
長野県	454	79.2	0	0.0	0	0.0
静岡県	9	1.2	0	0.0	0	0.0
新潟県	142	23.2	0	0.0	0	0.0
富山県	213	34.4	0	0.0	0	0.0
石川県	20	30.5	0	0.0	0	0.0
福井県	603	78.2	0	0.0	0	0.0
岐阜県	265	24.0	0	0.0	0	0.0
愛知県	1,855	185.7	0	0.0	0	0.0
三重県	58	8.8	0	0.0	0	0.0
滋賀県	57	4.7	0	0.0	0	0.0
京都府	201	21.8	0	0.0	0	0.0
大阪府	1,029	66.8	0	0.0	0	0.0
兵庫県	1,688	168.1	0	0.0	0	0.0
奈良県	952	66.1	0	0.0	0	0.0
和歌山県	162	26.9	0	0.0	0	0.0
鳥取県	160	15.3	0	0.0	0	0.0
島根県	13	7.6	0	0.0	0	0.0
岡山県	1,327	109.1	0	0.0	0	0.0
広島県	392	36.3	0	0.0	0	0.0
山口県	1	0.1	0	0.0	0	0.0
徳島県	603	54.5	0	0.0	0	0.0
香川県	1,090	213.2	0	0.0	0	0.0
愛媛県	136	12.8	0	0.0	0	0.0
高知県	362	21.5	0	0.0	0	0.0
福岡県	5,216	522.8	0	0.0	0	0.0
佐賀県	1,361	155.9	0	0.0	0	0.0
長崎県	742	41.4	0	0.0	0	0.0
熊本県	1,070	143.2	0	0.0	0	0.0
大分県	164	15.9	0	0.0	0	0.0
宮崎県	448	46.1	0	0.0	0	0.0
鹿児島県	924	105.2	0	0.0	0	0.0
沖縄県	749	81.8	0	0.0	0	0.0
合計	34,079	6,442.6	2	2.0	2	2.0

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 件数及び面積は、平成 21 年 12 月 15 日から 22 年 12 月末までの実績である。

表 1- (2)-⑤ 調査した 28 農業委員会における平成 22 年度の利用状況調査の実施状況

(単位：ha、%)

農業委員会名	管内の農地面積 (a)	利用状況調査 実施面積 (b)	調査実施率 (b/a)	利用状況を把握していない農地がある理由
札幌市農業委員会	2,822.0	2,822.0	100.0	
北広島市農業委員会	2,180.0	2,180.0	100.0	
石狩市農業委員会	6,896.0	5,815.0	84.3	管内の農地面積には牧場や森林等が含まれており、これらを調査対象から除外したため。
秋田市農業委員会	9,290.0	3,150.0	33.9	実施体制が農業委員 25 人、事務局職員 8 人と脆弱であるとして、管内の農地を 3 年間で全て調査することとしたため。
大館市農業委員会	9,296.0	9,296.0	100.0	
羽生市農業委員会	3,239.0	3,239.0	100.0	
深谷市農業委員会	6,386.0	6,386.0	100.0	
桶川市農業委員会	824.0	824.0	100.0	
川島町農業委員会	2,233.0	2,233.0	100.0	
上里町農業委員会	1,236.0	1,236.0	100.0	
白岡町農業委員会	1,116.0	1,044.0	93.5	現地確認が不可能な区画整理地内の農地 (57ha) 及び埼玉県企業局が整備を行う産業団地への転用が予定されている農地 (15ha) を調査対象から除外したため。
白山市農業委員会	5,040.9	5,040.9	100.0	
岡崎市農業委員会	4,935.0	4,562.0	92.4	市街化区域内の農地を調査対象から除外したため。
西尾市農業委員会	3,138.0	3,138.0	100.0	
田原市農業委員会	7,230.0	7,163.0	99.1	市街化区域内の農地を調査対象から除外したため。
伊賀市農業委員会	7,480.0	7,480.0	100.0	
岸和田市農業委員会	1,124.0	1,124.0	100.0	
富田林市農業委員会	686.0	3.6	0.5	管内を 6 地区に分け、平成 22 年 4 月、9 月、10 月及び 11 月にそれぞれ 1 日程度、計 4 地区を調査しているが、事務局職員が実働 2 名であり、全筆を実地調査する時間がないとして、利用状況調査では、あらかじめ農地パトロールによる巡視で農地法第 30 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の農地に該当する可能性があるとしたものに限定して現地確認を行っている上、残り 2 地区を 23 年度に調査することとしたため。

農業委員会名	管内の農地面積 (a)	利用状況調査 実地面積 (b)	調査実施率 (b/a)	利用状況を把握していない農地がある理由
太子町農業委員会	364.0	364.0	100.0	
広島市農業委員会	4,118.0	2,758.5	67.0	管内農地全域を調査することを計画していたが、農地が集団的に利用されている地域等遊休農地が周辺の農地に及ぼす影響の大きい地域や担い手等による利用が見込める農地から順次調査していった結果、全域を調査することができなかったため。
福山市農業委員会	3,644.0	3,644.0	100.0	
廿日市市農業委員会	1,714.0	1,714.0	100.0	
さぬき市農業委員会	3,147.0	3,147.0	100.0	
三豊市農業委員会	7,804.0	7,762.0	99.5	栗島及び志々島にある農地の現地調査ができなかったため。
福岡市農業委員会	2,872.0	2,442.0	85.0	平成20年度及び21年度の耕作放棄地全体調査の結果に基づき「非農地」に区分する予定の農地(430ha)を調査対象から除外したため。
大牟田市農業委員会	1,343.0	1,343.0	100.0	
朝倉市農業委員会	5,996.0	5,996.0	100.0	
糸島市農業委員会	5,829.0	4,421.0	75.8	農用地区域内農地を中心に調査を実施した結果、農用地区域外の農地を調査できなかったため。
合 計	111,982.9	100,328.0	89.6	

(注) 当省の調査結果による。

表1- (2)-⑥ 調査した28農業委員会における農地法第30条第3項の指導の実施状況（平成22年度）

（単位：ha、%）

農業委員会名	農地法第30条第3項の指導の対象となる農地（平成22年度の利用状況調査で把握したもの）									
	(a)	指導 済み (b)	指導率 (b/a)	未指導	指導方法・ 内容未定	意向確認・ 啓発後経過 観察中	所有者と連 絡が取れな い	調査結果 取りまと め中	その他	「その他」の具体的内容
札幌市農業委員会	100.1	0.0	0.0	100.1	0.0	0.0	0.0	100.1	0.0	
北広島市農業委員会	35.0	35.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
石狩市農業委員会	133.0	0.0	0.0	133.0	0.0	133.0	0.0	0.0	0.0	
秋田市農業委員会	24.2	0.0	0.0	24.2	0.0	24.2	0.0	0.0	0.0	
大館市農業委員会	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
羽生市農業委員会	59.0	24.5	41.5	34.5	0.0	0.0	34.5	0.0	0.0	
深谷市農業委員会	126.0	7.0	5.6	119.0	119.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
桶川市農業委員会	67.0	14.6	21.8	52.4	52.4	0.0	0.0	0.0	0.0	堤外地の集団的な荒廃農地 であり、抜本的な改善を必要と するため。
川島町農業委員会	23.2	19.9	85.8	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	
上里町農業委員会	14.0	1.6	11.4	12.4	0.0	0.0	0.0	12.4	0.0	
白岡町農業委員会	37.1	0.0	0.0	37.1	0.0	0.0	0.0	0.0	37.1	全ての農地の遊休化の原因 を把握しておらず、また、耕作 放棄とその解消が繰り返され ているものもあることから、踏 み込んだ法的指導が難しいた め。
白山市農業委員会	15.7	0.0	0.0	15.7	15.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
岡崎市農業委員会	877.4	0.0	0.0	877.4	877.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
西尾市農業委員会	7.6	7.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
田原市農業委員会	443.0	443.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
伊賀市農業委員会	126.0	0.0	0.0	126.0	103.0	0.0	0.0	0.0	23.0	23ha については、今後、農 地部会で非農地の決定を行う

農地法第30条第3項の指導の対象となる農地（平成22年度の利用状況調査で把握したもの）										
農業委員会名	(a)	指導 済み (b)	指導率 (b/a)	未指導	指導方法・ 内容未定	意向確認・ 啓発後経過 観察中	所有者と連 絡が取れな い	調査結果 取りまと め中	その他	「その他」の具体的内容
										予定
岸和田市農業委員会	22.0	22.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
富田林市農業委員会	2.9	2.9	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
太子町農業委員会	6.9	6.9	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島市農業委員会	35.0	6.1	17.4	28.9	28.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福山市農業委員会	42.0	3.0	7.1	39.0	0.0	39.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廿日市市農業委員会	4.8	2.4	50.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	農地所有者が確定できてい なかつたため。
さぬき市農業委員会	70.0	39.0	55.7	31.0	0.0	0.0	0.0	0.0	31.0	指導の対象となる農地の件 数が1,068筆ある上、当該農地 が鳥獣被害等のみられる条件 不利益である、当該農地の所有 者と連絡が取れないなどのた め。
三豊市農業委員会	715.0	51.0	7.1	664.0	0.0	0.0	0.0	0.0	664.0	指導の対象となる農地の件 数が7,578筆と多く対応できな いため。
福岡市農業委員会	51.5	51.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
大牟田市農業委員会	201.0	0.0	0.0	201.0	201.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
朝倉市農業委員会	127.2	43.0	33.8	84.2	44.8	0.0	0.0	0.0	39.4	39.4haについては、耕作放棄 地全体調査で「森林・原野化し ている等、農地に復元して利用 することが不可能と見込まれ る土地」に区分しており、今後、 総会の議決により「非農地」と することを検討

農業委員会名	農地法第30条第3項の指導の対象となる農地（平成22年度の利用状況調査で把握したもの）									
	(a)	指導 済み (b)	指導率 (b/a)	未指導	指導方法・ 内容未定	意向確認・ 啓発後経過 観察中	所有者と連 絡が取れな い	調査結果 取りまと め中	その他	「その他」の具体的内容
糸島市農業委員会	15.6	13.5	86.5	2.1	0.1	0.0	2.0	0.0	0.0	
合 計	3,407.2	794.5	23.3	2,612.7	1,442.3	221.2	36.5	112.5	800.2	

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-⑦ 指導方法や指導内容を決定できない理由

農業委員会名	理 由
深谷市農業委員会	農業委員会が担当すべき業務の増加に伴う人員不足により、当該農地の所有者に対し指導すべき内容を個別に検討することができなかつたため。
桶川市農業委員会	指導の対象となる農地について個別に指導するためには当該農地の所有者の住所及び氏名を把握することが必要であるが、当該農地の所在地は把握したものの、その所有者の住所・氏名の把握にまで至っておらず、具体的に特定できなかつたため。
白山市農業委員会	指導の対象となる農地は山間地が多く、有害鳥獣の被害が多発したことで耕作を断念したところばかりであることから、仮に有害鳥獣対策として補助金による助成等を行っても、条件不利地であるため営農再開につながる見込みが少ないため。
岡崎市農業委員会	農業の採算性の問題や農家の高齢化などにより、耕作指導の方法を見いだせず、特に山間部においては、鳥獣被害対策が耕作指導以前の課題となっているため。
伊賀市農業委員会	遊休化する農地の大部分が、山の谷あいの耕作に不便な農地であり、農地に戻しても耕作できない状況になることが明らかであり、指導が難しいため。
広島市農業委員会	遊休化した農地に対する指導については、その内容等について農業委員の間でも意見が分かれており、山際で進入路もないような農地、イノシシやシカなどの有害鳥獣による被害のために遊休化した農地などはやむを得ない面もあることから、農業委員会としても対応に苦慮しているというのが実情である。
大牟田市農業委員会	市内には荒廃が激しく所在地が特定できない農地もあり、指導を実施することが困難であるため。
朝倉市農業委員会	農用地域内農地については、現実的には耕作困難ではあるものの、なお耕作再開の余地がないか検討するとともに、山林化している農地については、「非農地」とするかどうかについても検討していたため。
糸島市農業委員会	指導内容未定の 0.1ha は、ほ場整備区域内の農地であり、その活用方法等について土地改良区との協議を要したため。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-⑧ 調査した 19 農業委員会における農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出に係る指導の実施状況

農業委員会名	円滑化団体への貸付けの委任の申出を指導した実績の有無	当該指導を行った又は行っていない理由等
北広島市農業委員会	×	農地利用集積円滑化団体が農地の貸借について農地利用集積円滑化事業を実施していることをチラシの配布により周知しているものの、農地法第 30 条第 3 項の指導として、当該農地の所有者に対し、同団体への貸付けの委任の申出を個別に指導することは行っていない。これは、農地利用集積円滑化団体との意見交換の際、農地法第 30 条第 3 項の指導の対象となるような農地は、荒廃が進んでおり暗渠等の整備も不十分であることなどから、同団体からは、委任を受けられる適当な土地がないとされたためである。
羽生市農業委員会	×	農地法第 30 条第 3 項の規定に基づき、当該農地の所有者に対し、所有者本人による農業上の利用の増進を直接指導したのみであったため。
深谷市農業委員会	×	当該農地の所有者から相談を受けた際に、農地利用集積円滑化事業の紹介は行っているものの、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出を指導したかどうかについては、記録がなく不明である。
桶川市農業委員会	×	当該農地の所有者の住所及び氏名の把握並びに意向調査が未了であるため。
川島町農業委員会	×	これまでのところ、当該農地の所有者に対し、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出を指導した実績はないが、平成 24 年度には当該指導を実施したい。
上里町農業委員会	×	遊休化している農地は、面積が小さい、不整形である等耕作に不向きな場合が少なくなく、この場合は、当該農地の所有者に対し、適正管理による自作再開を指導している。また、借受けが期待できる条件の良い農地の場合は、「上里町農業委員会農地バンク制度」を活用して貸付けのあっせんを行っており、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出に係る指導は行っていない。
西尾市農業委員会	×	当該農地の所有者に対し本人による耕作を指導し、指導後の経過を見ているため。
田原市農業委員会	×	田原市における農地利用集積円滑化団体 2 団体（田原市及び愛知みなみ農業協同組合）は、いずれも農地所有者代理事業（農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業）を実施しておらず（表 1-(1)-⑦参照）、このことが、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出に係る指導を行っていない原因と考えられる。
岸和田市農業委員会	×	当該農地の所有者による草刈り等の保全管理・耕作再開が進展したため。
富田林市農業委員会	×	当市では農地利用集積円滑化団体が設立されていない

		ため。
太子町農業委員会	×	当町では農地利用集積円滑化団体が設立されていないため。
広島市農業委員会	×	利活用が見込まれないような農地については、貸付けを委任された農地利用集積円滑化団体も対応に困ることから、同団体への貸付けの委任の申出を指導するに当たっては、当該農地が利活用可能かどうかを見極める必要があると考えている。農地利用集積円滑化団体に貸付けを委任することが適切ではないと思われる農地については、当該農地の所有者に耕作再開を働き掛けていくしかないのではないかと考える。
福山市農業委員会	×	平成 22 年度に設立した「福山市農業経営改善支援センター推進協議会」の機能を活用して農地の貸借を推進しているため、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出に係る指導は行っていない。
廿日市市農業委員会	×	農地利用集積円滑化団体へ委任しても借り手が見つからない状況に変わりがないと考えているため。
さぬき市農業委員会	○	農地法第 30 条第 3 項の指導の過程において当該農地の所有者と話し合う中で、所有者が農地利用集積円滑化事業に興味を示せば、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出を行うよう指導するという流れであり、平成 22 年度に当該指導を行った結果、23 年度に農地利用集積円滑化団体（さぬき市地域農業再生協議会）への貸付けの委任の申出が 9 件（2.6ha）あった。農地利用集積円滑化団体を利用した方が、個人で貸付けを検討するよりも効率よく借り手とのマッチングが行えると考えている。
三豊市農業委員会	×	遊休化している農地が優良農地であれば、借り手は見付かる可能性があり農地利用集積円滑化団体に貸付けを委任する必要性は余りないが、遊休化している農地は耕作条件が悪いものが多く、条件の悪い農地は、いくら農地利用集積円滑化団体に貸付けを委任しても借り手は見付からず、当該農地の所有者の管理意識も薄れてしまう。
福岡市農業委員会	×	農地法第 30 条第 3 項の指導については、今のところ、当該農地の所有者に対する口頭での指導しか行っておらず、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出を指導するような段階にまで至っていないため。
朝倉市農業委員会	×	当市の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けたのが平成 23 年 3 月 25 日であり、まだ貸付けの委任の申出に対応できなかったため。
糸島市農業委員会	×	農地法第 30 条第 3 項の指導の対象となるような農地は、主として畑又は耕作条件が不利な田等であり、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任を行っても借り手は見付かる可能性が低いと見込まれるため。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 平成 24 年 5 月時点の状況である。

表 1-2-(2)-⑨ 調査した 19 農業委員会における農地法第 30 条第 3 項の指導による改善状況

(単位：ha、%)

農業委員会名	指導を行った農地面積(a)	農業上の利用の増進が図られた農地面積(b)	改善率(b/a)	指導率(参考)	指導を行ってもなお農業上の利用の増進が図られなかった理由
北広島市農業委員会	35.0	5.4	15.4	100.0	遊休化している農地は、長期にわたり農地として管理されてこなかったため、当該農地の所有者が農地として利活用する行動を起こすまでの意識改革の時間が必要なこと、このような農地の復元には相当の費用が掛かる上、当該農地の周辺の排水路などの整備が十分でなければ十分な復元とはならず、受け手となる認定農業者等が利活用したいと考えないことが挙げられる。
羽生市農業委員会	24.5	1.8	7.3	41.5	一般的には、農家の後継者不足が主な原因として考えられるが、指導案件ごとの個々の理由は把握していない。
深谷市農業委員会	7.0	3.0	42.9	5.6	当該農地の所有者が高齢等により農作業ができないこと、当該農地の所有者が遠隔地に住んでいるため当該農地の保全管理ができないこと、当該農地の荒廃が著しく耕作不便地であることが挙げられる。
桶川市農業委員会	14.6	14.6	100.0	21.8	
川島町農業委員会	19.9	7.2	36.2	85.8	草刈り等の保全管理は行われているものの、耕作者が確保できないため、当該農地の農業上の利用の増進を図るまでには至っていない。
上里町農業委員会	1.6	0.5	31.3	11.4	農地法第 30 条第 3 項の指導を行ってもなお農業上の利用の増進が図られなかったもの 8 件のうち 3 件は、当該農地の所有者に自作再開の意思はあるものの、本人の体調不良や管理用機械の燃料が買えないなどの理由により当該農地の保全管理ができない上、他の農業者から貸付けを希望されてもこれに応じないものである。また、3 件は、当該農地の所有者が町外の非農家で、文書による指導に対して反応がないもの、残り 2 件は、当該農地の所有者が町内の非農家で、同じく文書による指導に対して反応がないものである。
西尾市農業委員会	7.6	0.6	7.9	100.0	田については耕作者の高齢化による労力不足、畑地については担い手不足が挙げられる。
田原市農業委員会	443.0	7.0	1.6	100.0	農地の立地条件等により耕作できないことや耕作者が高齢のため耕作できないことなどが考えられる。

岸和田市農業委員会	22.0	6.0	27.3	100.0	当省の調査時点（平成23年10月～12月）後の指導等により、その時点では農業上の利用の増進が図られていなかった農地のほとんどについて、当該農地の所有者による草刈り等の保全管理や耕作が行われており、その他の農地も近日に農業上の利用の増進が図られる見込みである。
富田林市農業委員会	2.9	0.8	27.6	100.0	農地法第30条第3項の指導を行った農地は、当該農地の所有者の高齢化が進んでいるものの後継者への引継ぎが行われない、相続による農地の分散化などの理由により遊休化したものであるが、当該農地の受け手の確保を農地保有合理化法人（㈱大阪府みどり公社）や農業委員を通じて行っているものの、立地条件や道路事情が悪い農地がほとんどで引き受けてもらえるだけの条件が整わないためである。
太子町農業委員会	6.9	1.6	23.2	100.0	農業経営者の高齢化、農業後継者がいない、相続により非農家が農地を取得したことにより耕作や保全管理が十分に行われないことや、当該農地が既に農地としての機能を喪失（非農地化）していて再生しようにも手が付けられないことが挙げられる。
広島市農業委員会	6.1	6.1	100.0	17.4	
福山市農業委員会	3.0	3.0	100.0	7.1	
廿日市市農業委員会	2.4	0.6	25.0	50.0	当該農地の所有者が高齢であるなどの理由で耕作が困難になっており、他の農業者への貸付けについても、当該農地は区画が狭く機械等の進入も困難であるといった耕作条件が悪いなどの理由により借り手が見付からない状況であるため、なかなか農業上の利用の増進を図ることができない。
さぬき市農業委員会	39.0	0.6	1.5	55.7	当省の調査時点（平成23年10月～12月）では農業上の利用の増進が図られていなかった農地については、その後、当該農地の所有者により草刈りや耕起等が行われたものがある一方で、当該農地の所有者が指導文書に対して回答しないものもみられる。
三豊市農業委員会	51.0	10.0	19.6	7.1	遊休化している農地は、元々その所有者が廃業農家、非農家、不在地主などで、耕作条件も良くないところが多いため、借り手が見付かって耕作してくれるところはごく一部であり、草刈り等の保全管理も行われたいところが多い。
福岡市農業委員会	(51.5)	—	—	100.0	

朝倉市農業委員会	43.0	23.2	54.0	33.8	当該農地の大部分は中山間地域に存在し、①土地や農道が狭く、農機具の利用に支障がある、②有害鳥獣の被害が大きく、作付けに支障がある、③農業従事者の高齢化等により、労力不足や担い手不足となっている、④農作物の価格下落が続く中、作付けしても収益が見込めないといった理由により、農業上の利用の増進を図ることができない。
糸島市農業委員会	13.5	3.7	27.4	86.5	農地法第30条第3項の指導の対象となっている農地のうち、当該指導後に違反転用の解消や草刈り等の保全管理が行われたところもあるが耕作再開にまで至っておらず、一方、違反転用物件の撤去等に費用が掛かるため当該農地の所有者が指導になかなか応じないものや、正式に許可を受けて転用することとしたものもある。
合 計	743.0	95.7	12.9	23.3	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 福岡市農業委員会は、当省の調査時点（平成23年10月～12月）で、農地法第30条第3項の指導を行った農地について、当該指導によって農業上の利用の増進が図られたかどうかまだ把握していないかった。このため、調査した19農業委員会全体の改善率の算定に当たり、「指導実施面積」の合計値743.0haに福岡市農業委員会の「指導実施面積」51.5haは含まれていない。

表 1-(2)-⑩ 耕作放棄地全体調査要領（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知）（抜粋）

平成 22 年 9 月 16 日改正（22 農振第 1229 号）	平成 23 年 11 月 8 日改正（23 農振第 1817 号）
<p>1 趣旨</p> <p>我が国の食料自給率の向上を図るためには、優良農地の確保と有効利用を図ることが重要であることから、新たな食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）に基づき、耕作放棄地の再生・有効利用を促進する必要がある。</p> <p>一方、耕作放棄地の解消に向けては、国及び都道府県の協力の下、平成 20 年度から市町村・農業委員会による耕作放棄地の状況等を把握するための現地調査を行い、解消対策を推進してきたところである。</p> <p>こうした状況を踏まえ、新たな基本計画の下、農地の確保や有効利用に係る取組の一環として、引き続き現況が耕作放棄地となっている農地を対象に、把握した耕作放棄地に係る現地調査（以下「調査」という。）を実施するとともに、把握した耕作放棄地に係る解消計画を定め、耕作放棄地解消に向けた取組を推進するものとする。</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 調査は、市町村・農業委員会が行うものとする。</p> <p>(2) 国及び都道府県は、全国農業会議所及び都道府県農業会議と連携しつつ、耕作放棄地の情報提供等の協力を行うものとする。</p> <p>(3) 市町村・農業委員会は、調査を効率的かつ速やかに進めるため、必要に応じて、土地改良区役職員・総代、農業協同組合職員、農業共済組合の損害評価員に対し、耕作放棄地の情報提供等調査の応援を求めるとする。</p> <p>3 耕作放棄地の区分</p> <p>調査においては、<u>荒廃した耕作放棄地の状況に応じて、一筆ごとに以下の区分を行うものとする。</u></p> <p>なお、(3)に区分された土地のうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域（以下単に「農用地区域」という。）内に存する土地については、市町村は、「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準について（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2127 号農村振興局長通知）に基づき農用地区域に残置する土地とそれ以外について区分するとともに、残置する</p>	<p>1 趣旨</p> <p>我が国の食料自給率の向上を図るためには、優良農地の確保と有効利用を図ることが重要であることから、新たな食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）に基づき、平成 32 年における農地の目標面積の確保に向けて耕作放棄地の再生利用を促進する必要がある。</p> <p>一方、耕作放棄地の解消に向けては、国及び都道府県の協力の下、平成 20 年度から市町村・農業委員会による耕作放棄地の状況等を把握するための現地調査を行い、解消対策を推進してきたところである。</p> <p>こうした状況を踏まえ、引き続き現況が耕作放棄地となっている農地を対象に、把握した耕作放棄地に係る現地調査を実施するとともに、把握した耕作放棄地に係る解消計画を定め、耕作放棄地解消に向けた取組を推進するものとする。</p> <p>なお、本調査では、森林化・原野化して農地等の利用が不可能であり、非農地として扱うべき土地について明らかなにした上で、こうした土地を有効に活用した取組を促進するとともに農地基本台帳に本調査の結果を反映させるため、本調査の結果を市町村と農業委員会の両方で共有し、その活用を図ることとする。</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 本調査は、市町村と農業委員会が連携して行うものとする。</p> <p>(2) 国及び都道府県は、<u>全国農業会議所及び都道府県農業会議と連携しつつ、耕作放棄地の情報提供等の協力を行うものとする。</u></p> <p>(3) 市町村と農業委員会は、本調査を効率的かつ速やかに進めるため、必要に応じて、土地改良区役職員・総代、農業協同組合職員、農業共済組合の損害評価員に対し、耕作放棄地の情報提供等本調査の応援を求めるとする。</p> <p>3 調査時期及び期間</p> <p>本調査は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に実施する。 (平成 32 年まで実施する。)</p>

とした理由について整理するものとする。

また、(4)に区分された土地については、次年度の調査において速やかに(1)から(3)までに区分するものとする。

(1) 人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地（以下「草刈り等」という。）を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地

(2) 草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備（区画整理、暗きよ排水、客土、農道整備、重機を用いた整地等）を実施して農業利用すべき土地

(3) 森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地のうち、農業委員会が「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」（平成20年4月15日付け19経営第7907号経営局長通知。以下「農地・非農地判断基準」という。）の第3に定める基準に従って、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地（以下「非農地」という。）

(4) 森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地のうち、農業委員会が農地・非農地判断基準の第3に定める基準に従って、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するに至っていない土地（以下「非農地（判断未了）」という。）

4 調査時期及び調査方法

(1) 市町村・農業委員会は、国及び都道府県の協力の下、基本的に毎年度、8月から11月までにかけて調査を行うものとする。

(2) 調査は、毎年度、

ア 過年度の調査において、3の(1)、(2)及び(4)に区分された土地について、耕作放棄地の解消の有無並びに当該調査年度における3に基づく区分

イ 新たな耕作放棄地の発生及びその3に基づく区分

について把握するものとし、耕作放棄地の現状について目視による確認を行い、一筆ごとに調査図面等に3に基づく区分を記載することにより実施するものとする。

(3) 調査は、農地法第30条第1項に基づく農業委員会により実施される農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）と調査手法及び内容が密接に関連していることから、双方の調査で得た情報を相互に活用する等連携に努めるものとする。

5 耕作放棄地の解消分類

市町村・農業委員会は、調査により3の(1)及び(2)に区分された土地（以

4 調査手順

本調査は、次の手順により実施する。

- (1) 現地調査
- (2) 耕作放棄地の区分の判断
- (3) 耕作放棄地解消計画の策定
- (4) 耕作放棄地の解消確認（実績）
- (5) 調査結果の取りまとめ

5 現地調査

現地調査は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項に規定する

下「要解消地」という。)について、6に基づき、「営農再開」、「基盤整備後営農再開」又は「保全管理」の分類(以下「解消分類」という。)を行うものとする。

なお、市町村・農業委員会が当該分類を行うに当たっては、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知)第5に規定する地域協議会等の耕作放棄地対策を推進する組織(以下「地域協議会等」という。)から意見を求めることが望ましい。

6 解消分類の考え方

(1) 要解消地については、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進等により営農の再開を図るべきであるが、引き受け手がない等特別な事情がある地域については、市町村・農業委員会は、アの判断要素を総合的に検討し、イの判断基準に従って「営農再開」、「基盤整備後営農再開」又は「保全管理」のいずれかに分類するものとする。

ア 判断要素

(7) 耕作者確保の見込み

以下のa又はbのいずれかに該当する場合には耕作者確保の見込みがあるものとする。

a 要解消地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。)による耕作再開

所有者等に耕作再開の意思がある。

b 要解消地において耕作を行い得る者の存在

要解消地の周辺地域において以下の者が存在する。

- (a) 規模拡大を志向する地域の認定農業者・集落営農等(他地域からの入作者を含む)
- (b) 農業に参入する意向のあるあるNPO法人、農業協同組合、地域の会社等

(c) 自ら飼料増産を行う畜産農家又は畜産農家と連携し飼料増産を行う者

(4) 導入作物の状況

導入作物が決まっている。

イ 判断基準

(7) 「営農再開」

要解消地がアの判断要素の(7)及び(4)に該当する場合には、「営農再開」へ分類する(周辺地域に、放牧が可能な畜産農家が存在する場合は、これをもって営農再開へ分類する)。

(4) 「基盤整備後営農再開」

要解消地がアの判断要素の(7)及び(4)に該当しており、かつ、基盤

「利用状況調査」(同条第3項第1号に掲げる農地に係るものに限る。)をもってこれに代える。

当該利用状況調査の実施に際しては、市町村はア及びイについて目視により一筆ごとに把握する等により、農業委員会に協力する。

ア 過去の調査により把握されている耕作放棄地の現状確認、解消及び新たな営農の推進等の状況

イ 新たな耕作放棄地の発生状況

6 耕作放棄地の区分の判断

(1) 耕作放棄地の区分

本調査においては、耕作放棄地の状況に応じて、一筆ごとに以下の区分を行うものとし、調査様式及び図面等に整理する。なお、本調査により既に把握されている耕作放棄地が転用された場合については、別途その旨区分することとする。

① 農地として利用すべき耕作放棄地

ア 人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地(以下「草刈り等」という。)を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地(緑)

イ 草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備(区画整理、暗きょ排水、客土、農道整備、重機を用いた整地等)を実施して農業利用すべき土地(黄)

② 農地として利用が不可能な土地

森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地のうち、農業委員会が「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」(平成20年4

月15日付け19経営第7907号経営局長通知。以下「農地・非農地判断基準」という。)の第3に定める基準に従って、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地(以下「非農地」という。)(赤) :

判断済み)

③ 農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地

森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地のうち、農業委員会が農地・非農地判断基準の第3に定める基準に従って、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するに至っていない土地(赤:判断未了)

(2) 区分整理における留意点

① 上記(1)で①に区分された耕作放棄地(以下「要解消地」という。)において、ア又はイのいずれかの区分に該当するか判断が困難な場合は、イの区分に該当するものとする。

② 上記(1)で①に区分された土地の面積の合計は農地法第30条第3項第1号の遊休農地の面積と一致するものであるが、一致しない場合にはそ

整備を行う場合は、「基盤整備後営農再開」に分類する。

(ウ) 「保全管理」

要解消地がアの判断要素の(ア)又は(イ)のいずれかにか該当しない場合は、「保全管理」に分類するが、その内容の例示としては以下のとおりである。

- a 市民農園、教育ファーム等としての利活用
- b 景観作物（コスモス、ひまわり、菜の花等）、緑肥の植栽
- c 今後の耕作に向けて、草刈り、刈払い、耕起、水張りその他農地を常に耕作しうる状態に保つ行為

(2) (1)の(ア)の耕作者確保の見込みについては、農地法第30条第3項の規定に基づき当該要解消地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその要解消地の所有者）に対して当該要解消地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導を行った場合の内容、同法第33条第1項の規定に基づき当該要解消地の所有者等から提出された「当該通知に係る当該要解消地の農業上の利用に関する計画」の内容等、当該要解消地の所有者等の耕作の再開についての意向や考え方を踏まえて判断するものとする。

(3) (1)の(イ)の(ウ)の保全管理は当分の間の措置であり、市町村・農業委員会の指導等により(1)の(ア)の判断要素の(ア)及び(イ)に該当することになった場合は、(1)の(イ)の判断基準に従って「営農再開」又は「基盤整備後営農再開」に分類する。

7 耕作放棄地解消計画の策定

(1) 解消計画の策定

市町村は、計画的な耕作放棄地解消のための基礎資料とするため、地域協議会等の協力を得て解消分類を踏まえた耕作放棄地解消計画（別紙10。以下「解消計画」という。）を策定することとする。

なお、農用地区域は、農業に関する公共投資その他の農業振興施策が計画的かつ集中的に実施される農業上重要な区域であるため、解消計画の策定に当たっては、農用地区域内における要解消地の解消を優先することとする。

また、農用地区域外の要解消地のうち、計画的かつ集中的に農業振興施策を実施すべき要解消地については、農用地区域への編入を促進するものとする。

(2) 解消計画の内容

解消計画には次の事項を記載するものとする。

ア 市町村名、地区名（大字名）

イ 耕作放棄地面積

ウ 農地法に基づく指導内容等

の理由について整理する。

③ 上記(1)で③に区分された土地については、翌年の調査において速やかに①又は②に区分する。

④ 上記(1)の②に区分された土地のうち、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）内に存する土地について、市町村は、「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準について（平成20年4月15日付け19農振第2127号農村振興局長通知）に基づき、農用地区域に残置する土地とそれ以外の土地に区分するとともに、残置するとして理由について整理する。

7 耕作放棄地解消計画の策定

(1) 解消計画の策定

市町村は、計画的な耕作放棄地解消のための基礎資料とするため、農業委員会と連携して、地域協議会等の協力を得て耕作放棄地解消計画（別紙10。以下「解消計画」という。）を策定することとする。

解消計画については、要解消地の再生利用等に向けた目標のほか、地域全体での取組や引受け手確保のための方策など、市町村が作成した大字又は集落等を範囲（地域）とする解消計画（案）を基に、地域協議会を始め、農業団体、その範囲内に存在する耕作放棄地の所有者、再生された農地の引受けを希望する農家等の意向を踏まえて取りまとめることとする（なお、農地法第33条に規定する「遊休農地の農業上の利用に関する計画」の提出があった場合には、その内容を踏まえて解消計画を策定する。）。

また、市町村は、上記6の(1)の②に区分された土地等を対象に、非農地利用による地域活性化に関する計画を策定することができる。

(2) 解消計画の内容

解消計画には、次の事項を記載するものとする。

ア 市町村名、地区名（大字名）

エ 解消分類

- ・ 営農再開 (6の(1)のイの(ア))
- ・ 基盤整備後営農再開 (6の(1)のイの(1))
- ・ 保全管理 (6の(1)のイの(ウ))

オ 解消主体

解消内容 (作付け作物等)

キ 解消に向けた実施計画 (各年度の実施内容、活用事業)

イ 耕作放棄地面積 (解消計画内の耕地面積、その他面積等)

農地法に基づく指導内容等 (農地法第30条第3項に基づく指導内容、
解消目標面積等)

エ 解消分類 (見込み)

要解消地については以下のとおり分類する。

- (ア) 営農再開 (7の(3)の②のア)
- (1) 基盤整備後営農再開 (7の(3)の②のイ)
- (ウ) 保全管理 (7の(3)の②のウ)

オ 解消に向けた取組内容

耕作者の確保に向けた取組、導入作物の選定や保全管理の手法、営農再開に向けた手順等 (放牧、区画整理等) のほか、必要に応じて年別の取組等の内容について記載する。

カ その他

上記6の(1)の③に区分された農地に関する解消に向けた取組についても、必要に応じて、その計画等を記載することができる。

(3) 耕作放棄地の解消分類 (見込み)

要解消地については、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進等により営農の再開を図るべきであるが、引受け手がない等特別な事情がある地域については、市町村及び農業委員会は、①の判断要素を総合的に検討し、②の判断基準に従って「営農再開」、「基盤整備後営農再開」又は「保全管理」のいずれかに分類するものとする。

なお、当該分類を行うに当たっては、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱 (平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知) 第5に規定する地域協議会等の耕作放棄地対策を推進する組織 (以下「地域協議会等」という。) から意見を求めることが望ましい。

① 解消分類 (見込み) の判断要素

ア 耕作者確保の見込み

以下のa又はbのいずれかに該当する場合には耕作者確保の見込みがあるものと判断する。

a 要解消地の所有者又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益を
する者がある場合には、その者による耕作再開の意志がある。

b 要解消地において耕作を行い得る者が存在する。

要解消地の周辺地域において以下のいずれかの者が存在する。

(a) 規模拡大を志向する地域の認定農業者・集落営農等 (他地域からの入作者を含む)

(b) 農業に参入する意向のあるNPO法人、農業協同組合、地域の会社等

(c) 自ら飼料増産を行う畜産農家又は畜産農家と連携して飼料増産を行う者

- イ 作物の導入見込み
導入作物が決まっている場合には、作物の導入見込みがあるものと判断する。
 - ② 解消分類（見込み）の判断基準
 - ア 「営農再開」
要解消地が上記①のア及びイに該当し、かつ基盤整備が行われない場合には、「営農再開」へ分類する（周辺地域に、放牧が可能な畜産農家が存在する場合は、これをもって営農再開へ分類する。）。
 - イ 「基盤整備後営農再開」
要解消地が上記①のア及びイに該当し、かつ、基盤整備が行われる場合は、「基盤整備後営農再開」に分類する。
 - ウ 「保全管理」
要解消地が上記①のア又はイのいずれにも該当しない場合は、「保全管理」に分類する。解消に向けた取組内容の例示としては以下のとおりである。
 - a 市民農園、教育ファーム等としての利活用
 - b 景観作物（コスモス、ひまわり、菜の花等）、緑肥作物の植栽
 - c 今後の耕作に向けた、草刈り、刈払い、耕起、水張りその他農地を常に耕作しうる状態に保つ行為
 - ③ 解消分類（見込み）に関する留意点
 - ア 上記①のアの耕作者確保の見込みについては、農地法第30条第3項の規定に基づき当該要解消地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその要解消地の所有者（以下「所有者等」という。）に対して当該要解消地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導を行った場合の内容、同法第33条第1項の規定に基づき当該要解消地の所有者等から提出された「当該通知に係る当該要解消地の農業上の利用に関する計画」の内容等、当該要解消地の所有者等の耕作の再開についての意向や考え方を踏まえて判断するものとする（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体が農地所有者代理事業に係る委任を受けている場合も同様。）。
 - イ 上記②のウ「保全管理」は当分の間の措置であり、市町村及び農業委員会では、引き続き耕作者の確保や導入作物の選定等の状況について確認の上、「営農再開」又は「基盤整備後営農再開」に分類する（なお、恒常的な市民農園、教育ファーム等としての利用については、この限りではない。）。
- (4) 解消計画策定上の留意点
- ① 農用地区域は、農業に関する公共投資その他の農業振興施策が計画的かつ集中的に実施される農業上重要な区域であることから、解消計画の

策定に当たっては、農用地区域内における要解消地の再生利用を優先する。

- ② また、農用地区域外の要解消地のうち、計画的かつ集中的に農業振興施策を実施すべき要解消地については、農用地区域への編入を促進する。
- ③ 上記要解消地のほか、大字又は集落等を対象範囲とする解消計画の範囲にある耕作放棄地となるおそれが大きい農地等であって、次のア及びイに掲げるものについては必要に応じて、当該解消計画の対象に含めることができる。
 - ア 農地法第30条第3項第2号に規定された遊休農地で施策的な支援が必要と見込まれる農地
 - イ 要解消地の近隣農地等で要解消農地と一体的に解消計画を策定することが効果的かつ効果的である農地等

8 耕作放棄地の解消確認（実績）

- (1) 解消状況の確認
 - 市町村は、現地調査の結果等を基に、過去の本調査により調査した耕作放棄地の解消実績として、別紙1の解消確認欄へ記入及び図面等の整理を行う。この際、要解消地における再生利用の実施状況及び上記6の(1)の②に区分された土地に関する非農地として判断するために必要な手続の進捗状況については、次の確認を行うこととする。
 - ア 要解消地における再生利用については、現地調査の結果をもとに、各種補助事業等の実施状況等を確認
 - イ 上記6の(1)の②に区分された土地に関する非農地として判断するために必要な情報については、農業委員会からの情報提供等により把握
- (2) 解消分類（実績）
 - 上記(1)の確認後、以下のとおり分類する。
 - ア 「営農再開」
要解消地が解消され、実際に営農が再開された場合には「営農再開」へ分類する。
 - イ 「基盤整備後営農再開」
要解消地が、現時点において基盤整備事業等が開始又は完了されており、事業完了後の営農再開の予定があるものは「基盤整備後営農再開」へ分類する。
 - ウ 「保全管理」
要解消地が上記(1)のア又はイのいずれにも該当しない場合は、「保全管理」に分類する。解消に向けた取組内容の例示としては以下のとおりである。
 - a 市民農園、教育ファーム等としての利活用
 - b 景観作物（コスモス、ひまわり、菜の花等）、緑肥作物の植栽

8 調査結果の取りまとめ

- (1) 耕作放棄地全体調査表（別紙1。以下「調査表」という。）の耕作放棄地区分等の集計及び報告
 - ア 市町村・農業委員会は、3の(1)、(2)及び(4)に区分された土地について、一筆ごとに調査表の耕作放棄地区分等を記入するとともに、3の(1)及び(2)に区分された土地を市町村単位で集計した市町村要解消地集計表（別紙2）を調査年度の1月15日までに都道府県知事へ提出するものとする。
また、3の(3)及び(4)に区分された土地について、市町村単位で集計した市町村非農地・非農地（判断未了）集計表（別紙3）を調査年度の1月15日までに都道府県知事へ提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、都道府県要解消地集計表（別紙4）、都道府県非農地・非農地（判断未了）集計表（別紙5）をそれぞれ都道府県単位で集計し、調査年度の1月末日までに地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。
- (2) 調査表の解消分類・解消確認の集計及び報告
 - ア 市町村・農業委員会は、要解消地について一筆ごとに、解消分類の別調査表に記入する（別紙1の耕作放棄地解消分類欄に記入）。
 - (7) 市町村・農業委員会は、これを市町村単位で集計した市町村耕作放棄地解消分類集計表（別紙6）を調査年度の1月15日までに都道府県知事へ提出するものとする。
 - (4) 都道府県知事は、市町村耕作放棄地解消分類集計表を都道府県単位で集計した都道府県耕作放棄地解消分類集計表（別紙7）を、調査年度の1月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。
 - イ 市町村・農業委員会は、耕作放棄地が解消された場合には、解消を確

認した日付を一筆ごとに調査表に記入する（別紙1の耕作放棄地解消確認欄に記入）。

(7) 市町村・農業委員会は、これを市町村単位で集計した市町村耕作放棄地解消確認集計表（別紙8）を調査年度の1月15日までに都道府県知事へ提出するものとする。

(4) 都道府県知事は、市町村耕作放棄地解消確認集計表を都道府県単位で集計した都道府県耕作放棄地解消確認集計表（別紙9）を、調査年度の1月末日までに地方農政局等に提出するものとする。

ウ 市町村・農業委員会は、各年度において、解消分類を見直した結果、変更した場合には、調査表（別紙1）の耕作放棄地解消分類欄及び市町村耕作放棄地解消分類集計表（別紙6）を更新するものとする。

(3) 解消計画の提出

市町村は、各年度の調査終了後に解消計画（別紙10）の策定・見直しを行うこととし、策定・見直しを行った解消計画は、都道府県知事を経由して、調査年度の1月末日までに、地方農政局等に提出するものとする。

9 公表

国は、調査結果を集計し、公表するものとする。

c. 今後の耕作に向けて、草刈り、刈払い、耕起、水張りその他農地を常に耕作しうる状態に保つ行為

9 調査結果の取りまとめ

(1) 耕作放棄地全体調査表（以下「調査表（別紙1）」という。）の耕作放棄地区分等の集計及び報告

① 市町村及び農業委員会は、6の(1)により区分された土地について、一筆ごとに調査表(別紙1)の耕作放棄地区分等を記入するとともに、6の(1)の①に区分された土地を市町村単位で集計した市町村要解消地集計表(別紙2)を現地調査実施年の翌年の1月末日までに都道府県知事へ提出するものとする。

また、6の(1)の②又は③に区分された土地について、市町村単位で集計した市町村非農地・非農地(判断未了)集計表(別紙3)を現地調査実施年の翌年の1月末日までに都道府県知事へ提出するものとする。

なお、都道府県は、必要に応じて市町村に調査表(別紙1)の提出を求めることができる。また、市町村は都道府県と協議の上、市町村耕作放棄地面積集計表(別紙2)及び市町村非農地・非農地(判断未了)集計表(別紙3)の提出を、調査表(別紙1)の提出に代えることができる。その場合、別紙2及び別紙3の集計は都道府県が行うものとする。

② 都道府県知事は、都道府県要解消地集計表(別紙4)、都道府県非農地・非農地(判断未了)集計表(別紙5)をそれぞれ都道府県単位で集計し、現地調査実施年の翌年の3月10日までにその都道府県を管轄する地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)に提出するものとする。

(2) 耕作放棄地解消確認集計表等の取りまとめ

① 市町村は、農業委員会と連携して、耕作放棄地が解消された場合には、解消を確認した日付を一筆ごとに調査表に記入する（調査表（別紙1）の耕作放棄地解消確認欄に記入）。

ア 市町村及び農業委員会は、これを市町村単位で集計した市町村耕作放棄地解消確認集計表（別紙6及び別紙7）を現地調査実施年の翌年の1月末日までに都道府県知事へ提出するものとする。

イ 都道府県知事は、市町村耕作放棄地解消確認集計表を都道府県単位で集計した都道府県耕作放棄地解消確認集計表（別紙8及び別紙9）を、現地調査実施年の翌年の3月10日までに提出するものとする。

なお、都道府県は、必要に応じて市町村に調査表（別紙1）の提出を求めることができ、また、市町村は都道府県と協議の上、市町村耕作放棄地解消確認集計表（別紙6及び別紙7）の提出を、調査表（別紙1）の提出に代えることができる。その場合、別紙6及び別紙7の集計は都道府県が行うものとする。

(3) 解消計画の提出

市町村は、各年の現地調査終了後に解消計画（別紙10）の策定又は見直しを行うこととし、策定又は見直しを行った解消計画は、都道府県知事を経由して、現地調査実施年の翌年の2月20日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

特に、震災等何らかの理由で提出が遅れる場合は、国と県との協議により時期を決定することができる。

11 公表

国は、調査結果を集計し、公表するものとする。

12 様式

- ① 耕作放棄地全体調査表（別紙1）
- ② 市町村要解消地集計表（別紙2）
- ③ 市町村非農地・非農地（判断未了）集計表（別紙3）
- ④ 都道府県要解消地集計表（別紙4）
- ⑤ 都道府県非農地・非農地（判断未了）集計表（別紙5）
- ⑥ 市町村耕作放棄地解消確認集計表（別紙6）
- ⑦ 市町村耕作放棄地解消確認集計表（別紙7）
- ⑧ 都道府県耕作放棄地解消確認集計表（別紙8）
- ⑨ 都道府県耕作放棄地解消確認集計表（別紙9）
- ⑩ 耕作放棄地解消計画（別紙10）

(注) 下線は当省が付した。

(参考)

○荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知）（抜粋）

平成 24 年 12 月 26 日改正（24 農振第 1168 号）

1 趣旨

我が国の食料自給率の向上を図るためには、優良農地の確保と有効利用の促進が重要であり、食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）に基づき、荒廃農地の再生利用に向けた施策を推進しているところである。

当該施策を推進するためには、荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の情報が必要不可欠であることから、これらの情報を把握することを目的として本調査を実施する。

2 定義

本要領において「荒廃農地」とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている次のいずれかに該当する農地をいう。

- ① 笹、葛等の根の広がる植物が繁茂しており、地表部の草刈りのみでは作物の栽培が不可能な状態の農地
- ② 木本性植物（高木、灌木、低木等）を除去しなければ作物の栽培が不可能な状態の農地
- ③ 竹、イタドリ等の多年生植物が著しく生長し繁茂する等により、作物の栽培が不可能な状態の農地
- ④ 樹体が枯死した上、つるが絡まる等により、作物の栽培が不可能な状態にある園地
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、現場における聞き取り等から明らかに荒廃農地と判断される農地

3 実施体制

- (1) 本調査は、市町村と農業委員会が共同で行うものとする。
- (2) 農林水産省及び都道府県は、全国農業会議所及び都道府県農業会議と連携しつつ、荒廃農地に係る情報提供等の協力を行うものとする。
- (3) 市町村及び農業委員会は、本調査を効率的かつ速やかに進めるため、土地改良区、農業協同組合、農業共済組合等との連携を図り、荒廃農地に係る情報収集に努めるとともに、必要に応じて応援を求めるものとする。

4 調査時期及び期間

本調査は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に実施する。
（平成 32 年まで実施する。）

5 調査手順

本調査は、次の手順により実施する。

- ① 現地調査
- ② 荒廃農地の区分の判断
- ③ 解消された荒廃農地の区分の判断
- ④ 調査結果の取りまとめ

6 現地調査

(1) 調査の対象範囲

本調査の対象範囲は、現在耕作の目的に供されている土地又は以前耕作の目的に供されていた土地のうち、現地調査の時点において下記に該当する土地を除いたものとする。

- ① 自然災害（流失、埋没、陥没、土砂流入等）により農業上の利用ができない土地
- ② 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条の許可を受けて農地以外のものとされた土地
- ③ 「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号経営局長通知。以下「農地・非農地判断基準」という。）に基づき「非農地」となった土地

(2) 調査方法

現地調査は、農業委員会が行う農地法第 30 条第 1 項に規定する「利用状況調査」と併せて実施することとする。

(3) 調査内容

現地調査は、対象となる荒廃農地一筆ごとに、当該荒廃農地の所在地及び荒廃状況を確認することとする。なお、過去に実施した本調査において既に荒廃農地と区分されているものであ

る場合にあっては、併せてその再生状況及び再生後の利用状況を確認することとする。

7 荒廃農地の区分の判断

現地調査により把握された荒廃農地を次のいずれかに区分し、その結果を様式1及び図面に整理する。

① A分類（再生利用が可能な荒廃農地）

荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの（農地法第30条第3項第1号に該当する農地）

② B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）

荒廃農地のうち、農地・非農地判断基準第3の規定に照らし、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの（基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されているものはA分類とする。）

8 解消された荒廃農地の確認

前年までに実施した本調査において荒廃農地と区分された農地のうち、前年の現地調査から当該年の現地調査までの間に再生利用により解消された農地を次のいずれかに区分し、その結果を様式1及び図面に整理する。

また、転用された土地及び農地・非農地判断基準に基づき非農地となった土地については、その旨を様式1及び図面に整理する。

① 営農再開

実際に営農が再開された農地（同一年において基盤整備が実施され、営農が再開されたものを含み、過去に実施した本調査において②又は③に区分されたものを除く。）。この場合、市民農園や教育ファーム等としての利活用、景観作物（コスモス等）の植栽等を行った農地を含む。

② 基盤整備後営農再開

基盤整備事業等（抜根、整地、区画整理、客土等）が実施中であり、事業完了後の営農再開の予定がある農地

③ 保全管理

抜根、整地、区画整理、客土等を行った後、今後の耕作に向けて、草刈り、刈払い、耕起、水張り等農地を常に耕作しうる状態に保つ取組

9 調査結果の取りまとめ

(1) 荒廃農地の区分等の集計及び報告

① 市町村は、様式1の内容を基に作成した様式2及び様式3を現地調査実施年の翌年の1月末日までに都道府県に提出するものとする。

なお、市町村は、都道府県と協議の上、様式1の提出をもって様式2及び様式3の提出に代えることができるものとする。その場合、様式2及び様式3の集計は都道府県が行うものとする。

② 都道府県は、市町村からの提出資料を取りまとめた様式4-①、様式4-②、様式5-①及び様式5-②を現地調査実施年の翌年の3月10日までにその都道府県を管轄する地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）に提出するものとする。

なお、提出に当たっては、様式2及び様式3の写しを添付するものとする。

③ 地方農政局は都道府県に、都道府県は市町村に対し、必要に応じて様式1の提出を求めることができるものとする。（この場合にあっては、様式1から個人情報に該当する「所在」に関する情報の代わりに、通し番号を記載することとする。）

(2) 解消された荒廃農地の区分等の集計及び報告

① 市町村は、様式1の内容を基に作成した様式6を現地調査実施年の翌年の1月末日までに都道府県に提出するものとする。

なお、市町村は、都道府県と協議の上、様式6の提出を様式1の提出に代えることができるものとする。その場合、様式6の集計は都道府県が行うものとする。

② 都道府県は、市町村からの提出資料を取りまとめた様式7を現地調査実施年の翌年の3月10日までに地方農政局等に提出するものとする。

(3) その他

震災等やむを得ない事情により(1)及び(2)に定める書類の提出が遅れる等の場合には、農林水産省と都道府県との協議により対応を定めるものとする。

10 調査結果の取扱い

(1) 公表

農林水産省は、取りまとめた調査結果を公表するものとする。

(2) 調査結果の共有

本調査の結果については、市町村と農業委員会で情報の共有を図ることとする。

(3) 農地・非農地判断等の実施

農業委員会は、本調査も踏まえ、農地・非農地判断基準第2の事務手続を行うものとする。さらに、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）内に存する土地について、市町村は「「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準について」（平成20年4月15日付け19農振第2127号農村振興局長通知）に基づき、農用地区域に残置する土地とそれ以外の土地に区分するとともに、残置するとした場合はその理由を整理すること。

12 様式

（様式1）荒廃農地の発生・解消状況に関する調査表（市町村用）

（様式2）A分類（再生利用が可能な荒廃農地）集計表（市町村用）

（様式3）B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）等集計表（市町村用）

（様式4-①）A分類（再生利用が可能な荒廃農地）集計表①（都道府県用）

（様式4-②）A分類（再生利用が可能な荒廃農地）集計表②（都道府県用）

（様式5-①）B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）等集計表①（都道府県用）

（様式5-②）B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）等集計表②（都道府県用）

（様式6）荒廃農地の解消確認集計表（市町村用）

（様式7）荒廃農地の解消確認集計表（都道府県用）

表 1-(2)-① 耕作放棄地全体調査により把握された耕作放棄地の状況

(単位：ha)

年度 (年)	農地として利用 すべき耕作放棄地		農地に復元して利用するこ とが不可能と見込まれる土地		農地としての利用が 不可能な土地		合 計		耕作放棄地の解消面積	
	農用地区域		農用地区域		農用地区域		農用地区域		農用地区域	
平成 20	126,336	76,481	77,809	32,427	26,889	9,685	231,034	118,593		
21	135,787	81,763	75,040	31,568	44,085	17,163	254,911	130,494	6,111	4,687
22	137,580	82,822	76,593	32,778	50,719	20,831	264,891	136,431	9,685	7,178
23	(再生利用が可能な 荒廃農地) 137,579		(再生利用が困難と見込まれる 荒廃農地) 113,739		(再生利用が可能な土地) 251,317		(荒廃農地面積計) 251,317		(再生利用された面積) 12,153	

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 全国の市町村から農林水産省に報告された面積の集計値である。

3 「農地として利用すべき耕作放棄地」は、「人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地を行うことにより耕作することが可能な土地」と「基盤整備を実施して農業利用すべき土地」の合計である。

4 平成 23 年の調査から、調査期間が年度から暦年に、「荒廃した耕作放棄地」の用語が「荒廃農地」に、荒廃した耕作放棄地（荒廃農地）の区分がこれまでの 3 区分から 2 区分にそれぞれ変更されている。また、荒廃農地のうち農用地区域内にあるもの（内数）は明らかにされていない。

表 1-(2)-⑫ 調査した 35 地方公共団体における耕作放棄地全体調査の実施状況

地方公共 団体名	耕作放棄地全体調査の実施面積 (ha)			説 明
	平成 20 年度	21 年度	22 年度	
札幌市	2,421	2,398	2,387	
北広島市	2,196	2,180	2,180	
石狩市	6,896	6,896	6,896	
秋田市	9,724	9,724	9,724	
大館市	8,277	8,277	8,277	
川越市	3,887	3,862	3,836	
熊谷市	6,382	6,360	6,276	平成 20 年度から 22 年度までの 3 か年とも、市街化区域内農地及びほ場整備中の農地を耕作放棄地全体調査の調査範囲から除外している。 (注) 上記の調査範囲から除外された農地のうち「ほ場整備中の農地」については、「耕作放棄地全体調査質疑応答集」等において原則として調査対象外とされている。「現地調査時に作付けがされていないにもかかわらず、作付けが予定されているもの」のうちの一つ（土地改良通年施行対象農地）に該当するものである。
羽生市	3,265	3,240	3,239	
深谷市	6,443	6,412	6,386	
桶川市	930	930	930	
川島町	2,243	2,239	2,233	
上里町	1,238	1,238	1,236	
白岡町	1,080	1,064	1,044	平成 20 年度から 22 年度までの 3 か年とも、現地確認が不可能な区画整理地内農地を耕作放棄地全体調査の調査範囲から除外しているほか、22 年度の耕作放棄地全体調査では、埼玉県企業局が整備を行う産業団地への転用予定農地も調査範囲から除外している。 (注) 上記の調査範囲から除外された農地については、「耕作放棄地全体調査質疑応答集」等において原則として調査対象外とされている農地に準ずる農地と考えられる。
金沢市	4,457	20	18	金沢市は、平成 20 年度の耕作放棄地全体調査において市街化区域内農地を調査範囲から除外しているほか、21 年度及び 22 年度の耕作放棄地全体調査では、毎年度市域全体の耕作放棄地を現地調査することは業務量や要員等の面からみても困難であるとして、20 年

					<p>度の同調査で把握した耕作放棄地とその周辺の農地を中心に現況確認を行っている。</p> <p>(注) 平成 21 年度及び 22 年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現況確認を行った面積であり、金沢市では、現況確認以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。</p>
小松市	15	15	15	15	<p>小松市は、耕作放棄地全体調査の調査範囲について、農地情報と地図情報とのマッチングができておらず個々の農地の特定にかなりの時間を要するためとして、平成 20 年度から 22 年度までの 3 か年とも、19 年度に実施した「耕作放棄地実態調査」(耕作放棄地全体調査の前身の調査)で耕作放棄地と判断された農地を中心に現況確認を行っている。</p> <p>(注) 平成 20 年度から 22 年度までの耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現況確認を行った面積であり、小松市では、現況確認以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。</p>
白山市	20	5,087	5,041	5,041	<p>白山市は、平成 20 年度の耕作放棄地全体調査において、水田台帳と 19 年度に実施した「耕作放棄地実態調査」(耕作放棄地全体調査の前身の調査)の結果を基に耕作放棄地と思われる農地について現況確認を行っている。</p> <p>(注) 平成 20 年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現況確認を行った面積であり、白山市では、現況確認以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。</p>
豊橋市	5,695	5,695	5,688	5,688	
岡崎市	2,601	2,551	4,562	4,562	<p>岡崎市は、平成 20 年度及び 21 年度に耕作放棄地全体調査を実施しているものの、その実施面積については、農用地区域内農地(20 年度は 2,601ha、21 年度は 2,551ha)以外の農地の面積が具体的に特定できない状況である。また、平成 22 年度の耕作放棄地全体調査では、市街化区域内農地を調査範囲から除外している。</p>
西尾市	3,174	3,164	3,138	3,138	
田原市	6,990	6,988	7,163	7,163	

四日市市	25.7	4,965	3,499	<p>四日市市は、平成20年度の耕作放棄地全体調査については、現地調査の実施に要する要員や費用、時間等の負担が多大であるとして、同じ20年度に実施していた「耕作放棄地再生利用推進事業」（同事業は耕作放棄地の発生が多数みられる重点的地域（25.7ha）を対象として実施）による調査結果（2.1haの耕作放棄地を把握）を三重県に報告したことをもって現地調査の実施に代えている。</p> <p>（注）四日市市では、「耕作放棄地再生利用推進事業」で調査した農地のほかに、他の調査のデータや航空写真の活用等により状況を確認している農地が存在するが、その面積は具体的に特定できないとしている。</p> <p>また、平成21年度の耕作放棄地全体調査では、現況の航空写真と既存の遊休農地地番データ（16年度に実施した「四日市市農業再生事業農地有効活用調査」（地権者へのアンケート調査）結果）との突合を行って耕作放棄地を確認しており、航空写真では耕作放棄地かどうか分からない場合は現地調査を行っている（72haの耕作放棄地を把握）。</p> <p>さらに、平成22年度の耕作放棄地全体調査では、21年度の調査結果を基に、農用地区域内農地について現地調査を行っている（156haの耕作放棄地を把握）。</p>
伊賀市	907	756	163	<p>伊賀市は、平成21年度の耕作放棄地全体調査において、現地調査には多大な労力を要するたためとして、20年度と同調査で把握した耕作放棄地のうち「人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地」又は「草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地」と区分されたものを中心に現況確認を行っている。また、平成22年度は、21年度の耕作放棄地全体調査で「人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地」又は「草刈り等では直ちに耕作することができないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地」と区分されたものを中心に現況確認を行っている。</p> <p>（注）平成21年度及び22年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現況確認を行った面積であり、伊賀市では、現況確認以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。</p>
広島市	1.8	1.5	5.0	<p>広島市は、市内全ての農地を現地調査することも物理的にも不可能であるためとして、問題があると農業委員が判断した農地及び農地パトロールで耕作放棄が認められた農地について現地調査を行っている（平成20年度は、管内農地面積4,118haのうち1.8haを調査）。</p>

					<p>(注) 平成 20 年度から 22 年度までの耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現地調査を行った面積であり、広島市では、現地調査以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。</p> <p>平成 20 年度及び 21 年度の耕作放棄地全体調査では、農用地区域内農地を対象に現地調査を行っている。</p> <p>(注) 平成 20 年度及び 21 年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現地調査を行った面積であり、福山市では、現地調査以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。</p> <p>東広島市は、市内全ての農地を現地調査することは物理的にも不可能であるためとして、平成 20 年度の耕作放棄地全体調査では、問題があると農業委員が判断した農地及び農地パトロールで耕作放棄が認められた農地について現地調査を行っている。また、平成 21 年度の耕作放棄地全体調査では、20 年度と同調査で対象とした農地とその周辺の農地について現地調査を行っている。</p> <p>(注) 平成 20 年度及び 21 年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現地調査を行った面積であり、東広島市では、現地調査以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。</p> <p>平成 22 年度については、農地法第 30 条第 1 項の規定に基づき「農地の利用の状況についての調査」において 21 年度の耕作放棄地全体調査で対象とした農地の現況確認を行っている。</p> <p>平成 20 年度及び 21 年度の耕作放棄地全体調査では、補助事業により整備された農用地区域内農地を中心に現地調査を行っている。</p> <p>(注) 平成 20 年度及び 21 年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現地調査を行った面積であり、廿日市市では、現地調査以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。</p>
福山市	2,414	2,411	3,644	71	
東広島市	509	596			
廿日市市	303	303	1,714		
高松市	8,818	8,764	8,717		
さぬき市	3,158	3,150	3,147		

三豊市	7,815	7,804	7,762	平成22年度の耕作放棄地全体調査では、栗島及び志々島にある農地の現地調査を行っていない。
福岡市	29	455	2,442	福岡市は、平成20年度の耕作放棄地全体調査において、19年度の農地パトロールで把握した「人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な耕作放棄地」について現況確認を行っている。また、平成21年度の耕作放棄地全体調査では、20年度と同調査で対象とした耕作放棄地に加え、航空写真を基に「森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる耕作放棄地」を特定し現況確認を行っている。 (注) 平成20年度及び21年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現況確認を行った面積であり、福岡市では、現況確認以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。
大牟田市	8	1,358	1,343	大牟田市は、平成20年度の耕作放棄地全体調査については、担当課において、生産調整、農業者戸別所得補償、中山間地域等直接支払等ほかに優先して実施すべき業務があり、同調査の実施に必要な調査対象農地の地番一覧表、地区別の農用地図面等の作成・準備に要員を割り振ることができなかつたとして、現地調査は農用地区域内の水田8haについて行った。 (注) 平成20年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現地調査を行った面積であり、大牟田市では、現地調査以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。
久留米市	9,137	9,137	9,137	
行橋市	2,626	2,626	2,626	
朝倉市	5,639	5,639	5,996	
糸島市	5,829	5,829	5,829	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 耕作放棄地全体調査の調査対象に関して、①現地調査時に作付けがされていないもの（農作物の共済加入農地、調整水田等の不作付地、土地改良通年施行対象農地）、②農地基本台帳上、既に森林・原野化している土地に区分されているもの（「市町村及び農業委員会における耕作放棄地面積の管理について」（平成18年1月6日付け17農振第1477号農林水産省経営局構造改善課長・農村振興局企画部地域計画官連名通知）に基づき、農地基本台帳に「×」印等が記された記録があるもの）及び③採草放牧地については、原則として調査対象外とされている（農林水産省「耕作放棄地全体調査質疑応答集」等）。

表 1-(2)-⑬ 耕作放棄地再生利用緊急対策の概要

平成24年度 耕作放棄地再生利用緊急対策の概要

○ 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

現状

- 増加傾向にある耕作放棄地
- 耕地面積の減少と耕地利用率の低下

504万ha (95年) → 469万ha (05年) → 459万ha (10年)
97.7% → 93.4% → 92.1% (09年)

課題

- 食料自給率向上のための農地の確保とその最大限の有効利用
- 地域における様々な問題の発生
 - ・ 荒廃した土地はそのままでは利用困難
 - ・ 病害虫の繁殖、鳥獣害の拡大
 - ・ 廃棄物の不法投棄 等



○ 耕作放棄地再生利用交付金

① 再生利用活動

ア 再生作業(障害物除去、深耕、整地等及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等))を一括で支援

- ・ 定額支援【5万円/10a】又は重機を用いて行う等の場合【1/2等】
- ・ 土づくり(2年目:必要な場合のみ)【2.5万円/10a】

イ 営農定着※【2.5万円/10a】※「主食用米及び畑作物の所得補償交付金の対象作物」と「米・水田活用の所得補償交付金の交付対象農地」は支援対象外

ウ 経営展開 経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売等【定額】

② 施設等補完整備

- ・ 用排水施設、農業用機械・施設等の整備【1/2等】
- ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】

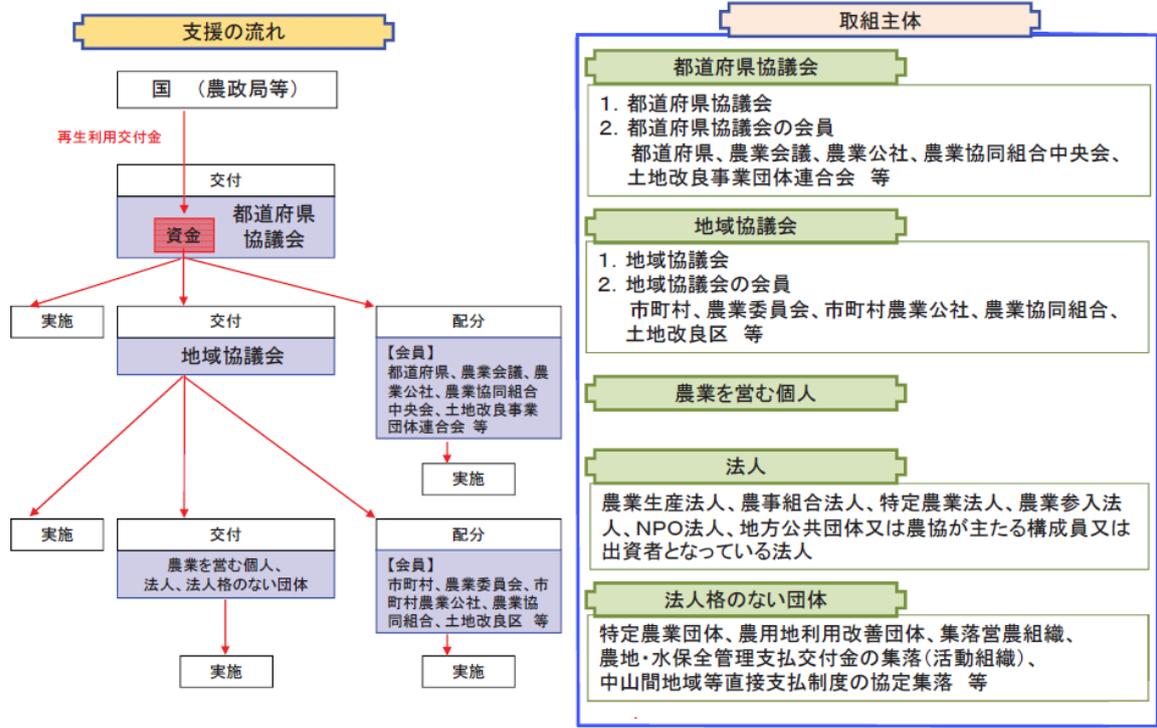
③ 再生利用活動附帯事業

基金管理事務に加え、農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動を対象として支援【定額】

◇ 戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外における取組についても支援対象とします。



耕作放棄地再生利用緊急対策の実施体制



(注) 農林水産省の資料による。

表 1-(2)-⑭ 調査した 19 地域耕作放棄地対策協議会における耕作放棄地再生利用交付金に係る事業の実施状況

協議会名	交付金執行額		事業の実績がない原因・理由
	平成 21 年度	22 年度	
北広島市耕作放棄地 対策協議会	0	0	【事業の実績が全くない原因・理由】 耕作放棄地再生利用交付金を利用したいとの意向を持っている農業者はいるものの、自己負担分の資金確保のめどが立たず利用するまでに至っていないこと。 また、再生利用する耕作放棄地のみならず、その周辺の暗渠等の整備を行わなければ当該耕作放棄地を利用できないことが多いため、関係者の協力を得ることと当該整備に要する費用の確保が課題であること。
秋田市農業再生協議会	157,325	911,500	
大館市農業再生協議会	524,550	1,183,033	
川越地域耕作放棄地 対策協議会	66,000	0	【平成 22 年度に事業の実績がない原因・理由】 平成 22 年度に 2 地区における 1 万 2,566 m ² の耕作放棄地の再生利用を計画していたが、地権者の同意が得られなかったことや、当該土地の借受人が耕作放棄地再生利用交付金を利用せずに自ら耕作することにしたことから、事業の実施に至らなかったため。
熊谷市耕作放棄地 対策協議会	1,344,250	4,351,703	
金沢市農業の担い手づくり 支援協議会	4,005,000	1,428,540	
白山市耕作放棄地 対策協議会	0	0	【事業の実績が全くない原因・理由】 白山市の耕作放棄地は山間部に多く小規模区画農地が連坦しているため、再生利用しようとしても全地権者の同意を得ることが困難であることと、再生利用に要する費用についても地元負担の同意を得ることが困難であること。
豊橋市耕作放棄地 対策協議会	415,000	374,862	
田原市担い手育成 総合支援協議会	18,327,900	57,040,500	
四日市市農業担い手 育成総合支援協議会	190,000	711,500	
伊賀市耕作放棄地 対策協議会	2,162,000	2,071,510	
高槻市遊休農地対策本部	—	0	
富田林市遊休農地 対策協議会	0	0	【事業の実績が全くない原因・理由】 耕作放棄地再生利用交付金を利用しようとしても農業者が自己負担分を負担できないことや、そもそも荒廃した耕作放棄地に多額の費用を掛けてまで再生して利用しようとする需要がないこと。
広島市地域耕作放棄地	0	0	【事業の実績が全くない原因・理由】

対策協議会			広島市独自の遊休農地の活用施策を実施しており、限られた予算及び人員の中で、より現実的で効果が高いと考えられる同市の施策を優先的に実施していること。
東広島市担い手育成 総合支援協議会	4,062,500	285,000	
高松市担い手育成 総合支援協議会	275,000	519,860	
さぬき市担い手育成 総合支援協議会	402,150	226,680	
久留米市耕作放棄地 対策協議会	1,664,172	2,330,377	
行橋市耕作放棄地 対策協議会	0	0	<p>【事業の実績が全くない原因・理由】</p> <p>「行橋市地域水田農業推進協議会」の会合等で、地元の農業協同組合、農事組合、農業共済組合等に対して耕作放棄地再生利用交付金について周知したものの、十分に浸透していなかったのではないかと考えられること。</p> <p>また、耕作放棄地再生利用交付金に関する相談の際に、農家から「交付対象が農用地区域内農地に限定されている」、「再生作業に対する交付額が10a当たり5万円しかない」、「交付申請書の作成が煩雑である」などの相談が寄せられており、耕作放棄地再生利用交付金の利用を検討したものの結局断念した農家も多いのではないかと考えられること。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 高槻市遊休農地対策本部は、平成22年8月に設置されている。

また、高槻市遊休農地対策本部では、平成22年度に耕作放棄地再生利用交付金に係る事業に着手しているが、当該事業の完了が23年度であったため、22年度の同交付金の執行額は「0」となっている（23年度の同交付金の執行額は7,693,800円）。

(3) 農地転用許可事務の適正な処理の徹底

勸	告	説明図表番号																														
<p>【制度の概要】</p> <p>農林水産省は、農地法により、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることに鑑み、農地を農地以外のものにする事（転用）を制限しており、4 ha 以下の農地にあつては都道府県知事、4 ha を超える農地にあつては農林水産大臣（注）の許可がある場合に限り、これを認めることとしている（同法第4条及び第5条）。</p> <p>（注） 1 農林水産大臣の許可権限は、地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下項目1(3)及び(4)において同じ。）に委任されている（農地法第62条及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第101条）。</p> <p>2 近年の農地転用許可件数は、表1のとおり推移している。</p> <p>表1 農地転用許可件数の推移（全国）（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="272 689 1117 967"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th rowspan="2">許可件数</th> <th colspan="2">左記件数の内訳</th> </tr> <tr> <th>① 4 ha 以下 (都道府県知事許可)</th> <th>② 4 ha 超 (農林水産大臣許可)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17</td> <td>92,986</td> <td>92,935</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>91,009</td> <td>90,942</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>86,343</td> <td>86,237</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>78,340</td> <td>78,291</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>66,865</td> <td>66,826</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>65,146</td> <td>65,106</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 農林水産省の「土地管理情報収集分析調査」結果（平成17年～21年）及び「農地の権利移動・借賃等調査」結果（22年）による。</p>		年	許可件数	左記件数の内訳		① 4 ha 以下 (都道府県知事許可)	② 4 ha 超 (農林水産大臣許可)	平成 17	92,986	92,935	51	18	91,009	90,942	67	19	86,343	86,237	106	20	78,340	78,291	49	21	66,865	66,826	39	22	65,146	65,106	40	<p>表1-(3)-①</p>
年	許可件数			左記件数の内訳																												
		① 4 ha 以下 (都道府県知事許可)	② 4 ha 超 (農林水産大臣許可)																													
平成 17	92,986	92,935	51																													
18	91,009	90,942	67																													
19	86,343	86,237	106																													
20	78,340	78,291	49																													
21	66,865	66,826	39																													
22	65,146	65,106	40																													
<p>（申請処理の流れ）</p> <p>農地転用許可申請は、まず、農業委員会（申請に係る農地面積が4 ha 超の場合は都道府県知事。以下項目1(3)において同じ。）が受け付けてその内容を検討した上で、農地転用許可基準に照らした農業委員会としての意見を付して都道府県知事（申請に係る農地面積が4 ha 超の場合は地方農政局長。以下項目1(3)において同じ。）に送付する（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第7条第2項及び第5項並びに第15条第2項）。都道府県知事は、当該農業委員会の意見を参考にしつつ審査を実施し、当該許可の可否を決定する（申請に係る農地面積が4 ha 超の場合は、地方農政局長が当該都道府県知事の意見を参考に審査を行い、当該許可の可否を決定。以下項目1(3)において同じ。）。</p>		<p>表1-(3)-②</p>																														
<p>（農地転用許可の基準）</p> <p>農地転用許可の可否の判断については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則において定められている「立地基準」及び「一般基準」に基づき行うこととされている。</p> <p>「立地基準」（農地法第4条第2項第1号及び第2号並びに第5条第2項第1号及び第2号）は、表2のとおり、農地転用許可申請に係る農地をその営農条件及び周辺の市街地化の状況から5種類に区分し、当該区分に応じて当該許可の可否を判断するものであり、これら5種類のうち農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地については、良好な営農条件を備えている農地として、一定の例外条件に合致するものを除き、転用は原則不許可とされている。</p>		<p>表1-(3)-③ 表1-(3)-④</p>																														

表2 「立地基準」における農地区分の概要

区 分	営農条件、市街地化の状況	転用許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	第1種農地の要件に該当するもののうち市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地（8年以内）等特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可
第1種農地	10ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可
第2種農地	鉄道の駅が500m以内にある等市街地化が見込まれる区域内にある農地又は生産性の低い小集団の農地	周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可
第3種農地	鉄道の駅が300m以内にある等の市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地	原則許可

(注) 農林水産省の資料による。詳細は表1-(3)-④参照

また、「一般基準」（農地法第4条第2項第3号から第5号まで及び第5条第2項第3号から第7号まで）は、農地転用許可後、当該農地を申請に係る用途に供することが確実であると認められるかどうか、当該転用行為が周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれがないか等について審査を行うものであり、例えば、申請者に転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められない場合等には、転用を許可しないこととされている。

農林水産省は、これらの法令に基づく農地転用許可基準の運用・解釈について、各都道府県に対し、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）、「農地法の運用について」及び「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）を発出している。都道府県及び農業委員会は、これらの通知を参考に、審査基準・事務処理要領等を定めて、農地転用許可に係る事務を行っている。

【調査結果】

調査した7地方農政局等及び17道府県等における農地転用許可の実績をみると、平成18年から22年までの5か年で計5万1,408件（8,007.4ha）の農地転用許可が行われている。また、調査した31農業委員会では、管轄道府県に対し、申請のあった農地の転用を許可相当とする意見を5か年で計1万7,320件（1,827ha）提出している。

表1-(3)-⑤

(審査の実施状況)

今回、当省において、地方農政局等122事案、道府県等453事案及び農業委員会600事案の計1,175の転用許可事案及び意見提出事案を抽出し(注)、これらの農地転用許可申請について調査対象機関においてどのように審査が行われているかを調査した。

表1-(3)-⑥

(注) 地方農政局等については、平成20年から22年までの転用許可事案全てを調査対象とした。また、道府県等及び農業委員会については、原則として平成22年の転用許可事案及び意見提出事案から抽出した（各機関別の抽出数や抽出方法等については表1-(3)-⑥参照）。

その結果、①10ha以上の広がりを持つ一団の農地の区域内であり第1種農地の要件を満たしているにもかかわらず、第2種農地と判断しているもの、②農用地区域内農地の転用申請について、農振法による農用地利用計画で指定する用途（農業用施設）の変更が未了のまま転用許可を行っているもの、③第1種農地が「集落に接続して設置されるもの」として許可されているものの、集落に接続しているとはいえないもの、④市街化の程度まで宅地化が進行していないにもかかわらず、第3種農地と判断しているもの及び⑤第2種農地と判断する法令上の適用条項を誤ったものといった、許可決定に当たり、農地区分の判断や優良農地の転用が例外的に認められる条件に合致するかどうかの判断等が適正に行われておらず、農地転用許可事務の適正な処理を確保する必要があると考えられるものが、一部の道府県等及び農業委員会（5調査対象機関）で計16事案みられた。

農林水産省は、これまで「農地転用許可事務の適正化及び違反転用の是正等に係る取組の強化について」（平成20年11月28日付け20農振第1413号農林水産省農村振興局長通知）を発出したり、「農地法関係事務処理要領の制定について」第4の8の(1)に基づく「農地転用許可事務実態調査」で把握した、当該事務の適正な処理を確保する必要があると考えられた事例について、その運用の考え方を公表したりするなどして、農地転用許可事務の適正化を図ってきている。農地転用許可事務を行う都道府県（注1）及び農業委員会（注2）においては、これまでも当該事務の適正な処理に努めてきているところであるが、引き続き当該事務の適正な処理の徹底を図ることが求められる。

（注）1 当該都道府県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく特例条例により農地転用許可事務の処理について委任を受けている市町村及び当該市町村から同法第180条の2の規定に基づき同事務の処理について再委任を受けている農業委員会を含む（「所見」においても同じ。）。

2 当該市町村から農地転用許可事務の処理について再委任を受けている農業委員会を除く（「所見」においても同じ。）。

【所見】

したがって、農林水産省は、農地転用許可事務の適正な処理の徹底を図る観点から、都道府県及び農業委員会に対し、引き続き優良農地の転用許可に係る判断を適切に行うよう指導する必要がある。

表1-(3)-⑦

表 1-(3)-① 農地法における転用規制（関係規定抜粋）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第五項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～八（略）

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。）に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

イ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農地

ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの（市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。）

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの

(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの

二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ(1)に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができることと認められるとき。

三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。

3～6（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第四項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～七（略）

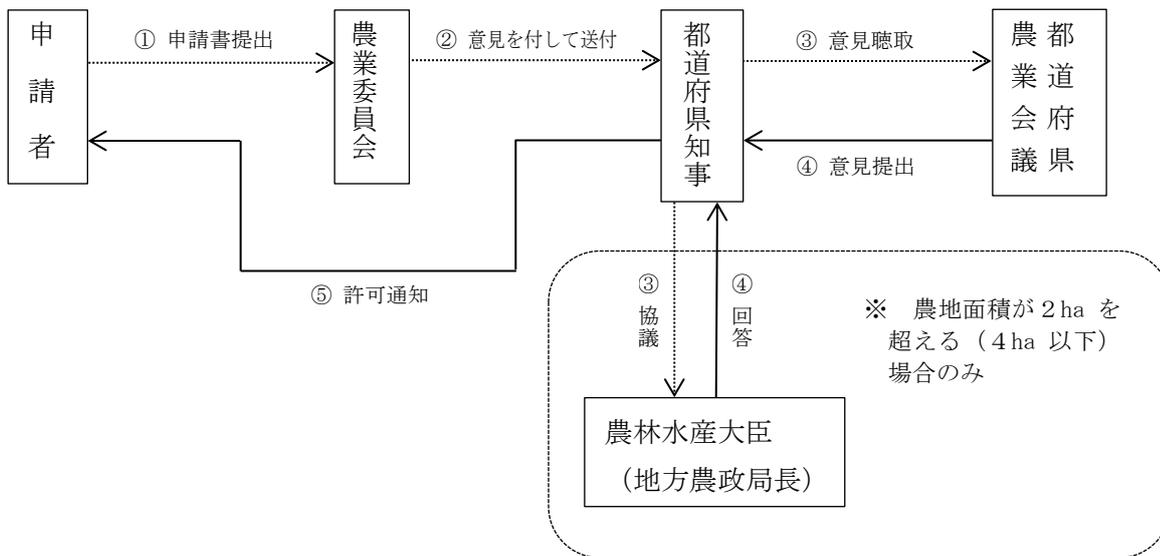
2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

- 一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合
- イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地
- ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの（市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）
- (1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- (2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- 二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ(1)に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地（同号ロ(1)に掲げる採草放牧地を含む。）以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができることと認められるとき。
- 三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合
- 四 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合
- 六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。
- 七 農地を採草放牧地にするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。
- 3～5 (略)

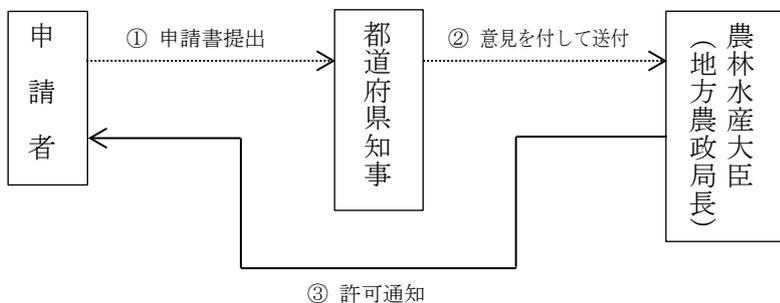
(注) 下線は当省が付した。

表 1-(3)-② 農地転用許可事務の流れ（フロー図）

<都道府県知事許可（申請農地面積が4 ha 以下の場合）>



<農林水産大臣（地方農政局長）許可（申請農地面積が4 ha を超える場合）>

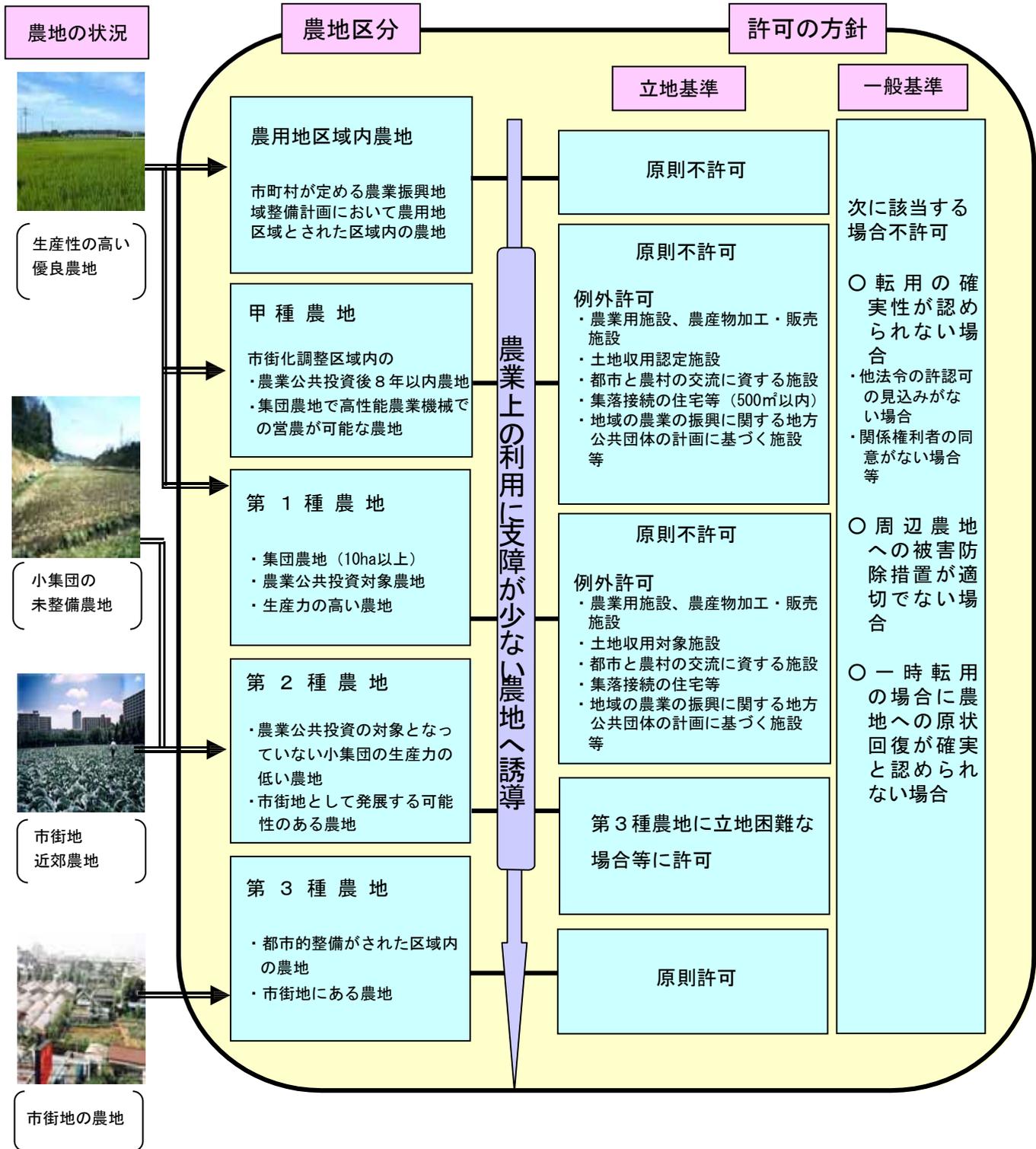


(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-(3)-③ 農地転用許可の許可基準の概要

農地転用許可基準

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。



(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-(3)-④ 「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号 農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)における農地転用許可に係る農地区分及び例外的許可事由に関する規定(抜粋)

第 2 農地又は採草放牧地の転用

1 法第 4 条第 2 項関係

農地を農地以外のものにする者が、法第 4 条第 1 項の都道府県知事の許可(その者が同一の事業の目的に供するため 4 ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合(農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号。以下「令」という。)第 8 条第 1 項各号に掲げる法律(以下「地域整備法」という。)の定めるところに従って農地を農地以外のものにする場合で同条第 2 項各号のいずれかに該当するものを除く。)には、農林水産大臣の許可)を受けようとする場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、次の(1)及び(2)の基準に基づき、当該許可の可否を判断することとされている。

なお、「農地を農地以外のものにする者」とは、およそ農地を農地以外のものにする事実行為をなすすべての者をいう。

また、「同一の事業の目的に供するため 4 ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合」とは、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積が 4 ヘクタールを超える場合をいう。

(1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準(以下「立地基準」という。法第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号)

申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判断することとされている。

具体的な農地の区分及び当該区分における許可の可否の基準は、以下のとおりである。

ア 農用地区域内にある農地(法第 4 条第 2 項第 1 号イ)

(7) 要件

法第 4 条第 2 項第 1 号イに掲げる農地は、農振法第 8 条第 1 項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域(以下「農用地区域」という。同条第 2 項第 1 号)内にある農地である。

(イ) 許可の基準

農用地区域内にある農地の転用は、原則として、許可をすることができない。これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。

ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

a (略)

b 農振法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること(法第 4 条第 2 項ただし書)。

c 次のすべてに該当するものであること(令第 10 条第 1 項第 1 号)。

(a) 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。

「一時的な利用」の期間は、当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間をいい、農振法第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点からは、3 年以内の期間であれば「一時的な利用」に該当すると判断される。(以下略)

(b) (略)

イ 良好な営農条件を備えている農地(第 1 種農地。法第 4 条第 2 項第 1 号ロ)

(7) 要件

法第 4 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある令第 12 条に規定する農地(以下「甲種農地」という。)以外のもの(以下「第 1 種農地」という。)は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。(以下略)

a おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地(令第 11 条第 1 号)

「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいう。

なお、農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設等が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地として取り扱うことが適当と考えられる。

また、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことが適

当と考えられる。

- b 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の(a)及び(b)の要件を満たす事業(以下「特定土地改良事業等」という。)の施行に係る区域内にある農地(令第11条第2号)(以下略)
- (a) 次のいずれかに該当する事業(主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。)であること(農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。)第40条第1号)。
- i 農業用排水施設の新設又は変更
- ii 区画整理
- iii 農地又は採草放牧地の造成(昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。)(以下略)
- iv 埋立て又は干拓
- v 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業
- (b) (略)
- c (略)
- (イ) 許可の基準
- 第1種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。
- a 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること(法第4条第2項ただし書)。
- b 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること(令第10条第1項第2号柱書、同項第1号イ)。(以下略)
- c 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるもの(次に掲げるものにあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。)の用に供するために行われるものであること(令第10条第1項第2号イ、則第33条)。
- 「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。
- (a) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設
- 「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設など都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。
- (b) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設
- 「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれる。また、「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設において雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安として判断することとし、当該割合が3割以上であれば、これに該当するものと判断される。(以下略)
- (c) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設
- 「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない。
- (d) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの
- 「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいい、また、「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。
- d 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適當なものとして次に掲げる施設の用に供するために行われるものであること(令第10条第1項第2号ロ、則第34条)。
- (a)～(c) (略)
- e 申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること(令第10条第1項第2号ハ、則第35条)。
- (a)～(d) (略)
- (e) 既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)
- 「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。
- (f) (略)

- f 申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものでなければならない（令第10条第1項第2号ニ、則第36条）。
- g 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第10条第1項第2号ホ、則第37条）。
- (a)～(j) (略)
- h 地域整備法の定めるところに従って行われる場合で令第8条第2項各号のいずれかに該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合で(a)に掲げる要件に該当するものであること。
- 「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」とは、土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして(b)に掲げる計画に限られる（令第10条第1項第2号へ、則第38条及び第39条）。（以下略）

ウ 市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地（甲種農地。令第12条）

(7) 要件

甲種農地は、第1種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

- a おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械（農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第2条第3項に規定する高性能農業機械をいう。）による営農に適するものと認められること（令第12条第1号、則第41条）。
- b 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過したもの以外のもの。（以下略）

(i) 許可の基準

甲種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。

ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。この場合、甲種農地が特に良好な営農条件を備えている農地であることにかんがみ、許可をすることができる場合は、第1種農地より更に限定される。

- a イの(i)のaに該当する場合（法第4条第2項ただし書）
- b イの(i)のbに該当する場合（令第10条第1項第2号柱書、同項第1号イ）
- c 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設又はイの(i)のcの(a)から(d)までに掲げる施設（同(a)から(d)までに掲げる施設にあっては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限り、同(d)に掲げる施設にあっては、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。）の用に供するため行われるものであること（令第10条第1項第2号イ、則第33条）。
- 「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。
- d イの(i)のeの(a)から(e)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第10条第1項第2号ハ、則第35条）。
- e イの(i)のfに該当する場合（令第10条第1項第2号ニ、則第36条）
- f イの(i)のgの(b)、(d)、(e)又は(h)から(j)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第10条第1項第2号ホ、則第37条）。
- g イの(i)のhに該当する場合（令第10条第1項第2号へ、則第38条及び第39条）

エ 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地（第3種農地。法第4条第2項第1号ロ(1)）

(7) 要件

第3種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第13条、則第43条及び第44条）。（以下略）

- a 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が次に掲げる程度に達している区域
- (a) 水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路（幅員4メートル以上の道及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定を受けた道

で現に一般交通の用に供されているものをいい、イの(イ)のeの(d)のiiに規定する道路及び農業用道路を除く。)の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。

(b) 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね300メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。

- i 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場
- ii イの(イ)のeの(d)のiiに規定する道路の出入口
- iii 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場(これらの支所を含む。)
- iv その他iからiiiまでに掲げる施設に類する施設

具体的には、自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル及び同条第7項に規定する専用バスターミナルが想定される。

b 宅地化の状況が次のいずれかに該当する程度に達している区域

(a) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。

(b) 街区(道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域をいう。以下同じ。)の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていること。

(c) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること(農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。)(以下略)

c (略)

(イ) 許可の基準

第3種農地の転用は、許可をすることができる。

オ エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地(第2種農地。法第4条第2項第1号ロ(2))

(7) 要件

第2種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである(令第14条、則第45条及び第46条)。(以下略)

a 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみてエの(ア)のaに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として次に掲げるもの

(a) 相当数の街区を形成している区域

(b) エの(ア)のaの(b)のi、iii又はivに掲げる施設の周囲おおむね500メートル(当該施設を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40パーセントを超える場合にあっては、その割合が40パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は1キロメートルのいずれか短い距離)以内の区域

b 宅地化の状況からみてエの(ア)のbに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として、宅地化の状況が同bの(a)に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの

(イ) 許可の基準

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として、許可をすることができない。

なお、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例外的に許可をすることができる。

a (略)

b 転用行為がイの(イ)のc、d、g又はhのいずれかに該当する場合(令第10条第2項)

この場合、イの(イ)のcの(a)から(d)までに掲げる施設にあっては、第2種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができると認められるものであっても、許可をすることができる(則第33条括弧書)。(以下略)

カ その他の農地(第2種農地)

(7) 要件

農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地(オに規定するものに限る。(イ)において同じ。)及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具

体的には、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等が該当する。

(1) 許可の基準

法第4条第2項第2号により、第2種農地の場合と同様の基準となる。

(2) 立地基準以外の基準（一般基準。法第4条第2項第3号から第5号まで）

(1)の立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。

ア 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合（法第4条第2項第3号）
具体的には、次に掲げる事由がある場合である。

(ア) 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと（法第4条第2項第3号）。

(イ)～(ク) (略)

イ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第2項第4号）（以下略）

ウ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき（法第4条第2項第5号）（以下略）

(注) 下線は当省が付した。

表1-(3)-⑤ 調査した7地方農政局等及び17道府県等における農地転用許可実績

(単位：件、ha)

許可権者	許可件数	許可面積
地方農政局等	228	2,163.2
道府県	44,606	5,306.5
権限移譲委員会等	6,574	537.7
計	51,408	8,007.4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した7地方農政局等（農村振興局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局）、10道府県（北海道、秋田県、埼玉県、愛知県、石川県、三重県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県）、当該県から農地転用許可に係る権限移譲を受けている7農業委員会等（横手市農業委員会、四日市市、松阪市農業委員会、三原市農業委員会、尾道市農業委員会、東広島市農業委員会及び高松市農業委員会）における平成18年から22年までの5か年の累計の実績である。ただし、10道府県のうち埼玉県は平成22年8月から12月までの実績、愛知県は21年及び22年の実績、広島県は18年から21年までの実績（22年には県内全市町に権限移譲済み）である。また、7農業委員会等のうち平成18年から22年までの間に権限移譲を受けているものは、移譲を受けた年以降の実績を計上した。

ちなみに、「勧告」における「調査した31農業委員会」は、深川市農業委員会、北見市第一農業委員会、旭川市農業委員会、横手市農業委員会、由利本荘市農業委員会、川越市農業委員会、熊谷市農業委員会、加須市農業委員会、久喜市農業委員会、行田市農業委員会、春日部市農業委員会、豊橋市農業委員会、安城市農業委員会、弥富市農業委員会、金沢市農業委員会、小松市農業委員会、四日市市農業委員会、松阪市農業委員会、高槻市農業委員会、堺市農業委員会、枚方市農業委員会、河南町農業委員会、三原市農業委員会、尾道市農業委員会、東広島市農業委員会、高松市農業委員会、丸亀市農業委員会、久留米市農業委員会、飯塚市農業委員会、柳川市農業委員会及び行橋市農業委員会である。

表 1-(3)-⑥ 調査対象機関別の転用許可事案及び意見提出事案抽出件数

(単位：件)

	調査対象機関名	抽出件数
地方農政局等	農村振興局（北海道分）	19
	関東農政局	38
	東海農政局	17
	北陸農政局	21
	近畿農政局	3
	中国四国農政局	6
	九州農政局	18
	小 計 ①	122
道府県等	北海道	34
	秋田県	27
	埼玉県	37
	愛知県	34
	石川県	34
	三重県	27
	大阪府	21
	香川県	30
	福岡県	31
	横手市農業委員会	25
	四日市市	25
	松阪市農業委員会	24
	三原市農業委員会	31
	尾道市農業委員会	22
	東広島市農業委員会	22
	高松市農業委員会	29
	小 計 ②	453
	農業委員会	深川市農業委員会
北見市第一農業委員会		28
旭川市農業委員会		34
由利本荘市農業委員会		20
川越市農業委員会		37
熊谷市農業委員会		33
加須市農業委員会		19
久喜市農業委員会		21
行田市農業委員会		27
春日部市農業委員会		23
金沢市農業委員会		22
小松市農業委員会		25
豊橋市農業委員会		36
安城市農業委員会		30
弥富市農業委員会		30
高槻市農業委員会		11
堺市農業委員会		12
枚方市農業委員会		7
河南町農業委員会		10
丸亀市農業委員会		30
久留米市農業委員会		30
飯塚市農業委員会		31
柳川市農業委員会	27	
行橋市農業委員会	27	
小 計 ③	600	
計 (①+②+③)		1,175

(注) 1 地方農政局等については、平成 20 年から 22 年までの転用許可事案全てを調査対象とした。

- 2 道府県等及び農業委員会については、平成 22 年中に転用許可又は意見提出を行った事案のうち、原則として、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地の各区分からそれぞれ 6 件、第 2 種農地から 12 件の計 36 件を抽出した。抽出方法は、平成 22 年 4 月、5 月、6 月、7 月、8 月及び 9 月の事案から、申請日が最も早いものを各月 1 件（第 2 種農地のみ 2 件）ずつ抽出した。ただし、当該期間において該当する事案がない場合は、他の月又は他の年の事案から抽出した。
- 3 1 件の事案に係る農地に複数の農地区分が含まれている場合は、それぞれの農地区分につき 1 件とした。

表 1-(3)-⑦ 許可決定に当たり、農地区分の判断や優良農地の転用が例外的に認められる条件に合致するかどうかの判断等が適正に行われておらず、農地転用許可事務の適正な処理を確保する必要があると考えられるもの

i) 10ha 以上の広がりを持つ一団の農地の区域内であり第 1 種農地の要件を満たしているにもかかわらず、第 2 種農地と判断しているもの

事例No.	内 容																								
①	<p>調査対象道府県において、申請農地の北東側に 10ha 以上の一団の農用地区域が存在するにもかかわらず、当該申請に係る農地が不整地であったことをもって、良好な営農条件を備えた農地である第 1 種農地の要件の「一団の農地」に含まれないと判断し、「その他の農地(第 2 種農地)」として転用許可を行っている。</p> <p>しかし、「農地法の運用について」では、「一団の農地」とは、山林や河川等の農業機械が容易に横断することができない土地に囲まれた集団的に存在する農地を指すとしており、農地の形状によって判断することとはしていない。</p> <p>これについて、調査対象道府県は、「当該農地は、不整地の農地であったことから、申請を受け付けた当時は、良好な営農条件を備えた農地である第 1 種農地の要件の「一団の農地」に含まれないと判断したものと考えられる。しかし、再確認した結果、当該農地は不整地であっても一体として利用することが可能である以上「一団の農地」の区域内に含めるべきであり、第 1 種農地と判断すべきであった。」としている。</p> <p>(注 1) なお、調査対象道府県では、当該申請農地が第 1 種農地であっても、当該事案における転用目的は「既存施設の拡張」(農地法第 4 条第 2 項第 1 号ロ、農地法施行令第 10 条第 1 項第 2 号ハ及び農地法施行規則第 35 条第 5 号)に該当し、拡張に係る部分の面積も既存施設の面積の 2 分の 1 以下であることから許可相当であるとしている。</p> <p>(注 2) 本件申請を受け付けた農業委員会では、当該事案に係る農地の農地区分について、「その他の農地(第 2 種農地)」と判断し、許可相当とする意見を調査対象道府県に送付している。第 2 種農地と判断した理由について、同農業委員会の意見書には、「申請地は周囲を農用地区域である農地に囲まれた農地である」とだけ記載されており、その判断根拠の詳細については不明となっている。</p>																								
②	<p>調査対象農業委員会が第 2 種農地として許可相当とする意見を調査対象道府県に提出し、その後当該道府県により許可された 7 事案について、当省が農地区分の判断根拠の妥当性について当該道府県に改めて確認したところ、次表のとおり、当該道府県では、これら 7 事案はいずれも第 1 種農地の要件に該当するものであったとしている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>許可時の農地区分</th> <th>当省及び当該道府県による再確認結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>第 2 種農地</td> <td>第 1 種農地 特定土地改良事業の受益地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第 2 種農地</td> <td>第 1 種農地 20ha 以上の集団性のある農地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第 2 種農地</td> <td>第 1 種農地 20ha 以上の集団性のある農地</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>第 2 種農地</td> <td>第 1 種農地 10ha 以上の集団性のある農地</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>第 2 種農地</td> <td>第 1 種農地 特定土地改良事業の受益地</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>第 2 種農地</td> <td>第 1 種農地 10ha 以上の集団性のある農地</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>第 2 種農地</td> <td>第 1 種農地 10ha 以上の集団性のある農地</td> </tr> </tbody> </table>	No.	許可時の農地区分	当省及び当該道府県による再確認結果	1	第 2 種農地	第 1 種農地 特定土地改良事業の受益地	2	第 2 種農地	第 1 種農地 20ha 以上の集団性のある農地	3	第 2 種農地	第 1 種農地 20ha 以上の集団性のある農地	4	第 2 種農地	第 1 種農地 10ha 以上の集団性のある農地	5	第 2 種農地	第 1 種農地 特定土地改良事業の受益地	6	第 2 種農地	第 1 種農地 10ha 以上の集団性のある農地	7	第 2 種農地	第 1 種農地 10ha 以上の集団性のある農地
No.	許可時の農地区分	当省及び当該道府県による再確認結果																							
1	第 2 種農地	第 1 種農地 特定土地改良事業の受益地																							
2	第 2 種農地	第 1 種農地 20ha 以上の集団性のある農地																							
3	第 2 種農地	第 1 種農地 20ha 以上の集団性のある農地																							
4	第 2 種農地	第 1 種農地 10ha 以上の集団性のある農地																							
5	第 2 種農地	第 1 種農地 特定土地改良事業の受益地																							
6	第 2 種農地	第 1 種農地 10ha 以上の集団性のある農地																							
7	第 2 種農地	第 1 種農地 10ha 以上の集団性のある農地																							

(注) 当省の調査結果による。

ii) 農用地区域内農地の転用申請について、農振法による農用地利用計画で指定する用途（農業用施設）の変更が未了のまま転用許可を行っているもの

内 容
<p>(事案1)</p> <p>申請地は農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であるが、転用目的は農業用施設の設置であることから、申請地が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第5条第2項ただし書）に該当するよう用途区域変更（農地から農業用施設用地への変更）の見込みであるとして、調査対象農業委員会は、当該事案を同農業委員会総会に付議して了承が得られた。その後、調査対象道府県の農業会議への諮問とともに、当該市町村の農用地利用計画の用途区域変更手続を所管する部局に連絡し、当該事案についての用途区域変更の検討及び可能な場合の変更手続を依頼した。</p> <p>しかし、同農業委員会事務局では、同農業会議の答申は得たものの、上記担当部局に用途区域変更手続の完了を確認せずに、転用許可のための要件が充足したものとして、用途区域変更手続が未了のまま同事務局での決裁手続を経て、申請地について転用を許可した。</p>
<p>(事案2、3、4)</p> <p>申請地は農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であるが、転用目的は農業用施設の設置であることから、申請地が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第5条第2項ただし書）に該当するよう用途区域変更（農地から農業用施設用地への変更）の見込みであるとして、同農業委員会は、当該事案を同農業委員会総会に付議して了承が得られた。その後、同農業会議への諮問とともに、当該農用地利用計画の用途区域変更手続の所管部局に連絡し、当該事案についての用途区域変更の検討及び可能な場合の変更手続を依頼した。</p> <p>しかし、同農業委員会事務局では、同農業会議の答申は得たものの、上記担当部局に用途区域変更手続の完了を確認せずに、転用許可のための要件が充足したものとして、用途区域変更手続が未了のまま同事務局での決裁手続を経て、申請地について転用を許可した。</p>

(注) 当省の調査結果による。

iii) 第1種農地が「集落に接続して設置されるもの」として許可されているものの、集落に接続しているとはいえないもの

内 容
<p>調査対象農業委員会から進達され調査対象道府県が許可を行った2事案については、農地区分は第1種農地とされ、許可事由は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」（農地法施行規則第33条第4号）に該当するとされ許可されているが、2事案とも、申請に係る施設が集落に接続しているとはいえない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

iv) 市街化の程度まで宅地化が進行していないにもかかわらず、第3種農地と判断しているもの

内 容
<p>調査対象農業委員会では、当該事案に係る農地の農地区分について、現地確認等を踏まえた上で、農用地区域外の農地であって、住宅が連たんしている集落（現況は30戸程度）内の農地であることから、農地法第5条第2項第1号ロ(1)、農地法施行令第21条及び農地法施行規則第44条第1号の「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」に該当するとして、第3種農地と判断したとしている。</p> <p>しかし、第3種農地について、農地法第5条第2項第1号ロ(1)が「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地」と定めていることに鑑みれば、中山間部に位置する当該集落の状況がこれに該当するものとは考えられず、当省が調査対象道府県に対し当該事案に係る農地の農地区分について再確認したところ、調査対象道府県では、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」とは、市街化の程度まで宅地化が進行している状態で農地が点在している状況と解すべきであり、当該事案はこれに該当せず、よって、第3種農地と判断すべきではなかったとしている。また、当該事案に係る農地は、中山間に位置し農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当し、「その他の農地(第2種農地)」（農地法第5条第2項第2号）と判断すべきであったとしている。</p> <p>なお、調査対象道府県は、当該事案に係る農地が「その他の農地(第2種農地)」に該当するとしても、当該事案における転用目的は「既存施設の拡張」（農地法第5条第2項第1号ロ、農地法施行令第10条第1項第2号ハ及び農地法施行規則第35条第5号）に該当することから許可相当であるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

v) 第2種農地と判断する法令上の適用条項を誤ったもの

内 容
<p>調査対象農業委員会において、申請地周辺の農地は10ha以上の広がりを持つ大規模な集団農地であり第1種農地の要件を満たしているにもかかわらず、市街化区域に近接する区域内にある農地でその規模がおおむね10ha未満であると判断したことから、農地法施行令第14条第2号及び農地法施行規則第46条の規定に基づく第2種農地として許可相当とする意見を調査対象道府県に提出している。</p> <p>これについて、同農業委員会は、「申請地は、河川の堤防のかさ上げ工事が実施されることになった際、地元として当該事業に協力するため、積極的に工事実施地域の居住者の移転先を募ったものであり、申請地周辺の土地が農用地区域でありながら宅地状に分筆されているのはそのためである。農地区分については、厳密に解釈すれば第1種農地との判断になるかもしれないが、以上のような事情を考慮した上で、過去の周辺農地の転用実績等を参考にしながら判断したものと考えている。」としている。</p> <p>一方、本事案に関して、農林水産省は、申請地周辺の農地は10ha以上の広がりを持つ集団農地であるが、申請地は鉄道の駅から700mの位置にあり、市街化区域と隣接し、かつ市街化区域は宅地で隙間なく埋まっていることから、農地区分は「第2種農地」と判断したことに誤りはないものの、その根拠となる条項については、農地法施行令第14条第1号及び農地法施行規則第45条第2号の規定を適用すべきであるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(4) 違反転用に対する処分等の適正な実施

勸告	説明図表番号						
<p>ア 違反転用の発生状況及び違反転用に対して講じた措置の状況</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(違反転用に対する処分等の実施)</p> <p>農業委員会は、「農地法に係る事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下項目1(4)において「事務処理要領」という。)において、転用許可を得ずに無断で転用されたものや許可時に付した条件に違反しているもの(違反転用事案)を知ったときは、速やかにその事情を調査し、遅滞なく都道府県知事に報告書を提出することとされている。</p> <p>都道府県知事(注)は、違反転用事案を知り、又は農業委員会から報告書の提出があったときは、違反転用者に対し、期限を定めて農地への原状回復を行うよう指導を行い、その指導に応じない場合には、書面により勧告を行うものとし、さらに、勧告に従わずに、「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるとき」(農地法第51条第1項)は、その必要の限度において、転用許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復等の措置を講ずべきことを命ずることができるとされている。</p> <p>(注) 違反転用事案が地方農政局長が行った許可の条件に違反するものである場合のみ、処分に係る権限は地方農政局長に属する(農地法施行令第39条)。この場合、事務処理要領では、都道府県知事は、農業委員会からの報告書に、当該違反転用事案の処理に係る意見を付して地方農政局長に報告することとされている。</p> <p>「特に必要があると認めるとき」の解釈に関しては、事務処理要領において、「当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命ずべき措置の内容を決定」することとされている。また、「当該違反転用事案に係る土地が農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる」とされている。</p> <p>農林水産省は、都道府県及び農業委員会に対し、事務処理要領において、これら違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導の便に資するため、事案ごとの関係資料を合綴した違反転用事案処理簿を作成・保管することを求めている。</p> <p>(注) 全国における違反転用件数は、表1のとおり、平成17年から20年にかけて8,000件前後で推移している。</p> <p>表1 違反転用件数・面積の推移(全国) (単位:件、ha)</p> <table border="1" data-bbox="274 2020 986 2060"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	年	件数	面積				<p>表1-(4)-① 表1-(4)-②</p>
年	件数	面積					

平成 17	8,164	614
18	8,633	644
19	7,205	537
20	8,197	566

(注) 農林水産省の公表資料による。なお、平成 21 年以降の件数及び面積は公表されていない。

【調査結果】

(7) 違反転用の発生状況及び処分等の実施状況

調査した 7 地方農政局等及び 17 道府県等における違反転用の発生状況をみると、平成 22 年において計 1,900 件の違反転用事案(注 1)がみられた。これらのうち、農地区分を把握できた 1,084 件(注 2)について、農地区分別の状況並びに処分及び勧告の実施状況をみると、次のような状況がみられた。

表 1-(4)-③

表 1-(4)-④

(注) 1 平成 22 年に新たに発生したもののほか、違反状態が前年から継続しているものを含む。
2 1,084 件の内訳は、1 地方農政局における 2 件及び 13 道県等における計 1,082 件となっている。

① 農地区分別の違反転用事案の発生状況をみると、表 2 のとおり、転用が原則不許可とされている農用地区域内農地、甲種農地及び第 1 種農地の違反転用事案の件数は 504 件で、上記 1,084 件の約半数(46.5%)を占めており、これらは、第 2 種農地及び第 3 種農地に比べて、違反状態が前年から継続しているものの割合が高くなっている。ちなみに、これら 504 件のうち、平成 22 年中に違反状態が解消されたものも 132 件(26.2%)みられる。

② 上記 1,084 件に対する処分及び勧告の実施状況をみると、処分(原状回復命令)が 2 件、勧告が 5 件それぞれ実施されている。ちなみに、平成 18 年から 22 年までの 5 か年では、処分(原状回復命令)14 件及び勧告 28 件の実施となっている。

(注) 第 2 種農地や第 3 種農地における違反転用事案の大部分は、許可を受けずに転用されたものであっても許可要件を満たしていれば事後的に許可を行ういわゆる「追認許可」が行われている。

表 2 農地区分別の違反転用事案の発生状況及び措置状況(平成 22 年)

(単位：件、%)

区 分	違反転用件数 ① (=②+③)	①のうち 新規発生件数 ②		①のうち違反が 前年から継続して いるもの ③		①のうち 22 年中 に違反が解消された もの ④	
		件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
農用地区域 内農地	432	82	(19.0)	350	(81.0)	85	(19.7)
甲種農地	11	2	(18.2)	9	(81.8)	0	(-)
第 1 種農地	61	48	(78.7)	13	(21.3)	47	(77.0)
小 計	504	132	(26.2)	372	(73.8)	132	(26.2)
第 2 種農地	373	344	(92.2)	29	(7.8)	301	(80.7)
第 3 種農地	207	194	(93.7)	13	(6.3)	166	(80.2)
計	1,084	670	(61.8)	414	(38.2)	599	(55.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、①に占める②、③又は④の割合を示す。

(4) 個々の違反転用事案に対する処分等の実施状況

① 地方農政局及び道府県等における違反転用事案への対応状況

違反転用事案に対して、違反状態の是正のための適切な措置が講じられているかを把握するため、調査対象機関における違反転用事案のうち、当省の調査時点（平成 23 年 10 月 1 日）において違反状態が継続している事案 89 件（調査対象機関において該当事案が多数ある場合、1 調査対象機関当たりの事案数が 20 件を超えないよう、違反転用の発見日が古いものから順に抽出）を対象として、違反状態の継続期間や調査対象機関による処分等の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

表 1-(4)-⑤

（違反状態の継続期間並びに処分及び勧告の実施状況）

上記 89 件のうち違反転用の発見日を特定できた 60 件（地方農政局 3 件、道府県等 57 件）について、違反転用の発見日から当省の調査時点（平成 23 年 10 月 1 日）までの経過日数をみると、調査対象機関において違反転用を是正するための措置を講じ違反状態の解消に努め、一定の成果を上げているものの、表 3 のとおり、違反状態が長期にわたっているものもみられる。

表 3 調査対象とした違反転用事案における違反状態の継続期間の状況

違反状態の継続期間	1 年以下	1 年超 2 年以下	2 年超 3 年以下	3 年超 4 年以下	4 年超 5 年以下	5 年超 6 年以下	6 年超 7 年以下
調査対象事案（件）	0 (0)	10 (5)	7 (1)	6 (2)	8 (2)	11 (5)	2 (0)

違反状態の継続期間	7 年超 8 年以下	8 年超 9 年以下	9 年超 10 年以下	10 年超 20 年以下	20 年超	計
調査対象事案（件）	0 (0)	0 (0)	6 (2)	8 (3)	2 (1)	60 (21)

（注）1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、違反転用者が調査対象機関による指導等に従っていないにもかかわらず処分又は勧告が一度も実施されていない違反転用事案であって、違反転用の発見日を特定できたものである。

また、上記 89 件のうち、違反転用者が調査対象機関による指導等（現地調査、事情聴取、口頭指導、文書指導又は是正計画書提出依頼）に従っていないにもかかわらず処分又は勧告が一度も実施されていないものが 39 件（43.8%）みられた。これらのうち違反転用の発見日を特定できた 21 件について経過日数をみると、表 3 のとおりとなっている。

調査した道府県等では、これらの事案に対し処分や勧告を実施しない理由について、「勧告や口頭指導は実施したものの、その後、i) 優良農地における違反行為であるかどうか、ii) 周辺の農地に悪影響を与えているかどうか、iii) 違反行為が悪質で、緊急に是正措置を講じる必要があるかどうかを総合的に判断した結果である」、「農地法第 51 条に基づく処分は機械的に行うものではなく、その前に口頭指導や文書指導を行い、無断転用の是正を求めている。しかし、特に周辺農地に対して、直ちに支障を及ぼすような状態であれば、原状回復命令を発することとなる」等としている。

（指導等の実施状況）

一方、処分や勧告を実施する前に行う指導等の実施状況をみると、上記 39

表 1-(4)-⑥

件のうち、指導等の実施時期が把握できた 28 件では、違反転用者に対し直近に指導等を実施した日から当省の調査時点（平成 23 年 10 月 1 日）まで 1 年を超えているものが約 7 割（67.9%（19 件））を占めている。

（注） 期間の算出に当たり、指導等の実施時期が月単位までしか判明していないものについては、誤差を最小とする観点から、当該月の 15 日付けとして推計した。同様に、年単位までしか判明していないものについては、当該年の 7 月 1 日付けとして推計した。また、以下の期間算出に当たっても同様に行った。

なお、上記の 19 件の中には、「特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当」とされている農用地区域内農地の違反転用事案が 12 件（63.2%）含まれている。

また、調査した違反転用事案の中には、勧告を実施し、違反転用者が当該勧告に従っていないにもかかわらず、処分を実施していないものも 9 件みられた。これら 9 件については、勧告実施後も違反状態が解消されることなく長期間継続しており、またその間に違反転用者の倒産・所在不明等が生じ、違反状態の解消がますます困難となるおそれもあることから、調査対象機関において違反転用者が勧告に従わない原因・理由の把握・分析及び処分を行うかどうかの判断を適時に行うべきである。

違反転用は早期に是正されることが優良農地を保全する観点から適当であることに加え、農地法に従い適法に転用許可申請を行った者との関係からも望ましい。このため、関係機関においては、特に、農用地区域内農地など原則転用が不許可とされている優良農地の違反転用事案であって、関係機関による勧告や複数回にわたる指導にも応じないなど、違反転用者には是正する意思がないことが明確である場合等については、事務処理要領に定められた手続に従って処分を実施していく必要があると考えられる。ちなみに、今回調査対象とした違反転用事案 89 件の中には、i) 農用地区域内農地の違反転用事案であって、ii) 違反状態が 3 年以上継続しており、iii) 関係機関において勧告や複数回の文書指導を行っているものの処分が実施されていないものが 12 件みられた。

② 農業委員会における違反転用事案への対応状況

調査対象農業委員会における違反転用事案のうち、当省の調査時点（平成 23 年 10 月 1 日）において違反状態が継続している事案 94 件（調査対象農業委員会において該当事案が多数ある場合、1 農業委員会当たりの事案数が 10 件を超えないよう、違反転用の発見日が古いものから順に抽出）を対象として、違反状態の継続期間や調査対象農業委員会による指導、管轄道府県への報告等の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

（違反状態の継続期間及び管轄道府県への報告等の実施状況）

上記 94 件のうち違反転用の発見日を特定できた 54 件について、違反転用の発見日から当省の調査時点（平成 23 年 10 月 1 日）までの経過日数をみると、調査対象農業委員会において違反転用を是正するための措置を講じ違反状態

表 1-(4)-⑦

の解消に努め、一定の成果を上げているものの、表4のとおり、違反状態が長期にわたっているものもみられる。

表4 調査対象とした違反転用事案における違反状態の継続期間の状況

違反状態の継続期間	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超 6年以下	6年超 7年以下
調査対象事案(件)	6	4	1	2	4	1	1

違反状態の継続期間	7年超 8年以下	8年超 9年以下	9年超 10年以下	10年超 20年以下	20年超	計
調査対象事案(件)	1	0	5	23	6	54

(注) 当省の調査結果による。

また、農業委員会は、事務処理要領において、違反転用事案を知ったときは、速やかにその事情を調査し、遅滞なく都道府県知事に報告書を提出することとされている。しかし、上記94件のうち、当省の調査時点(平成23年10月1日)において違反状態が継続しており、かつ違反転用者が調査対象農業委員会による指導等に従っていないなど是正のめどが立っていないにもかかわらず当該農業委員会が管轄道府県への報告を行っていないものが26件(27.7%)みられた。

把握した違反転用事案を管轄道府県へ報告するかどうかの基準について、調査した農業委員会では、事務処理要領において、発見後速やかにその事情を調査し、遅滞なく報告することとされているにもかかわらず、約7割(24委員会中17委員会)が、「違反の発見後、まずは農業委員会が単独で指導を行う。当該指導によって是正が可能と判断されるものについては報告せず、是正が困難と考えられるもののみ報告する」としており、当該報告の実施時期は統一的・具体的に定められておらず、農業委員会ごと、事案ごとに区々となっている。

そこで、上記26件のうち違反転用の発見日を特定できた8件について、違反転用の発見日から当省の調査時点(平成23年10月1日)までの期間をみると、全ての事案が1年以上を経過している。なお、当該8件中5件(62.5%)は、農用地区域内農地の違反転用事案である。

また、調査した農業委員会による指導等の実施状況をみると、これら26件のうち指導等の実施時期が把握できた18件では、違反転用者に対し直近に指導等を実施した日から当省の調査時点(平成23年10月1日)まで1年を超えているものが約7割(72.2%(13件))を占めている。

(注) なお、上記の13件の中には、農用地区域内農地の違反転用事案が9件(69.2%)含まれている。

(管轄道府県への報告までに要した期間)

一方、管轄道府県への報告が行われた60件のうち違反転用の発見日及び管轄道府県への報告日を特定できた50件について、違反転用の発見日から管轄道府県への報告までに要した期間を調査したところ、3か月(90日)を超えている事案が約6割(56.0%(28件))を占めているなど迅速に当該報告が行われているとはいえない状況がみられた。

表1-(4)-⑧

表1-(4)-⑨

表1-(4)-⑩

③ 違反転用事案の内容や指導経過等に係る資料の作成・保管状況

違反転用事案に対し継続的な指導等を行っていく上で、調査した道府県及び農業委員会の双方において、違反転用事案に係る資料が適切に作成・保管されることが重要である。上記①及び②において調査対象とした事案のうち、当省の調査時点（平成23年10月1日）まで違反状態が継続している183件では、事務処理要領で定められている違反転用事案処理簿を作成していないこと、関係資料を廃棄してしまったこと等から、i) 違反転用の発見時期、ii) 文書指導の実施時期、iii) 農業委員会から管轄道府県への報告時期の全部又は一部が不明となっているものが49件（26.8%）あり、うち3件については、違反転用事案を把握したことが確認できるのみで関係資料は全く残されておらず、違反転用発見後の指導の有無・内容等についても一切不明となっている。

このように違反転用事案に係る資料が適切に作成・保管されていないため、中には、i) 過去に農業委員会から違反転用事案の報告を受けたにもかかわらず、関係資料を作成しなかったため違反状態が継続している事実について未把握であったもの、ii) 平成14年に農地パトロールによって把握した違反転用事案143件について、発見時に口頭指導を行ったが土地所有者に違反を是正する意思がなかったため、15年以降も指導を実施してきているものの、当該指導等の記録の所在が不明となっているものもみられた。

表1-(4)-⑪

表1-(4)-⑫

表1-(4)-⑬

イ 転用事業の進捗状況の把握・管理及び許可条件違反への対応状況

【制度の概要】

農地転用を許可するに当たっては、事務処理要領において、原則として、「①申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。②許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を報告すること。③（一時転用の場合）申請書に記載された工事の完了の日までに農地に復元すること。」という条件を付すこととされている。これらの条件に違反した場合（許可条件違反）、許可権者は、農地法第51条第1項の規定に基づき、転用事業者に対し、許可の取消し等の処分を行うことができる。

許可権者が処分の実施を検討する基準について、事務処理要領では、許可権者は、転用許可後、①事業計画に定められた転用事業の着手時期から3か月以上経過してもなお転用事業に着手していない場合、②事業計画に定められた完了時期から3か月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合等には、転用事業者に対し、速やかに事業計画どおり事業を行うべき旨を文書により指導し、その指導に従わない場合には、事業計画どおり事業を行うべき旨及び行わない場合には許可を取り消すことがある旨を勧告することとされている。その一方、事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、勧告に代えて事業計画の変更の手續を執らせるよう転用事業者を指導することとされている。

また、事務処理要領では、許可権者に対し、①転用事業者からの転用事業の進捗状況の報告が遅滞している場合は文書により督促をすること、②督促後も転用事業

表1-(4)-⑭

の進捗状況を記載した書面等を提出しない場合は転用事業者から事情を聴取し、必要に応じて現地調査を行うこと等により転用事業の進捗状況の把握に努めること、③把握した転用事業の進捗状況等については「進捗状況管理表」を作成し管理することを求めている。

【調査結果】

(7) 転用事業の進捗状況の把握の有無等

調査した7地方農政局等及び13道府県等における転用事業の進捗状況の把握の有無及び進捗状況管理表の作成状況等についてみると、①転用事業の進捗状況の把握は農業委員会の役割であるとして、転用事業者からの転用事業の進捗状況の報告を受けていないほか、進捗状況管理表も作成していないなど管内転用事業の進捗状況について全く把握していないもの（2機関）、②事業進捗状況報告書や一時転用期間終了後の農地復元届の未提出者に対する督促を適切に行っていないため転用事業の進捗状況の把握が不十分であるもの（1機関）がみられた。

表1-(4)-⑮

表1-(4)-⑯

(4) 転用事業が進捗していない事案に対する指導等の実施状況

(転用事業が進捗していない事案の発生状況)

調査した地方農政局等及び道府県等が把握している範囲内で、当省の調査時点（平成23年10月1日）で転用事業の完了報告が提出されていない事案のうち、①事業計画に定められた転用事業の着手予定日から3か月以上経過しても転用事業に着手していないもの（以下項目1(4)において「未着手事案」という。）、②事業計画に定められた転用事業の完了予定日から3か月以上経過しても転用事業が完了していないもの（以下項目1(4)において「遅延事案」という。）、③一時転用期間が終了しているにもかかわらず原状回復が行われていないもの（以下項目1(4)において「原状回復未了事案」という。）の数を調査したところ、表5のとおり、計625件（未着手事案257件、遅延事案352件、原状回復未了事案16件）みられた。

表1-(4)-⑰

表5 転用事業が進捗していない事案の発生状況 (単位：件)

類型	地方農政局等	道府県等	計
①未着手事案	50	207	257
②遅延事案	143	209	352
③原状回復未了事案	1	15	16
計	194	431	625

(注) 当省の調査結果による。

(転用事業が進捗していない事案に対する指導等の実施状況)

これら625件のうち、未着手事案68件、遅延事案93件、原状回復未了事案16件の計177件を抽出し(注1)、地方農政局等及び道府県等による指導等の実施状況を調査したところ、表6のとおり、口頭指導の継続実施等が行われているものの事務処理要領で定められた文書指導や事業計画変更の措置が講じられていないものが98件(55.4%)(注2)みられ、また勧告及び許可取消処分が実施された実績は皆無となっている。

- (注) 1 未着手事案及び遅延事案については、調査した地方農政局等及び道府県等において、各類型の該当事案数が多数ある場合、原則として許可年月日が古いものから順に5件を抽出した。
- 2 これらの事案について、農林水産省は、口頭指導の継続実施、事業進捗状況報告書提出の督促、電話による近況確認等の取組は行われているとしている。

表6 抽出事案に対する指導等の実施状況 (単位：件、%)

類 型	口頭指導、 近況確認等	事務処理要領で定められた措置			計 (調査事案数)
		文書指導	事業計画 変更	勧告・許可 取消処分	
未着手事案	38	28	3	0	68
遅延事案	51	24	21	0	93
原状回復未了事案	9	2	6	0	16
計	98(55.4)	54(30.5)	30(16.9)	0	177

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 () 内は、各事案数の調査対象事案数 (177 件) に対する割合である。
- 3 同一事案に対し、文書指導及び事業計画変更の両方が行われているものがあるため、各類型の合計と「計」欄は一致しない。

調査対象機関では、文書指導や事業計画変更等の措置を実施していない理由について、「事業計画期間を超過している場合は、厳密には許可条件違反となるが、事業計画変更により事業計画期間を延長しようにも、申請者において事業完了時期のめどが立たない上、転用事業が進捗しない理由は主に経済的事由であり、必ずしも申請者の責に帰することができないことから、文書指導や勧告等は困難である」、「転用事業者から事業進捗状況報告書が提出されない場合は、文書指導を行うことが基本となるが、一方で、転用事業者の責に帰すことのできない社会経済情勢の変化や、事案の悪質性なども考慮しつつ、一定の裁量の範囲で、当該報告書の提出時期を遅らせる場合もあるものと理解している。また、未着手及び施工中の事案については、転用事業者の是正意思を考慮しつつ、最も適切と考えられる是正方法を選択している」等としている。

しかし、上記 98 件について、①未着手事案は事業計画に定められた転用事業の着手予定日から当省の調査時点 (平成 23 年 10 月 1 日) までの経過期間を、②遅延事案及び原状回復未了事案は事業計画に定められた転用事業の完了予定日から当省の調査時点 (同) までの経過期間をそれぞれみたところ、表 7 のとおり、経過期間が長期にわたり許可時の事業計画から大きく逸脱したのもみられる。

表7 転用事業が進捗していないにもかかわらず文書指導や事業計画変更等の措置が講じられていない 98 事案に係る転用事業の完了予定日等からの経過期間の状況

(単位：件)

類 型	6 か月 以下	6 か月超 1 年以下	1 年超 2 年以下	2 年超 3 年以下	3 年超 4 年以下	4 年超 5 年以下	5 年超 6 年以下
未着手事案	2	0	6	4	8	4	4
遅延事案	4	4	8	3	8	9	3
原状回復未了事案	1	0	2	1	2	2	1
計	7	4	16	8	18	15	8

類 型	6 年超 7 年以下	7 年超 8 年以下	8 年超 9 年以下	9 年超 10 年以下	10 年超	不明	計
未着手事案	0	0	0	0	9	1	38
遅延事案	0	0	0	0	12	0	51

原状回復未了事案	0	0	0	0	0	0	9
計	0	0	0	0	21	1	98

(注) 1 当省の調査結果による。

2 未着手事案 38 件のうち 1 件は、文書保存年限を経過しているとして事業計画が残されておらず許可時の転用事業の着手時期が不明となっており、経過期間を算出できなかったものである。

中には、①農業用施設の建設を目的として転用許可を行った第 1 種農地が長期間駐車場として利用されているなど、転用事業が長期にわたり遅延した結果、許可時の転用目的と異なる目的に無断で供されているもの（2 件）、②転用目的の達成がもはや困難と認められるにもかかわらず長期にわたり事業計画変更等の必要な措置を講じていないもの（2 件）もみられた。

表 1-(4)-⑱

表 1-(4)-⑲

【所見】

したがって、農林水産省は、違反転用を抑制し優良農地を保全する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県（注 1）及び農業委員会（注 2）に対し処分等による違反転用への対応の徹底について指導し、都道府県等による指導・勧告や処分の適切かつ厳格な実施を確保すること。
- ② 違反転用事案の発生・継続状況等の的確な把握に資するため、都道府県及び農業委員会に対し、農業委員会から都道府県への違反転用事案の迅速な報告及び違反転用事案に係る指導経過等関係資料の作成・保管を徹底するよう指導すること。
- ③ 地方農政局等、都道府県及び農業委員会において、転用許可時に付した条件に基づく転用事業の進捗状況の把握・管理及び事業計画どおりに進捗していない事案に対する厳格な指導を徹底すること。

(注) 1 当該都道府県から地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づく特例条例により農地転用許可事務の処理について委任を受けている市町村及び当該市町村から同法第 180 条の 2 の規定に基づき同事務の処理について再委任を受けている農業委員会を含む（②及び③においても同じ。）。

2 当該市町村から農地転用許可事務の処理について再委任を受けている農業委員会を除く（②及び③においても同じ。）。

表 1-(4)-① 農地法及び農地法施行令における違反転用に対する処分に係る規定（抜粋）

<p>【農地法】 (違反転用に対する処分) 第五十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、<u>第四条若しくは第五条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</u></p> <p>一 <u>第四条第一項若しくは第五条第一項の規定に違反した者又はその一般承継人</u> 二 <u>第四条第一項又は第五条第一項の許可に付した条件に違反している者</u> 三 前二号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人 四 偽りその他不正の手段により、第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けた者</p> <p>2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>【農地法施行令】 (違反転用者等に対する処分又は命令) 第三十九条 法第五十一条第一項の規定による処分又は命令は、<u>法第四条第一項又は第五条第一項の許可に付した条件に違反している者及びその者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人並びに偽りその他不正の手段によりこれらの許可を受けた者に対してはその許可をした農林水産大臣又は都道府県知事が、その他の者に対しては都道府県知事がするものとする。</u></p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(4)-② 「農地法に係る事務処理要領」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)における違反転用に対する処分の実施に係る規定（抜粋）

<p>第 4 農地又は採草放牧地の転用の関係</p> <p>7 違反転用等への対応</p> <p>(1) 違反転用に対する処分等</p> <p>ア 農業委員会の処理</p> <p>(ア) <u>農業委員会は、法第 51 条第 1 項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかに、その事情を調査し、遅滞なく様式例第 4 号の 14 による報告書（(3)のイの(ア)による勧告をした事案を除く。）を都道府県知事に提出する。</u>この場合、違反転用事案が 4 ヘクタールを超える面積の農地を含むものである場合（都道府県知事の許可に係るものを除く。以下同じ。）には、報告書を 2 部提出する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) <u>農業委員会は、違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導の便に資するため違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。</u>この処理簿は、事案ごとに、(ア)、(ウ)及び(オ)、イの(イ)及び(エ)並びにイの(オ)及び(ク)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとする。</p> <p>イ 都道府県知事の処理</p> <p>(ア) 都道府県知事は、アの(ア)による農業委員会からの報告書の提出があった違反転用事案が地方農政局長等の許可に係るものである場合は、当該報告書に当該違反転用事案についての処理に関する意見を付して速やかに農村振興局長及び地方農政局長に報告する。また、都道府県知事は、その報告書の写しを保管する。</p>
--

(イ) 都道府県知事は、違反転用事案を知り、又はアの(ア)による農業委員会からの報告書の提出があったときは、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。その指導に応じない場合には、違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面（様式例第4号の15）により勧告するものとし、無断転用に係る農地の面積が4ヘクタールを超えるもの（都道府県知事の許可に係るものを除く。以下同じ。）について勧告したときは、アの(ア)による農業委員会の報告書を添付してその旨を農村振興局長及び地方農政局長に報告するとともに、農業委員会にその旨を通知する。また、都道府県知事は、その勧告書の写しを保管する。

なお、この勧告に従わないため、法第51条第1項の規定による処分又は命令をしようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき聴聞又は弁明の手續を執ることが適当と考えられる。

(ウ) 違反転用者等が(イ)の指導に従わない場合には、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により検察官又は司法警察員に対して告発をするかどうかを検討する。

なお、この場合、書類の作成など告発のための手續等について、あらかじめ検察官又は司法警察員と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(エ) (略)

(オ) 都道府県知事は、違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命ずべき措置の内容を決定する。この場合、当該違反転用事案に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる。

当該処分の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の16により、命ずべき措置の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の17により、それぞれ違反転用者等に通知するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、あらかじめ、農村振興局長及び地方農政局長に協議することとし、協議に係る事案について違反転用者等に命令したときは、その旨を農村振興局長及び地方農政局長に報告する。また、都道府県知事は、その命令書の写しを保管する。

なお、処分書又は命令書は、配達証明郵便により送付することが適当と考えられる。

(カ)～(ケ) (略)

(ク) 都道府県知事は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、アの(ア)及び(ウ)並びにイの(ア)、(イ)及び(エ)から(ク)までにに関する書類を合綴し、整理番号を付したものとする。

ウ 地方農政局長等の処理

(ア) 農村振興局長及び地方農政局長は、地方農政局長等の許可に係る事案について、違反転用事案を知り、又は都道府県知事からのイの(ア)による報告書の提出があったときは、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。

その指導に応じない場合には、工事その他の行為の停止等を書面（様式例第4号の15）により勧告するとともに、その写しを都道府県知事に送付する。（農村振興局長及び地方農政局長は、勧告書の写しを保管する。）

なお、この勧告に従わないため、法第51条第1項の規定による処分又は命令をしようとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の手續を執ることが適当と考えられる。

(イ) 違反転用者等が(ア)の指導に従わない場合には、刑事訴訟法第239条第2項の規定により検察官又は司法警察員に対して告発をするかどうかを検討する。

なお、この場合、書類の作成など告発のための手續等について、あらかじめ検察官又は司法警察員と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(ウ) (略)

(エ) 地方農政局長等は、違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容並びにこれに対するイの(キ)による都道府県知事の意見を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてそ

の土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命ずべき措置の内容を決定する。この場合、当該違反転用事案に係る土地が農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる。

当該処分の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の16により、命ずべき措置の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の17により、違反転用者等に通知するとともに、その写しを都道府県知事に送付する。(農村振興局長及び地方農政局長は、命令書の写しを保管する。)

なお、処分書又は命令書は、配達証明郵便により送付することが適当と考えられる。

(オ) (略)

(カ) 農村振興局長及び地方農政局長は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、イの(ア)、(イ)、(オ)及び(キ)並びにウの(ア)、(ウ)及び(エ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとする。

エ (略)

(2)・(3) (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(4)-③ 調査対象機関における違反転用件数の推移

(単位：件)

年	7 地方農政局等 ①	17 道府県等 ②	計 ①+②	(参考) 農林水産省による 公表値 (全国)
平成 18	0	2,930	2,930	8,633
19	0	2,733	2,733	7,205
20	0	3,399	3,399	8,197
21	2	2,416	2,418	—
22	2	1,898	1,900	—
5 か年累計 (延べ件数)	4	13,376	13,380	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当該年に新たに発生したもののほか、違反状態が前年から継続しているものを含む。

3 「17 道府県等」は、10 道府県及び当該県から違反転用に対する処分等に係る権限移譲を受けている 7 農業委員会等である。

4 17 道府県等の違反転用件数について、調査対象機関の中には、関係資料が保存されていないこと等により一部の年の件数が把握できなかったものがある。

5 「農林水産省による公表値」は、農林水産省の公表資料「平成 20 年において新たに発見した違反転用事案への対応状況」(平成 21 年 4 月 7 日)による。なお、平成 21 年以降の件数は公表されていない。

表 1-(4)-④ 調査対象機関における農地区別の違反転用事案の発生状況及び措置状況

(単位：件、%)

区 分	違反転用件数 (延べ) ① (=②+③)	①のうち各年の新規発生件数 ②		①のうち違反状態が前年から継続しているもの(延べ) ③		①のうち当該年中に違反状態が解消されたもの ④		講じた措置		
								処分(原状回復命令)	勧告	
農用地区域内 農地	平成 18 年	408	66	(16.2)	342	(83.8)	47	(11.5)	2	1
	19 年	387	28	(7.2)	359	(92.8)	42	(10.9)	4	0
	20 年	403	53	(13.2)	350	(86.8)	55	(13.6)	3	1
	21 年	408	60	(14.7)	348	(85.3)	58	(14.2)	3	1
	22 年	432	82	(19.0)	350	(81.0)	85	(19.7)	2	1
	小 計	-	289	-	-	-	287	-	14	4
甲種農地	平成 18 年	10	6	(60.0)	4	(40.0)	0	(-)	0	2
	19 年	10	2	(20.0)	8	(80.0)	1	(10.0)	0	2
	20 年	11	2	(18.2)	9	(81.8)	2	(18.2)	0	2
	21 年	10	1	(10.0)	9	(90.0)	1	(10.0)	0	2
	22 年	11	2	(18.2)	9	(81.8)	0	(-)	0	2
	小 計	-	13	-	-	-	4	-	0	10
第 1 種農地	平成 18 年	84	70	(83.3)	14	(16.7)	71	(84.5)	0	0
	19 年	83	68	(81.9)	15	(18.1)	72	(86.7)	0	1
	20 年	46	36	(78.3)	10	(21.7)	36	(78.3)	0	0
	21 年	56	46	(82.1)	10	(17.9)	43	(76.8)	0	1
	22 年	61	48	(78.7)	13	(21.3)	47	(77.0)	0	0
	小 計	-	268	-	-	-	269	-	0	2
第 2 種農地	平成 18 年	1,103	988	(89.6)	115	(10.4)	934	(84.7)	0	2
	19 年	935	832	(89.0)	103	(11.0)	838	(89.6)	0	3
	20 年	1,023	951	(93.0)	72	(7.0)	871	(85.1)	0	2
	21 年	427	396	(92.7)	31	(7.3)	349	(81.7)	0	2
	22 年	373	344	(92.2)	29	(7.8)	301	(80.7)	0	2
	小 計	-	3,511	-	-	-	3,293	-	0	11
第 3 種農地	平成 18 年	507	468	(92.3)	39	(7.7)	454	(89.5)	0	1
	19 年	445	420	(94.4)	25	(5.6)	395	(88.8)	0	0
	20 年	523	507	(96.9)	16	(3.1)	473	(90.4)	0	0
	21 年	204	194	(95.1)	10	(4.9)	166	(81.4)	0	0
	22 年	207	194	(93.7)	13	(6.3)	166	(80.2)	0	0
	小 計	-	1,783	-	-	-	1,654	-	0	1
計	-	5,864	-	-	-	5,507	-	14	28	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、①に占める②、③又は④の割合を示す。

3 本表における調査対象機関は、平成 18 年から 22 年までの間に違反転用事案が発生していない 5 地方農政局等(農村振興局、東海農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局)を除く 2 地方農政局(関東農政局及び中国四国農政局)並びに農地区別の違反転用事案の発生状況及び措置状況を把握することができた 13 道府県等(北海道、秋田県、石川県、三重県、香川県、福岡県、横手市農業委員会、四日市市、松阪市農業委員会、三原市農業委員会、尾道市農業委員会、東広島市農業委員会及び高松市農業委員会)である。

4 平成 22 年における違反転用件数(延べ)の合計は、1,084 件である。

表 1-(4)-⑤ 調査対象機関別の調査対象違反転用事案数

(単位：件)

調査対象機関名		調査対象事案数	(参考) 当省調査時点で違反 状態が継続している 事案の総数
地方農政局	関東農政局	2	2
	中国四国農政局	1	1
	小計 ①	3	3
道府県等	北海道	8	9
	秋田県	11	262
	埼玉県	3	3
	愛知県	16	68
	三重県	3	3
	大阪府	1	1
	香川県	10	10
	福岡県	10	77
	横手市農業委員会	3	3
	四日市市	6	6
	松阪市農業委員会	3	3
	三原市農業委員会	5	13
	尾道市農業委員会	2	2
	東広島市農業委員会	5	5
小計 ②	86	465	
計 (①+②)		89	468

- (注) 1 調査対象機関の違反転用事案のうち、当省調査時点(平成23年10月1日)において違反状態が継続している事案を調査対象とし、調査対象機関において該当事案が多数ある場合は、1調査対象機関当たりの事案数が20件を超えないよう、違反転用の発見日が古いものから順に抽出した。
- 2 本表における調査対象機関は、平成18年から22年までの間に違反転用事案が発生していない5地方農政局等(農村振興局、東海農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局)、該当事案がなかった石川県及び高松市農業委員会並びに違反転用に対する処分等に係る権限を県下市町に移譲している広島県を除く16機関である。

表 1-(4)-⑥ 調査対象とした違反転用事案における直近の指導等の実施時期からの経過期間の状況

(単位：件、%)

直近の指導等からの経過期間	1年以下	1年超2年以下	2年超3年以下	3年超4年以下	4年超5年以下	5年超6年以下	6年超7年以下	7年超8年以下	8年超9年以下	計
調査対象事案	9	4	6	1	4	3	0	0	1	28
うち農用地区域内農地であるもの	6 (66.7)	2 (50.0)	5 (83.3)	1 (100.0)	1 (25.0)	2 (66.7)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	18 (64.3)

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 違反転用者が調査対象機関による指導等(現地調査、事情聴取、口頭指導、文書指導又は是正計画書提出依頼)に従っていないにもかかわらず処分又は勧告が一度も実施されていない違反転用事案39件のうち、調査対象機関による指導等の実施時期が把握できた28件について、違反転用者に対し直近に指導等を実施した日から当省の調査時点(平成23年10月1日)までの経過期間を示したものである。
- 3 期間の算出に当たり、指導等の実施時期が月単位までしか判明していないものについては、誤差を最小とする観点から、当該月の15日付けとして推計した。同様に、年単位までしか判明していないものについては、当該年の7月1日付けとして推計した。
- 4 ()内は、調査対象事案に占める農用地区域内農地であるものの割合を示す。

表 1-(4)-⑦ 調査対象農業委員会別の調査対象違反転用事案数

(単位：件)

農業委員会名	調査対象事案数	(参考) 当省調査時点で違反 状態が継続している 事案の総数
旭川市農業委員会	2	3
川越市農業委員会	10	16
熊谷市農業委員会	6	40
加須市農業委員会	10	14
久喜市農業委員会	9	56
行田市農業委員会	8	22
春日部市農業委員会	9	16
金沢市農業委員会	3	146
豊橋市農業委員会	6	9
安城市農業委員会	5	67
弥富市農業委員会	9	9
枚方市農業委員会	1	1
河南町農業委員会	4	5
久留米市農業委員会	5	8
飯塚市農業委員会	2	2
柳川市農業委員会	5	49
計	94	463

- (注) 1 調査対象農業委員会の違反転用事案のうち、当省調査時点（平成 23 年 10 月 1 日）において違反状態が継続している事案を調査対象とし、調査対象農業委員会において該当事案が多数ある場合は、1 農業委員会当たりの事案数が 10 件を超えないよう、違反転用の発見日が古いものから順に抽出した。
- 2 本表における調査対象農業委員会は、今回調査対象とした 31 農業委員会のうち、当該県から違反転用に対する処分等に係る権限移譲を受けている 6 農業委員会（横手市農業委員会、松阪市農業委員会、三原市農業委員会、尾道市農業委員会、東広島市農業委員会及び高松市農業委員会）及び該当事案がなかった 8 農業委員会（深川市農業委員会、北見市第一農業委員会、由利本荘市農業委員会、小松市農業委員会、高槻市農業委員会、堺市農業委員会、丸亀市農業委員会及び行橋市農業委員会）並びに四日市市農業委員会を除く 16 農業委員会である。

表 1-(4)-⑧ 違反状態が継続している違反転用事案について管轄道府県への報告を行っておらず長期間が経過しているもの

事例No.	内 容
①	<p>調査対象農業委員会では、発見した違反転用事案のうち、同農業委員会において是正が可能と判断したものについては、違反転用事案報告書を管轄道府県に提出していない。</p> <p>同農業委員会は、その理由について、「既には正に向けた施設の撤去が開始されていたことから、是正は可能と判断し、違反転用事案報告書を提出しなかった。」としている。</p> <p>このため、平成 18 年 11 月 22 日に同農業委員会が発見した農用地区域内における違反転用事案（駐車場等）について、管轄道府県の指導が行われず、23 年 11 月末まで、5 年間の長期にわたり違反転用が是正されない事案が発生している。</p>
②	<p>調査対象農業委員会では、平成 19 年から 20 年までに発見された農用地区域内における違反転用事案 4 件（資材置場、事務所、駐車場、石材置場）について、20 年から 23 年までに現地調査、事情聴取、口頭指導及び文書指導等を実施した。</p> <p>しかし、4 件とも違反転用者が指導に応じない状況であり、違反状態は解消されていないにもかかわらず、管轄道府県に対しこれら 4 件の報告を行っていない。</p> <p>これについて、同農業委員会は、「発見した違反転用事案については、可能な限り自ら対処する。」としている。また、管轄道府県に報告する基準について、「一般的には、発見時において既にかかなりの期間が経過してしまっていることなどにより改善の見込みがない事案は法的措置をもってしても違反状態が解消する可能性は低いことから、地域に根ざした農業委員会としての解決方法を探り、管内で発生した違反転用は自らその解消を目指し、改善の見込みがある事案のみを報告する方針である。」としている。これに対して、管轄道府県は、「農業委員会において改善の見込みがある事案は報告してもらわなくともよいが、改善の見込みがない事案は報告してほしい。」としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(4)-⑨ 調査対象とした管轄道府県への報告未実施事案における直近の指導等の実施時期からの経過期間の状況

(単位：件、%)

直近の指導等からの経過期間	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超 6年以下	6年超 7年以下	7年超 8年以下	8年超 9年以下	9年超 10年以下	10年超 20年以下	20年超	計
報告未実施事案	5	2	0	1	2	0	0	2	0	0	4	2	18
うち農用地区 域内農地であるもの	5 (100.0)	1 (50.0)	0 (-)	1 (100.0)	1 (50.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	4 (100.0)	2 (100.0)	14 (77.8)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 違反転用者が調査対象農業委員会による指導等（現地調査、事情聴取、口頭指導、文書指導又は是正計画書提出依頼）に従っていないなどは正のめどが立っていないにもかかわらず管轄道府県への報告が行われていない違反転用事案 26 件のうち、調査対象農業委員会による指導等の実施時期が把握できた 18 件について、違反転用者に対し直近に指導等を実施した日から当省の調査時点（平成 23 年 10 月 1 日）までの経過期間を示したものである。
 3 期間の算出に当たり、指導等の実施時期が月単位までしか判明していないものについては、誤差を最小とする観点から、当該月の 15 日付けとして推計した。同様に、年単位までしか判明していないものについては、当該年の 7 月 1 日付けとして推計した。
 4 () 内は、管轄道府県への報告未実施の違反転用事案に占める農用地区域内農地であるものの割合を示す。

表 1-(4)-⑩ 調査対象とした違反転用事案における発見から管轄道府県への報告までに要した期間の状況

(単位：件、%)

発見から報告までに要した期間	1日 ～30日	31日 ～60日	61日 ～90日	91日 ～120日	121日 ～150日	151日 ～180日	181日 ～365日	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超	計
調査対象事案	13	8	1	5	1	0	8	4	0	5	2	3	50
うち農用地区域内 農地であるもの	9 (69.2)	5 (62.5)	1 (100.0)	5 (100.0)	1 (100.0)	0 (-)	8 (100.0)	2 (50.0)	0 (-)	5 (100.0)	2 (100.0)	3 (100.0)	41 (82.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象とした管轄道府県への報告が行われた違反転用事案 60 件のうち、調査対象農業委員会による違反転用の発見日及び管轄道府県への報告日を特定できた 50 件について、違反転用の発見から管轄道府県への報告までに要した期間を示したものである。
 3 期間の算出に当たり、違反転用の発見時期や管轄道府県への報告時期が月単位までしか判明していないものについては、誤差を最小とする観点から、当該月の 15 日付けとして推計した。同様に、年単位までしか判明していないものについては、当該年の 7 月 1 日付けとして推計した。
 4 () 内は、調査対象事案に占める農用地区域内農地であるものの割合を示す。

表 1-(4)-⑪ 違反転用事案の内容や指導経過等に係る資料を作成・保管していないことから違反転用事案に係るこれらの情報が不明となっているもの

事例No.	内 容																																																
①	農用地区域内農地を無許可で資材置場としている違反転用事案について、調査対象農業委員会が保管している当該事案に関する記録は、担当者の引継資料にある写真のみであり、平成 17 年以前に把握したことは確認できるものの、これまでの経緯や指導実績等が不明となっている。																																																
②	<p>調査対象農業委員会において、農用地区域内農地及び第 2 種農地における違反転用事案について、当該事案に係る資料が適切に保存されていないことから、次表のとおり、違反の具体的内容や過去の指導経過等が不明となっている事案が 5 件みられる。このうち 2 件（次表No.4、5）については、関係資料が全く保存されていない状況（注）となっている。</p> <p>（注）調査対象とした管轄道府県が作成している管内の違反転用事案リストによって違反の概要、所在地等のみを把握している。</p> <p>これについて、同農業委員会では、「違反部分の面積が大きい等重大な事例については記録が残っているが、軽微なものについては、当時の担当者の判断等により資料が余り残されない場合があったと推定される。」としている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>概要</th> <th>農地区分</th> <th>発見日</th> <th>現地調査</th> <th>事情聴取・口頭指導</th> <th>文書指導</th> <th>管轄道府県への報告日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>駐車場</td> <td>第 2 種農地</td> <td>H12.9</td> <td>H18.6.18</td> <td>不明</td> <td>H19.6.29</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>資材置場</td> <td>農用地区域内農地</td> <td>H10.11</td> <td>H18.6.18</td> <td>H19.7.13</td> <td>H19.6.29</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>資材置場</td> <td>農用地区域内農地</td> <td>H1</td> <td>不明</td> <td>H10.11.16 H11.12.17</td> <td>不明</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>住宅敷地</td> <td>農用地区域内農地</td> <td>H1.12</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>資材置場</td> <td>農用地区域内農地</td> <td>H2.2.8</td> <td>H2.2.8</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	No.	概要	農地区分	発見日	現地調査	事情聴取・口頭指導	文書指導	管轄道府県への報告日	1	駐車場	第 2 種農地	H12.9	H18.6.18	不明	H19.6.29	不明	2	資材置場	農用地区域内農地	H10.11	H18.6.18	H19.7.13	H19.6.29	不明	3	資材置場	農用地区域内農地	H1	不明	H10.11.16 H11.12.17	不明	不明	4	住宅敷地	農用地区域内農地	H1.12	不明	不明	不明	不明	5	資材置場	農用地区域内農地	H2.2.8	H2.2.8	不明	不明	不明
No.	概要	農地区分	発見日	現地調査	事情聴取・口頭指導	文書指導	管轄道府県への報告日																																										
1	駐車場	第 2 種農地	H12.9	H18.6.18	不明	H19.6.29	不明																																										
2	資材置場	農用地区域内農地	H10.11	H18.6.18	H19.7.13	H19.6.29	不明																																										
3	資材置場	農用地区域内農地	H1	不明	H10.11.16 H11.12.17	不明	不明																																										
4	住宅敷地	農用地区域内農地	H1.12	不明	不明	不明	不明																																										
5	資材置場	農用地区域内農地	H2.2.8	H2.2.8	不明	不明	不明																																										

（注）当省の調査結果による。

表 1-(4)-⑫ 過去に農業委員会から違反転用事案の報告を受けたにもかかわらず、関係資料を作成しなかったため違反状態が継続している事実を把握していないもの

内 容					
調査対象道府県では、管轄農業委員会から報告を受けた違反転用事案について、「違反転用事案処理簿」の作成等を行っていない。このため、当省調査時点において、違反状態が継続している次表の 7 事案のうち、調査対象道府県が把握しているのは 1 事案にとどまっている。					
残りの 6 事案については、過去に管轄農業委員会から調査対象道府県に報告されたことが確認できるものの、調査対象道府県においてこれらの事案の存在が認識されていない状況となっている。					
No.	違反の概要	農地区分	違反発見日	農業委員会から道府県への報告日	道府県による把握の有無
1	資材置場	農用地区域内農地	平成 20 年 8 月 7 日	平成 20 年 8 月 7 日	○
2	露天駐車場・倉庫	不明	平成 20 年 8 月 7 日	不明 (口頭で相談)	×
3	産業廃棄物	第 2 種農地	不明	平成 13 年 4 月 16 日	×
4	駐車場	農用地区域内農地	平成 17 年 10 月	平成 17 年 11 月 29 日	×
5	駐車場	農用地区域内農地	平成 17 年 10 月	平成 17 年 11 月 29 日	×
6	個人住宅	農用地区域内農地	平成 20 年 9 月 22 日	平成 21 年 6 月 2 日	×

（注）当省の調査結果による。

表 1-(4)-⑬ 平成 14 年に農地パトロールによって把握した違反転用事案 143 件について指導等を行っているものの、その記録の所在が不明となっているもの

内 容
調査対象農業委員会は、平成 14 年に実施した農地パトロールによって違反転用事案 143 筆を把握し、これら事案の違反転用者に対し事情聴取及び口頭指導を行ったが、違反転用者に違反を是正する意思がなかったため、15 年以降も指導を

実施してきているものの、当該指導等の記録の所在が不明となっている。

なお、当省がこれら 143 筆のうち 22 筆について現地調査を実施したところ、その全てで違反転用状態が継続している状況がみられた。また、管轄道府県は、同農業委員会からの報告を受けていないため、当該 143 事案の詳細を把握していない。

同農業委員会は、本件について、「他の業務が多忙であること、一般的に農業委員会の指導には強制力がなく、違反転用者がこれに従わないこと等もあり、平成 14 年度以降は、農地パトロールの際に違反状態が解消されていないことを確認していることは把握できているものの、指導や事情聴取の実施状況はその記録が発見できないため不明である。管轄道府県と違反転用事案に係る共通認識を持ち、これを解消していく必要性は感じている。」としている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(4)-⑭ 「農地法に係る事務処理要領」における転用事業の進捗状況の把握・管理に係る規定（抜粋）

第 4 農地又は採草放牧地の転用の関係

7 違反転用等への対応

(1)・(2) (略)

(3) 農地転用許可後の転用事業の促進措置

ア 農地転用許可後の転用事業の進捗状況の把握

(ア) 許可権者は、法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を受けた転用事業者がその許可に付された条件に基づく転用事業の進捗状況の報告を遅滞したときはその進捗状況の報告を、事業計画どおり転用事業に着手していないと認められるときはその理由の報告を、それぞれ文書により督促する。

なお、督促後も転用事業の進捗状況を記載した書面等を提出しない転用事業者については、その者から事情を聴取し、必要に応じて現地調査を行うこと等により、転用事業の進捗状況の把握に努めることが適当と考えられる。

(イ) 許可権者は、許可処分を行った事案について、その概要を整理し、当該転用事業が完了するまでの間保存し、当該転用事業の進捗状況、事業進捗状況報告書の提出状況等の把握及び提出の督促、事業計画に従った事業実施の指導・勧告等を行うに際してこれを活用する。

なお、これらについては、様式例第 4 号の 18 の進捗状況管理表により、当該転用事業の進捗状況等について管理することが望ましい。

イ 事業実施の指導・勧告

(ア) 許可権者は、次に掲げる場合には、速やかに事業計画どおり事業を行うべき旨を文書により指導し、その指導に従わない場合には、事業計画どおり事業を行うべき旨及び行わない場合には許可処分を取り消すことがある旨を勧告する。

a 事業計画に定められた転用事業の着手時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の着手時期）から 3 か月以上経過してもなお転用事業に着手していない場合

b 事業計画に定められた事業期間の中間時点（期別の事業計画によるものにあつては、期別の事業期間の中間時点）において、転用事業に着手されているものの、その進捗度合が事業計画に定める中間時点における達成度合に比べておおむね 3 割以上遅れていると認められる場合

c 事業計画に定められた完了時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の完了時期）から 3 か月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合

(イ) なお、許可権者は、許可申請書に記載された事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、転用事業者に対し、(ア)による勧告に代えてオによる事業計画の変更の手続を執らせるよう指導することが適当と考えられる。

ウ 事業実施の勧告後の措置

(ア) イの(ア)による勧告を受けた者が、当該勧告の内容に従って事業計画の過半について工事を完了しない限り、新たに別の農地転用の許可申請があつても、当該許可申請に係る事業実施の確実性は極めて乏しいと認められることから、許可は行わないことが望ましい。ただし、許可後において他法令による許可、認可等を要することとなった場合、埋蔵文化財が発見されその発掘を要することとなった場合、非常災害による場合等勧告を受けた者の責に帰することができないやむを得ない事情により事業計画に従った工事が遅延していると認められる場合には、この限りでない。

この方針による審査事務の円滑な遂行を確保するため、許可権者は、イの(ア)による勧告を行ったときは、農村振興局長あてに勧告文書の写しを送付する（都府県知事にあつては、地方農政局を経由して送付する）こととし、農村振興局長は、当該情報を他の許可権者に提供することが適当と考えられる。

また、イの(ア)による勧告を受けた者から新たに農地転用の許可申請があつた場合には、当該許可申請を受けた許可権者は、当該勧告を行った許可権者に対し、勧告後の転用事業の進捗状況等を確認した上で、当該許可の可否を判断することが適当と考えられる。

(イ) イの(ア)による勧告を行った後も転用事業者が事業計画どおりに転用事業を行っていない場合において、当該転用事業を完了させる見込みがないと認められるときは、許可権者は、法第 51 条第 1 項の規定による許可の取消し等の処分を行うか否かについて検討する。

なお、法第 51 条第 1 項の規定による許可の取消し等の処分を行うことが困難又は不適當と認められる場合には、転用事業者に対し、当該処分に代えてエによる事業計画の変更の手続を執らせるよう指導することが適当と考えられる。

エ 許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更

許可権者は、ア及びイによる転用事業の促進措置を講じてもなお許可目的を達成することが困難と認められる事案につき、法第 51 条第 1 項の規定による許可の取消し等の処分が困難又は不適當と認められる場合において、転用事業者が許可目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者によって当該許可に係る土地について転用を希望する者（以下「承継者」という。）があるときは、次により処理することが望ましい。

(ア) 事業計画の変更の承認

許可権者は、転用事業者に（承継者がある場合にあつては、転用事業者及び承継者の連署をもって）事業計画の変更の申請を行わせ、当該申請が次のすべてに該当するときは、これを承認することができる。

- a 許可の取消し処分を行っても、その土地が旧所有者（転用事業者が所有権以外の権原に基づき転用事業に供するものである場合にあっては、所有者。以下同じ。）によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。
- b 許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。
- c 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。
- d 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。
- e 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。
- f a から e までに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。

(イ)・(ウ) (略)

オ 転用目的の達成が可能な場合における事業計画の変更

許可権者は、イの(イ)により事業計画の変更を指導した事案及び転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば転用目的を実現することができるものとして許可に係る事業計画の変更を希望している事案については、次により処理することが適当と考えられる。

(ア) 事業計画の変更の承認

許可権者は、転用事業者に事業計画の変更の申請を行わせ、エの(ア)の d から f までに掲げる事項のすべてに該当するときは、これを承認することができる。

(イ) (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(4)-⑮ 調査対象機関において転用事業の進捗状況を全く把握していないもの

事例No.	内 容
①	調査対象道府県は、転用許可を行うに当たり、農林水産省の「農地法に係る事務処理要領」のとおり、事業進捗状況報告書を提出するよう条件を付しているが、事業進捗状況報告書の提出先については、調査対象道府県が平成 10 年 12 月 17 日付けで管内各農業委員会に対して発出した「県知事が権限を有する農地転用許可事務の取り扱いについて（通知）」により農業委員会としており、調査対象道府県では、転用事業者から事業進捗状況報告書を入手していないほか、進捗状況管理表も作成していない。 その理由について、調査対象道府県では、転用事業が進捗していない事案について、許可権者として関与していく必要はあるが、まずは農業委員会が対応すべきものと考えていたとしている。
②	調査対象道府県は、転用事業の進捗状況の把握については一義的には地元の農業委員会の役割であるとして、事業進捗状況報告書及び事業完了報告書の提出状況を把握しておらず、報告書未提出の転用事業者に対する提出の督促も行っていない。また、管内各農業委員会に対して、転用事業の進捗状況及び完了状況を調査対象道府県に報告する旨の指示も行っていない。 一方、今回調査した管内 3 農業委員会では、事業進捗状況報告書及び事業完了報告書の提出状況を把握しておらず、報告書未提出の転用事業者に対する提出の督促も行っていない。これら 3 農業委員会では、転用事業者に転用許可書を送付した段階で、許可申請に係る農地は農地法の枠組みから外れたものと考えていること、また、調査対象道府県からも特に指示がないことから、転用事業の進捗状況及び完了状況を把握していないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(4)-⑯ 調査対象機関において転用事業の進捗状況の把握が不十分であるもの

区分	内 容
事案の一部しか進捗状況を把握できていないもの	調査対象農業委員会は、調査対象道府県から権限移譲を受けて、平成 20 年 4 月 1 日から農地転用許可事務を行っているが、権限移譲前の 19 年度以前の転用許可事案について、事業進捗状況報告書や事業完了届の提出状況に関するデータを調査対象道府県から引き継いでいないとして、これらの転用許可事案に係る転用事業の進捗状況及び完了状況を把握していない。 これについて、同農業委員会では、「その当時の職員は既に在籍していないが、権限移譲前の転用許可事案に関することは調査対象道府県で処理するとして移譲を受けたと認識している。」としている。一方、調査対象道府県は、「その当時農地転用許可事務を行っていた調査対象道府県の出先機関に現在農地法担当の職員がいないこともあって、当時の調査対象農業委員会との引継ぎの状況は不明である。」としている。

事業進捗状況報告書が未提出である転用事業者への督促を適切に行っていないもの	<p>調査対象農業委員会において、当省が抽出調査した、平成 23 年 10 月 1 日現在で転用事業の完了報告書が提出されていない 5 事案について、当該報告書提出の督促の実施状況をみると、督促が行われたのは 1 事案（平成 20 年の 1 回のみ）のみで、残る 4 事案については督促が行われていない。また、これら 5 事案のうち事業進捗状況報告書の提出が必要な 4 事案については、当該報告書提出の督促も行われていない。このため、当該 4 事案について事業進捗状況報告書が提出されておらず、転用事業の進捗状況が把握されていない。</p> <p>これについて、調査対象農業委員会では、事業進捗状況報告書については、着手から完了までの期間が 1 年未満の転用事業が多いため督促の対象としておらず、また、完了報告書については、他の業務が忙しく督促を行えなかったとしている。</p>
---------------------------------------	---

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(4)-⑰ 調査対象機関における転用事業の進捗状況の把握結果及び抽出事案数

(単位：件)

調査対象機関名	把握結果			左のうち抽出事案数		
	未着手	施工中 (遅延)	原状回復 未了	未着手	施工中 (遅延)	原状回復 未了
農村振興局（北海道分）	13	25	0	5	5	0
関東農政局	5	5	1	5	5	1
東海農政局	2	5	0	2	5	0
北陸農政局	3	23	0	3	5	0
近畿農政局	5	6	0	5	5	0
中国四国農政局	6	21	0	5	5	0
九州農政局	16	58	0	5	5	0
地方農政局等計①	50	143	1	30	35	1
北海道	4	11	1	4	11	1
秋田県	13	27	0	5	5	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0
愛知県	63	49	5 以上	5	5	5
石川県	92	57	0	5	6	0
三重県	10	18	0	5	5	0
大阪府	不明	不明	不明	0	0	0
香川県	5	5	5	5	5	5
福岡県	不明	不明	不明	0	0	0
横手市農業委員会	4	6	0	4	5	0
三原市農業委員会	0	27	2	0	6	2
尾道市農業委員会	16	9	0	5	5	0
東広島市農業委員会	不明	不明	2 以上	0	5	2
道府県等計②	207	209	15 以上	38	58	15
合計 (①+②)	257	352	16 以上	68	93	16

(注) 1 当省の調査結果による。

2 原則として、平成 23 年 10 月 1 日時点の件数である（愛知県は同年 6 月末時点の件数）。

3 本表中「不明」となっているのは、転用事業の進捗状況を把握していないことや転用事業の進捗状況に関する資料が残っていないこと等による。

4 埼玉県は、2ha 超 4ha 以下の農地に係る都道府県知事許可（法定受託事務）事案についての件数である。また、三重県は、同県四日市農林商工環境事務所管内の平成 20 年度から 22 年度までの件数を計上している。

表 1-(4)-⑱ 転用事業が長期にわたり遅延した結果、許可時の転用目的と異なる目的に無断で供されているもの

事例No.	内 容
①	<p>調査対象機関は、平成 18 年 4 月に、農業用施設の建設を目的とした第 1 種農地の転用許可を行ったが、同年 6 月が転用事業の完了予定日であったにもかかわらず、農業用施設の建設は遅延しており、転用事業者は、20 年以降、申請地を駐車場として利用している状況がうかがわれる。</p> <p>これについて、調査対象機関は、「毎年 1 回、農業委員会を通じて転用事業者に対し事業進捗状況報告書を提出すること及び転用事業を進めることについて口頭で指導していることもあり、平成 19 年 8 月及び 22 年 8 月に事業進捗状況報告書が提出されている。これらの事業進捗状況報告書や口頭指導等により、申請地について宅地造成が完了していること、転用事業者が転用事業継続の意思があることを確認した。」としている。</p> <p>しかし、調査対象機関や管轄の農業委員会においては、転用許可後の申請地の状況、転用事業者の詳細な事情等を把握しておらず、転用事業者に対してきめ細かな指導を行ったことをうかがわせる資料もないなど、転用事業の進捗状況の把握・管理が十分に行われていなかったものとみられる。</p>
②	<p>水門扉等の製造会社が工場を建設する目的で昭和 48 年 11 月に第 1 種農地の転用許可を受け、50 年頃に土地造成まで完了したものの、その後の事業経営の悪化により、工場建設は行われないうちまとなっている。</p> <p>平成 16 年 8 月 2 日に転用事業者から提出された事業進捗状況報告書によると、転用事業者は、「経済環境が悪化し、市場の縮小から先行きの見通しに明るさが見えず、工場建設の計画は白紙のままの状況にある。現在、地元の要望に応じて、サッカー場、ゲートボール場として貸している。」と報告している。これを最後に、転用事業者からは事業進捗状況報告書が提出されていないが、調査対象機関によると、「平成 23 年 5 月に転用事業者に事情聴取したところ、工場建設を断念し、土地の約 3 分の 1 を近くの私立高校に売却するとともに、残りの約 3 分の 2 を同じ私立高校に貸与しており、その私立高校ではサッカーグラウンド等として利用している。」とのことである。</p> <p>本件について、調査対象機関は、「転用事業者が転用事業を事実上断念しており、申請地を学校がグラウンドとして使用するという転用目的と異なる利用がなされているので、事業計画の変更が現実的な対応と考えられる。しかし、①現地は、昭和 48 年当時の転用基準では転用可能であったが、現在の転用基準では転用が困難と考えられ、事業計画の変更の可否についての検討が必要であること、②事業計画の変更には学校の申請手続が必要であるが、学校側には接触しておらず、その協力が得られるか否か不明であること等から、事業計画の変更には至っていない。」としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(4)-⑲ 転用目的の達成がもはや困難と認められるにもかかわらず長期にわたり事業計画変更等の必要な措置を講じていないもの

事例No.	内 容
①	<p>調査対象機関は、平成 20 年 5 月 16 日に、第 2 種農地 883 ㎡の隣地を購入し、倉庫や資材置場として利用する申請に対し許可を行ったが、隣地の所有者との交渉が進展しないとして、当省の調査時点で転用事業は未着手となっている。</p> <p>調査対象機関は、平成 21 年 11 月 20 日に、22 年 3 月末までに隣地購入の見通しがない場合には現に所有している土地のみを資材置場とする旨の事業進捗状況報告書を転用事業者から受け取っており、23 年 1 月にも、隣地が購入できないため転用事業が止まっている旨の事業進捗状況報告書を受け取っているが、転用事業者に対し直接連絡を取り事情聴取を行うなどの措置を講じておらず、適切な対応が行われていない。</p> <p>これについて、調査対象機関は、「転用事業者から事情聴取して今後の方向性を確認した上で、事業計画の変更等適切な措置を講じることとしたい。」としている。</p>
②	<p>調査対象機関は、平成 18 年 8 月 21 日に、自宅から約 30m に位置する第 2 種農地 364 ㎡を宅地に拡張し駐車場、庭、倉庫等を整備する申請に対し許可を行ったが、整備費用が高額になってしまうとして、当省の調査時点で倉庫以外の転用事業は未着手となっている。</p> <p>調査対象機関は、平成 21 年 11 月 19 日に、整備費用が高額になってしまうため倉庫以外の転用事業を中止した旨の事業進捗状況報告書を転用事業者から受け取っているが、転用事業者に対し意思確認を行う、事業計画の変更を指導するなどの措置を講じておらず、適切な対応が行われていない。</p> <p>これについて、調査対象機関は、「申請地は果樹が植えられたままで転用前と変わっていないことから実害がなく、指導を行うまでには至っていなかった。転用事業者から事情聴取して今後の方向性を確認した上で、事業計画の変更等適切な措置を講じることとしたい。」としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(5) 農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握の適正な実施

勸	告	説明図表番号																														
<p>【制度の概要】</p> <p>個人や法人が農地を売買又は貸借するためには、原則として農業委員会の許可が必要とされている（農地法第3条）。</p> <p>農地の権利移動の許可権者については、これまでは、農業委員会のほかに、当該権利を取得する者がその住所のある市町村の区域の外にある農地の権利を取得する等の場合は、都道府県知事とされていたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による農地法の改正により、平成24年4月1日からは、都道府県知事の許可権限は全て農業委員会に移譲されたところである。</p> <p>農地の権利移動の許可件数の推移は、次表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表 農地の権利移動の許可件数の推移（全国） （単位：件）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th rowspan="2">許可件数</th> <th colspan="2">左記件数の内訳</th> </tr> <tr> <th>都道府県知事許可</th> <th>農業委員会許可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17</td> <td style="text-align: right;">98,128</td> <td style="text-align: right;">7,195</td> <td style="text-align: right;">90,933</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td style="text-align: right;">95,270</td> <td style="text-align: right;">6,116</td> <td style="text-align: right;">89,154</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td style="text-align: right;">90,911</td> <td style="text-align: right;">6,121</td> <td style="text-align: right;">84,790</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td style="text-align: right;">82,945</td> <td style="text-align: right;">5,471</td> <td style="text-align: right;">77,474</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td style="text-align: right;">76,734</td> <td style="text-align: right;">4,627</td> <td style="text-align: right;">72,107</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td style="text-align: right;">73,141</td> <td style="text-align: right;">4,307</td> <td style="text-align: right;">68,834</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 農林水産省の「土地管理情報収集分析調査」結果（平成17年～21年）及び「農地の権利移動・借賃等調査」結果（22年）による。</p>		年	許可件数	左記件数の内訳		都道府県知事許可	農業委員会許可	平成 17	98,128	7,195	90,933	18	95,270	6,116	89,154	19	90,911	6,121	84,790	20	82,945	5,471	77,474	21	76,734	4,627	72,107	22	73,141	4,307	68,834	<p>表 1-(5)-①</p>
年	許可件数			左記件数の内訳																												
		都道府県知事許可	農業委員会許可																													
平成 17	98,128	7,195	90,933																													
18	95,270	6,116	89,154																													
19	90,911	6,121	84,790																													
20	82,945	5,471	77,474																													
21	76,734	4,627	72,107																													
22	73,141	4,307	68,834																													
<p>平成21年の農地法等の一部を改正する法律による農地法の改正前は、農地の権利移動の許可を受けることができるのは原則として個人又は農業生産法人に限られていたが、当該改正後は、農業生産法人以外の法人（一般法人）についても、使用貸借による権利又は賃借権の設定に限り、一定の要件（農地を適正に利用していない場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が契約に付されていること等）を満たすときは、当該許可を受けることができるようになった（農地法第3条第3項）。</p> <p>農地の権利移動の許可の可否については、許可権者である農業委員会が、申請者が権利を取得しようとする農地について確実に耕作を行うと認められるかどうか等の観点から審査を行い決定することとなるが、一般法人に対する許可事案の場合、許可後における農地の継続的な適正利用を確保する観点から、当該許可を受けた一般法人は、毎年、その農地の利用の状況について農業委員会に報告することが義務付けられている（農地法第3条第6項）。当該報告について、農林水産省の「農地法に係る事務処理要領」では、毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかった場合には、農業委員会は、報告書を提出すべき一般法人に対して、書面により、速やかに報告するよう求めることとされ、また、提出された報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、許可に係る農地の利用状況の把握が困難と認められるときはこれの補正又は追完を求めることとされている。</p> <p>一般法人に対する農地の権利移動の許可後における当該農地の利用状況を把握した結果、その一般法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継</p>		<p>表 1-(5)-②</p>																														

続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める等の場合には、農業委員会は、当該一般法人に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる」とされており、勧告を受けた一般法人がその勧告に従わなかった等の場合には、当該許可を取り消さなければならないとされている（農地法第3条の2）。

一方、一般法人以外に対する許可事案については、このような仕組みは特に設けられていないが、農業委員会の中には、許可後における農地の継続的な適正利用を確保する観点から、追跡調査の実施や農地法第30条第1項の規定に基づく利用状況調査の活用による許可事案ごとの農地の利用状況の把握に独自に取り組んでいるものもみられる（後述参照）。

【調査結果】

（一般法人に対する許可事案）

一般法人に対する許可事案は、今回調査した40機関（8道府県及び32農業委員会）のうち12機関（4道県及び8農業委員会）で計26件（4道県で計9件、8農業委員会で計17件）みられた。これら26件について関係機関による許可後の農地の利用状況の把握の有無等を調査したところ、次のとおり、利用状況の把握を行っていないものや、利用状況に関する報告書を提出しない一般法人に対し提出の督促等を行っていないものなどがあり、許可後の農地の利用状況が十分に把握されていない状況がみられた。

① 4道県中2道県（9件中7件）では、「許可後の農地の利用状況の把握は農業委員会に一任している」として、許可事案ごとの農地の利用状況が把握されていない。

② 8農業委員会中1委員会（17件中5件）では、「耕作放棄等の事態が生じた場合は利用状況調査により把握可能である」として、一般法人から農地の利用状況に関する報告書が提出されていないにもかかわらず、当該一般法人に対する報告書提出の督促や当該農地の現況確認等を行っておらず、許可事案ごとの農地の利用状況が把握されていない。

（一般法人以外に対する許可事案）

また、一般法人以外に対する許可事案について、関係機関による許可後の農地の利用状況の把握の有無等を調査したところ、独自の取組として許可事案ごとに許可後の農地の利用状況を把握しているものが40機関中3機関（香川県、北見市第一農業委員会及び堺市農業委員会）みられた（注）。残りの37機関は許可事案ごとの農地の利用状況の把握は特に行っていないが、これらの機関では、農地の権利移動の許可を行った事案であるか否かを問わず、耕作放棄等の事態が生じた場合は利用状況調査によって把握可能である等としている。

（注） 香川県及び堺市農業委員会では、毎年1回、許可事案ごとの農地の利用状況の追跡調査を実施している。また、北見市第一農業委員会では、利用状況調査において、農地の権利移動の許可を行った事案等を重点対象農地として調査している。

許可事案ごとに許可後の農地の利用状況を把握している3機関において、平成18年から22年までの間、許可に係る農地について耕作が行われずに遊休化や違反転用

表1-(5)-③

表1-(5)-④

表1-(5)-⑤

表1-(5)-⑥

表1-(5)-⑦

表1-(5)-⑧

表1-(5)-⑨

等が生じている事案の有無を調査したところ、香川県及び堺市農業委員会において、次のような状況がみられた。

- ① 香川県では、許可に係る農地が不耕作となっている事案が 10 件みられた。同県では、不耕作の状況を把握した後、いずれも 10 日以内に改善指導を行っており、このうち 7 件については改善され、現在、当該農地では耕作が行われている。
- ② 堺市農業委員会では、許可に係る農地が不耕作となっている事案が 9 件、違反転用されている事案が 1 件（農業用通路として使用）みられた。このうち、不耕作事案の 9 件中 4 件については、同委員会による指導により改善され、現在、当該農地では耕作が行われている。

一方、許可事案ごとの農地の利用状況の把握を特に行っていない 37 機関において、利用状況調査等によって把握できた範囲内で、許可に係る農地について耕作が行われずに遊休化や違反転用等が生じている事案の有無を調査したところ、まず 5 農業委員会において、許可に係る農地が不耕作となっている事案が 12 件、違反転用されている事案が 2 件（駐車場、庭石置場として使用）みられた。

加えて、尾道市農業委員会では、利用状況調査により把握した管内農地の耕作状況を農地基本台帳システムに地番ごとに入力していることから、今回、当省の調査に際し、平成 18 年から 22 年までの間に権利移動の許可を行った農地のうち、同システムにおいて「耕作放棄地」と入力されているものを検索・集計したところ、757 筆みられた。残りの 31 機関では、当省の調査において、該当事案がない又は把握していないと回答しており、許可事案ごとの農地の利用状況の把握を特に行っていないこれらの機関においては、許可に係る農地について耕作が行われずに遊休化や違反転用が生じていたとしても、このような事案が発見されずに見過ごされているおそれがある。

表 1-(5)-⑩

以上のような状況を踏まえ、一般法人に対する許可事案については、許可後の農地の利用状況に関する報告書の提出督促や当該農地の現地確認等を徹底し、勧告や許可取消処分といった措置が農地法上規定されていることを踏まえ、許可後の農地の利用状況の把握を的確に行うことが必要である。

また、一般法人以外に対する許可事案についても、前述のとおり、許可に係る農地が耕作されずに遊休化したり違反転用につながったりしているものがみられることなどから、許可後における農地の継続的な適正利用を確保する観点から、利用状況調査の活用等を図り、許可後の農地の利用状況の把握を的確に行うことが必要である。

【所見】

したがって、農林水産省は、農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握を適正に実施する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 一般法人に対する許可事案について、農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく報告及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づく利用状況調査の活用により許可後の農地の耕作状況の把握を徹底するよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。
- ② 一般法人以外に対する許可事案について、利用状況調査の活用等により許可後の

農地の耕作状況を把握し指導することに努めるよう、都道府県を通じて農業委員会に対し指導・助言すること。	
--	--

表 1-(5)-① 農地法における農地の権利移動の許可に係る規定（抜粋）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一～十六（略）

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一～七（略）

3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

一 これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。

二 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

三 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

4 農業委員会は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

5 第一項の許可は、条件をつけてすることができる。

6 農業委員会は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

7 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等）

第三条の二 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者（前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合

三 その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。

一（略）

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。

3 農業委員会は、前条第三項第一号に規定する条件に基づき使用貸借若しくは賃借が解除された場

合又は前項の規定による許可の取消しがあつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農地又は採草放牧地の所有者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

(参考) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）による一部改正前の旧規定

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一～十六 (略)

2 (略)

3 農業委員会又は都道府県知事は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件のすべてを満たすときは、前項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

一～三 (略)

4 農業委員会又は都道府県知事は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その農地又は採草放牧地の存する市町村の長に、その旨を通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

5 (略)

6 農業委員会又は都道府県知事は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会又は都道府県知事に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

7 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等)

第三条の二 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者（前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一～三 (略)

2 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(5)-② 「農地法に係る事務処理要領」における農地の権利移動の許可に係る規定（抜粋）

第 1 農地又は採草放牧地の権利移動の関係

6 農業委員会による農業生産法人以外の法人等の農地等の利用状況の把握

(1) 法第 3 条第 6 項の規定により許可時に付した条件による報告手続

ア 報告書は、様式例第 1 号の 6 による。

イ 報告書に則第 19 条第 2 項第 2 号の「その他参考となるべき書類」（農作業従事者の確保の状況が把握できる資料、農地等の利用状況が把握できる現況写真等）を添付させる場合には、負担軽減の観点から、1 の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理

ア 毎事業年度の終了後 3 か月以内に報告書の提出がなかった場合には、法第 3 条第 3 項の規定により同条第 1 項の許可をした農業委員会は、報告書を提出すべき農業生産法人以外の法人等に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。

イ 農業委員会は、報告書の提出があったときは則第 19 条第 1 項に規定する記載事項が記載されているかどうか及び同条第 2 項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検討し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地等の利用状況の把握が困難と認められるときはこれの補正又は追完を求める必要がある。

第 2 農地等の権利移動の許可の取消し等の関係

1 農業生産法人以外の法人等への勧告

勧告書は、様式例第 2 号の 1 による。

2 許可の取消しの手続

(1) 農業委員会は、法第 3 条の 2 第 2 項各号のいずれかに該当すると判断する場合には、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 章の規定により聴聞等の手続を行う。なお、取消しの手続等に疑義があれば、地方農政局（北海道にあつては経営局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）とも積極的に相談されたい。

(2) 農業委員会は、(1)の結果、法第 3 条の 2 第 2 項の規定により法第 3 条第 3 項の規定によりした同条第 1 項の許可を取り消す場合には、指令書（様式例第 2 号の 2）を当該農地等の貸付者及び借受者の双方に交付する。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(5)-③ 調査対象機関別の農地の権利移動の許可調査対象事案数

(単位：件)

調査対象機関名		個人等による 申請事案（抽出） ①	一般法人による 申請事案（全数） ②	調査対象 事案数 計 ①+②	(参考) 平成 22 年 許可件数 (①の母数)
道府県	北海道	6	2	8	51
	秋田県	4	0	4	4
	埼玉県	6	0	6	112
	石川県	6	1	7	60
	三重県	6	5	11	98
	大阪府	6	0	6	45
	香川県	6	1	7	47
	福岡県	6	0	6	94
	道府県計①	46	9	55	511
農業委員会	深川市農業委員会	3	2	5	28
	北見市第一農業委員会	6	1	7	32
	旭川市農業委員会	6	1	7	56
	石狩市農業委員会	6	0	6	32
	横手市農業委員会	6	5	11	245
	由利本荘市農業委員会	6	0	6	183
	川越市農業委員会	6	0	6	68
	熊谷市農業委員会	6	0	6	68
	加須市農業委員会	6	0	6	104
	久喜市農業委員会	6	0	6	51
	行田市農業委員会	6	0	6	22
	春日部市農業委員会	6	0	6	49
	豊橋市農業委員会	6	0	6	86
	安城市農業委員会	6	0	6	74
	弥富市農業委員会	6	0	6	43
	金沢市農業委員会	6	3	9	93
	小松市農業委員会	6	0	6	90
	四日市市農業委員会	6	0	6	104
	松阪市農業委員会	6	0	6	162
	高槻市農業委員会	6	0	6	26
	堺市農業委員会	6	0	6	55
	枚方市農業委員会	6	0	6	25
	河南町農業委員会	9	0	9	19
	三原市農業委員会	6	0	6	93
	尾道市農業委員会	6	1	7	116
	東広島市農業委員会	6	0	6	166
	高松市農業委員会	6	1	7	253
	丸亀市農業委員会	6	0	6	82
	久留米市農業委員会	6	3	9	195
	飯塚市農業委員会	6	0	6	57
柳川市農業委員会	6	0	6	82	
行橋市農業委員会	6	0	6	82	
農業委員会計②	192	17	209	2,841	
合 計 (①+②)		238	26	264	3,352

- (注) 1 「一般法人」は、農地法第3条第3項に規定される、農業生産法人以外の法人（株式会社等）である。
 2 「個人等による申請事案」は、原則として、平成22年4月、5月、6月、7月、8月及び9月の事案から、申請日が最も早いものを各月1件ずつ計6件抽出した。
 3 「一般法人による申請事案」は、農地法第3条第3項の規定に基づく一般法人による農地の権利移動の許可申請について、平成21年の農地法改正以降の全ての申請事案を調査対象とした。

表 1-(5)-④ 調査した 4 道県における一般法人に対する許可後の農地の利用状況の把握の有無等

許可権者	申請者	権利の種類	利用状況の把握の有無	許可後の農地の利用状況を把握していない理由
北海道	株式会社	賃貸借	×	利用状況調査等により農業委員会が許可後の農地の利用状況を把握するため
	株式会社	賃貸借	×	
石川県	株式会社	賃貸借	○	—
三重県	株式会社	賃貸借	×	利用状況調査等により農業委員会が許可後の農地の利用状況を把握するため
	株式会社	賃貸借	×	
	株式会社	賃貸借	×	
	株式会社	賃貸借	×	
香川県	株式会社	賃貸借	×	—
	株式会社	使用貸借	○	
計			許可事案 9 件中 把握：2 件 未把握：7 件	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表における 4 道県は、今回調査対象とした 8 道府県のうち、農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく一般法人による農地の権利移動の許可申請の実績があったもの（表 1-(5)-③参照）である。

表 1-(5)-⑤ 調査した 8 農業委員会における一般法人に対する許可後の農地の利用状況の把握の有無等

許可権者	申請者	権利の種類	利用状況の把握の有無	許可後の農地の利用状況を把握していない理由	
北海道	深川市農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
	北見市第一農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
		特定非営利活動法人	賃貸借	○	—
	旭川市農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
秋田	横手市農業委員会	有限会社	使用貸借	×	管内における遊休農地や耕作放棄地の有無については利用状況調査により把握しており、許可後に耕作放棄等の事態が生じた場合はこの利用状況調査により把握可能であるため
		有限会社	賃貸借	×	
		有限会社	賃貸借	×	
		株式会社	賃貸借	×	
		株式会社	賃貸借	×	
石川	金沢市農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
		株式会社	使用貸借	○	—
		農事組合法人	賃貸借	○	—
広島	尾道市農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
香川	高松市農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
福岡	久留米市農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
		株式会社	賃貸借	○	—
		株式会社	賃貸借	○	—
計			許可事案 17 件中 把握：12 件 未把握：5 件		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表における 8 農業委員会は、今回調査対象とした 32 農業委員会のうち、農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく一般法人による農地の権利移動の許可申請の実績があったもの（表 1-(5)-③参照）である。

表 1-(5)-⑥ 一般法人に対する許可後の農地の利用状況の把握が適切に行われていないもの

許可権者	内 容
横手市農業委員会	<p>横手市農業委員会は、一般法人に対する農地の権利移動の許可を行った2事案について、次のとおり、当該許可後に農地の利用状況に関する報告書が提出されていないにもかかわらず、当該一般法人に対する報告書提出の督促や当該農地の現況確認等を適切に行っていない。</p> <p>① 当該事案における一般法人は、穀物、野菜、果物等を作付けしてスーパーや直売所で販売するため、平成22年10月15日付けで横手市農業委員会から農地の権利移動の許可を受けている。</p> <p>当該一般法人の事業年度末が平成23年7月末であったことから、横手市農業委員会では、農地の利用状況に関する報告書を事業年度終了後3か月以内に提出するよう7月下旬に電話で連絡したが当該報告書は提出されず、10月末に電話で督促したもののやはり提出には至っていない。それ以降、横手市農業委員会では、当該一般法人に対する報告書提出の督促や、自ら当該農地の現況を確認することは行っておらず、許可後の農地の利用状況について全く把握していない状況にある。</p> <p>② 当該事案における一般法人は、ホップを作付けし収穫後に加工して店頭等で販売するため、平成23年1月17日付けで横手市農業委員会から農地の権利移動の許可を受けている。</p> <p>当該一般法人の事業年度末は平成23年3月末であったが、事業年度終了から3か月が経過しても農地の利用状況に関する報告書が提出されなかったことから、横手市農業委員会は、7月下旬と10月末に電話で督促したものの、やはり提出には至っていない。それ以降、横手市農業委員会では、当該一般法人に対する報告書提出の督促や、自ら当該農地の現況を確認することは行っておらず、許可後の農地の利用状況について全く把握していない状況にある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(5)-⑦ 調査した 8 道府県における一般法人以外に対する許可後の農地の利用状況の把握の有無・方法

許可事案ごとの利用状況の把握の有無	農地の利用状況の把握方法等	該当道府県数	構成比
○	i) 許可事案の追跡調査を行い、許可後の農地の利用状況の把握を行っている。	1	12.5%
×	ii) 許可事案ごとの利用状況の把握は行っていない。 (耕作放棄等の事態が生じた場合には、各農業委員会において利用状況調査により把握可能)	7	87.5%
計		8	100.0%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 i) に該当する香川県では、年 1 回、一般法人以外に対する許可事案について耕作状況追跡調査（現地確認及び農業委員会からの聞き取り）を実施し、許可後の農地の利用状況を把握している。

表 1-(5)-⑧ 調査した 32 農業委員会における一般法人以外に対する許可後の農地の利用状況の把握の有無・方法

許可事案ごとの利用状況の把握の有無	農地の利用状況の把握方法等	該当農業委員会数	構成比
○	i) 許可事案の追跡調査を行い、許可後の農地の利用状況の把握を行っている。	1	3.1%
○	ii) 利用状況調査において、農地の権利移動の許可を行った事案等を重点対象農地として調査し、許可後の農地の利用状況を把握している。	1	3.1%
×	iii) 許可事案ごとの利用状況の把握は行っていない。 (耕作放棄等の事態が生じた場合には、利用状況調査等により把握可能)	30	93.8%
計		32	100.0%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 i) に該当する堺市農業委員会では、前年度に許可した事案について、当該地区を担当する農業委員及び事務局職員が毎年 5 月に一斉現地調査を行い、許可後の農地の利用状況を把握している。

3 ii) に該当する北見市第一農業委員会では、利用状況調査において、転用許可農地、権利移動許可農地等を重点対象農地とし、それらを中心に調査を実施することにより、許可後の農地の利用状況を把握している。

表 1-(5)-⑨ 一般法人以外に対する農地の権利移動の許可後に当該農地について耕作放棄や違反転用が生じている事案の状況

(単位：件)

区 分	調査対象機関名	該当事案数	内 訳
許可事案ごとの追跡調査により農地の利用状況を把握しているもの	香川県	10	耕作放棄：10
	堺市農業委員会	10	耕作放棄：9 違反転用：1（農業用通路）
利用状況調査により農地の利用状況を把握しているもの	久喜市農業委員会	2	耕作放棄：2
	豊橋市農業委員会	4	耕作放棄：4
	安城市農業委員会	2	耕作放棄：1 違反転用：1（駐車場）
	弥富市農業委員会	1	違反転用：1（庭石置場）
	尾道市農業委員会	757	耕作放棄：757
	久留米市農業委員会	5	耕作放棄：5
計		791	耕作放棄：788 違反転用：3

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 尾道市農業委員会の 757 件については、表 1-(5)-⑩参照

表 1-(5)-⑩ 一般法人以外に対する農地の権利移動の許可後に当該農地が耕作放棄地となっているもの

調査対象機関名	内 容
尾道市農業委員会	<p>尾道市農業委員会は、農地法第 3 条の農地の権利移動の許可について、許可後の農地の利用状況を個別に追跡して把握することは行っていない。</p> <p>ただし、毎年実施する農地法第 30 条第 1 項の規定に基づく利用状況調査において管内農地の耕作状況を把握し、その結果を農地基本台帳システムに地番ごとに入力していることから、農地基本台帳システムにより農地法第 3 条の許可の対象農地の耕作状況を確認することが可能となっている。</p> <p>今回、当省の調査に際し、平成 18 年から 22 年までの間に農地法第 3 条の許可を行った農地のうち、農地基本台帳システムにおいて「耕作放棄地」と入力されているものを地番ごとに検索・集計したところ、757 筆みられた。</p> <p>なお、これらの農地について、尾道市農業委員会は、農地法第 30 条第 3 項の規定に基づく指導は行っておらず、その理由については、納税猶予の特例制度の対象農地から優先的に順次当該指導を行っているためとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

2 農用地区域内農地の面積目標の達成に向けた取組の着実な推進

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(1) 国による面積目標の設定</p> <p>農林水産大臣は、農振法第3条の2第1項の規定に基づき、「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下項目2において「基本指針」という。）を定め、基本指針において「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な方向」等を定めるものとされている（同条第2項）。</p> <p>「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、農振法第3条の3第1項の規定に基づき平成22年6月11日に変更された基本指針では、「農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、平成32年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積については、現状（平成21年407万ヘクタール）よりも8万ヘクタール増の415万ヘクタールを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。」とされている。</p> <p>具体的には、平成17年から21年までの農用地区域からの農地の除外や耕作放棄地の発生のすう勢が今後も継続した場合、32年時点の農用地区域内の農地面積は379万ha（21年現在の農用地区域内の農地面積407万haから28万ha減）となるころ、農用地区域への編入促進や除外の抑制等及び各種施策による耕作放棄地の発生（荒廃）抑制や荒廃した耕作放棄地の再生といった施策効果（32年までに36万ha増）を見込むことにより、32年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標を「415万ha」と設定している。</p> <p>(2) 都道府県による面積目標の設定</p> <p>都道府県知事は、農林水産大臣が定める基本指針に基づき、「農業振興地域整備基本方針」（以下項目2において「基本方針」という。）を、農林水産大臣の同意を得た上で定め（農振法第4条第1項及び第5項）、基本方針において「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」等を定めるものとされている（同条第2項）。また、基本指針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、基本方針を変更するものとされている（同法第5条第1項）。</p> <p>都道府県は、基本指針の「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」に則して、当該都道府県の「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」を定めており、これに関わる基本方針の変更については、平成22年11月から23年3月までに、47都道府県全てで終了している。ちなみに、47都道府県の「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の合計は、414.7万haとなっている。</p> <p>また、農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、当該都道府県の基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求を行い（農振法第5条の2第1項）、提出を受けた資料により把握した目標の達成状況を公表するものとされている（同条第2項）。さらに、農林水産大臣は、都道府県から提</p>	<p>表2-①</p> <p>表2-②</p>

出を受けた資料により把握した目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、「農業振興地域の指定に関する事務」（同法第6条第1項）等の都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかである場合は、当該都道府県知事に対し、農用地等の確保を図るための是正の要求を行うものとされている（同法第5条の3）。

(3) 市町村による農用地利用計画の変更

都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、その区域内にある農業振興地域について「農業振興地域整備計画」（以下項目2において「整備計画」という。）を定めなければならないとされている（農振法第8条第1項）。整備計画においては、「農用地等として利用すべき土地の区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分」等を定めるものとされ（同条第2項）、市町村は、整備計画を定めようとするときは、当該整備計画のうち「農用地等として利用すべき土地の区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分」に係るもの（以下項目2において「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事の同意を得なければならないとされている（同条第4項）。また、市町村は、都道府県の基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、おおむね5年ごとの整備計画に関する基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、整備計画を変更しなければならないとされている（同法第13条第1項）。

なお、「農業振興地域制度に関するガイドライン」（平成12年4月1日付け12構改C第261号）において、農林水産大臣は、「食料・農業・農村基本計画」の変更等を踏まえ、おおむね5年ごとに基本指針を変更することとなるため、都道府県知事は、基本指針の変更により必要が生じたときは遅滞なく基本方針を変更するとともに、市町村は、基本方針の変更により必要が生じたときは遅滞なく整備計画を変更することとし、これにより、国、都道府県及び市町村が一体となって、基本指針に基づく確保すべき農用地区域内農地の面積目標の達成を図るよう努める旨定められている。

【調査結果】

今回、基本指針における「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」について、施策効果による農地面積の増加要因とされている「(1)農用地区域への編入促進及び除外抑制等」、「(2)耕作放棄地の発生（荒廃）抑制」及び「(3)荒廃した耕作放棄地の再生」の3項目について当該目標の達成に向けた進捗状況等を検証したところ、次のような状況がみられた。

(1) 農用地区域への編入促進及び除外抑制等

当該項目については、農業振興地域における農用地区域以外の農用地のうち、平成21年の農振法の改正により農用地区域に含めるべき土地とされた10ha以上の集団的な農地（当該改正前は20ha以上）について、農用地区域への編入を積極的に促進

し、これらの集団的な農地の相当部分の面積を農用地域に編入するとともに、農用地域からの除外抑制等に取り組むことにより、施策効果として「11万ha増」を見込んでいる。

このうち「農用地域への編入促進」に関して、今回、13道府県における「平成32年の確保すべき農用地域内農地の面積目標」の設定において10ha以上の集団的な農地をどの程度農用地域に編入することを見込んでいるのかを書面等により調査した結果、100%のものが1県、80%以上100%未満のものが2県、50%以上80%未満のものが8道府県、50%未満のものが2道県であった。

また、上記13道府県のうちの10道府県内の各市町村における当該道府県の「平成32年の確保すべき農用地域内農地の面積目標」の設定に係る基本方針の変更を受けた整備計画（農用地利用計画）の変更状況をみたところ、整備計画を策定している461市町村のうち、平成23年10月1日現在で、農用地利用計画を変更済みであるものは34市町村（7.4%）であり、変更作業中のもの（171市町村）を含めた市町村数でみると205市町村（44.5%）となっている。このことに関して、当該10道府県内の20市における当該道府県の「平成32年の確保すべき農用地域内農地の面積目標」の設定に係る基本方針の変更を受けた整備計画（農用地利用計画）の変更に係る取組を書面や関係者への聞き取り等により調査した結果からみると、各市町村において、10ha以上の集団的な農地の農用地域への編入に当たり、地域の農業者の意向等を踏まえつつ慎重に取組を進めようとしていることが考えられる。

表2-③

表2-④

(2) 耕作放棄地の発生（荒廃）抑制

当該項目については、①農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援及び地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動の推進、②意欲ある多様な農業者への農地の利用集積及び不作付地を含む遊休農地の解消に向けた取組の推進などの施策により、農用地域内における耕作放棄地の発生を抑制し、その施策効果として「15万ha増」を見込んでいる。

農用地域内農地に係る耕作放棄地の発生状況そのものではないものの、農林水産省の「耕地及び作付面積統計」のデータを用いて、平成17年から24年までの全国における耕作放棄地の発生状況をみたところ、次表のとおり、田の耕作放棄地発生面積は17年から20年まで3,000ha台で推移していたものが、24年には2,000haを下回っている。また、畑の耕作放棄地発生面積についても、平成17年、18年には8,000haを超えていたものが、22年以降は5,000ha台で推移している。このように、農林水産大臣が定めた「平成32年の確保すべき農用地域内農地の面積目標」（平成22年6月11日）の前後で耕作放棄地の発生状況に違いが見受けられる。

表 耕作放棄地発生面積の推移（全国）

（単位：ha）

区分	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
田	3,020	3,010	3,000	3,460	2,180	2,500	2,080	1,730
畑	8,070	8,440	7,410	6,300	7,590	5,300	5,790	5,210
計	11,090	11,450	10,410	9,760	9,770	7,800	7,870	6,940

（注）1 農林水産省の「耕地及び作付面積統計」に基づき当省が作成した。

2 表中の「耕作放棄地発生面積」は、同統計における耕地の「かい廃」面積のうちの「耕作放棄」面積の数値を用いている。

一方、平成24年においても、田と畑の合計で約7,000haの耕作放棄地が発生しており、引き続き耕作放棄地の発生抑制のための取組を着実に推進していくことが求められる。

(3) 荒廃した耕作放棄地の再生

当該項目については、「耕作放棄地全体調査」の結果、草刈り・耕起・抜根・整地や基盤整備等により耕作可能とされた農用地区域内の荒廃した耕作放棄地について、①遊休農地の解消に向けた取組の推進、②耕作放棄地の再生利用のための対策の推進などにより再生・有効利用することとし、施策効果として「10万ha増」を見込んでいる。

農用地区域内における荒廃した耕作放棄地の再生の状況については、以下のとおりである。

- ① 農林水産省は、その政策評価において、測定指標として「荒廃した耕作放棄地の解消面積」とその目標値を設定している。具体的には、「荒廃した耕作放棄地の解消面積」の平成32年の目標値「10万ha（累計）」の達成に向けて、22年から32年までの11年間を前半5年間（22年～26年）と後半6年間（27年～32年）に分け、前半を毎年「6,000ha」、後半を毎年「1.1万ha」との目標値を設定している。
- ② 農用地区域内における荒廃した耕作放棄地の解消面積の平成22年度の実績は7,178haであり、22年度の目標値「6,000ha」を達成している。ちなみに、平成23年度の実績については、東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の3県のデータが含まれていないものの、約8,000haと23年度の目標値「6,000ha」を上回っている。

このように、農用地区域内における荒廃した耕作放棄地の再生については、平成32年の目標値「10万ha（累計）」の達成に向けて順調に進捗しているとみられるが、前述のとおり、27年以降は毎年の目標値が「6,000ha」から「1.1万ha」になることから、当該目標を達成するためには農用地区域内の荒廃した耕作放棄地の解消実績の更なる上積みが必要となる。このため、農用地区域内における荒廃した耕作放棄地の再生のための取組を今後より一層推進していくことが求められる。

(4) 東北地方太平洋沖地震による農地への被害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の面積は、太平洋岸の6県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県）の合計で2万1,480haとされている。これは、当該6県の平成22年の耕地面積の合計90万900haの2.4%に相当する。

これらの農地について、農林水産省は、「農業・農村の復興マスタープラン」（平成23年8月26日決定、同年11月21日改正、24年4月20日一部改正）において、当該2万1,480haのうち、平成24年3月末時点で、26年度までに営農再開が可能となる見込みのものは1万8,910ha（88.0%）としている。また、残りの2,570ha（12.0%）の中には、「大区画化に伴い工期を要することが予定されている地域」（230ha）、「原子力発電事故に係る警戒区域及び新たな避難指示区域の農地面積」（2,120ha）

などが含まれている。大区画化等の工事を行う農地については、同マスタープランの工程とは別に地域の合意形成を進めながら実施する必要がある、原子力発電事故の影響がある農地については、別途実施される除染の工程と調整を図りながら復旧を進めていく必要があるとしている。

基本指針における「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の達成という観点からも、これらの農地の復旧を着実に推進していくことが重要である。

【所見】

したがって、農林水産省は、基本指針における「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の達成に向けて、市町村における農用地利用計画の変更による10ha以上の集団的な農地の農用地区域への編入等をより促進するとともに、当省の指摘事項も踏まえて農地法に基づく遊休農地に関する措置や耕作放棄地再生利用対策等の関係施策を着実に推進する必要がある。

表 2-① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）における農用地等の確保に係る規定（関係条文抜粋）

<p>第一章の二 農用地等の確保等に関する基本指針 （基本指針の作成）</p> <p>第三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な方向</p> <p>二 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項</p> <p>三 農業振興地域の指定の基準に関する事項</p> <p>四 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項</p> <p>3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、前項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（基本指針の変更）</p> <p>第三条の三 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、基本指針の変更について準用する。</p> <p>第二章 農業振興地域整備基本方針 （農業振興地域整備基本方針の作成）</p> <p>第四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。</p> <p>2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項</p> <p>二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項</p> <p>三 農業振興地域における次に掲げる事項に関する基本的な事項</p> <p>イ 農業生産の基盤の整備及び開発</p> <p>ロ 農用地等の保全</p> <p>ハ 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進</p> <p>ニ 農業の近代化のための施設の整備</p> <p>ホ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備</p> <p>ヘ ハに掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進</p> <p>ト 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備</p> <p>3 農業振興地域整備基本方針は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、山村振興計画、離島振興計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、農業振興地域整備基本方針の作成について、国の農業に関する施策の適正な実施の見地から必要な勧告をするものとする。</p> <p>5 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備基本方針のうち第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものについて、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>6 農林水産大臣は、前項の協議を受けたときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>7 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>（農業振興地域整備基本方針の変更）</p> <p>第五条 都道府県知事は、基本指針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、農業振興地域整備基本方針を変更するものとする。</p> <p>2 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県知事の定めた農業振興地域整備基本方針のうち前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものについて前項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>3 前条第四項から第七項までの規定は、農業振興地域整備基本方針の変更について準用する。</p> <p>（確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等）</p> <p>第五条の二 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、当該都道府県の農業振興地域整備基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定による資料の提出の求めを行うものとする。</p> <p>2 農林水産大臣は、毎年、前項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況を公表する</p>
--

ものとする。

(農用地等の確保を図るための是正の要求の方式)

第五条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

- 一 次条第一項の規定による指定に関する事務
- 二 第七条第一項の規定による変更又は解除に関する事務
- 三 第八条第四項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同意に関する事務
- 四 第十三条第三項の規定による指示に関する事務

第三章 農業振興地域の指定等

(農業振興地域の指定)

第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。

- 2 農業振興地域の指定は、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてをそなえるものについて、するものとする。
 - 一 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。
 - 二 その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。
 - 三 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。
- 3 農業振興地域の指定は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域で、同法第二十三条第一項の規定による協議がととのつたものについては、してはならない。
- 4 都道府県知事は、農業振興地域を指定しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。
- 5 農業振興地域の指定は、農林水産省令で定めるところにより、公告してしなければならない。
- 6 都道府県知事は、農業振興地域を指定したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(農業振興地域の区域の変更等)

第七条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した農業振興地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

- 2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

第四章 農業振興地域整備計画

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

- 2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分
 - 二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
 - 二の二 農用地等の保全に関する事項
 - 三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項
 - 四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
 - 四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
 - 五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの
 - 六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項
- 3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。
- 4 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

第九条～第十二条 (略)

(農業振興地域整備計画に関する基礎調査)

第十二条の二 第八条第一項の市町村は、その区域内にある農業振興地域について、おおむね五年ごとに、農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農林水産省令で定めるところにより、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産その他農林水産省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、前項の規定による基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

(農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

二 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

四 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

五 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、当該市町村の定めた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画について第一項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4 第八条第四項及び第十一条(第十二項を除く。)の規定は市町村が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第九条第二項及び第十一条第十二項の規定は都道府県が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第十二条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当該農業振興地域整備計画書」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備計画書」と読み替えるものとする。

第十三条の二～第十三条の六 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地等の確保等に関する仕組み

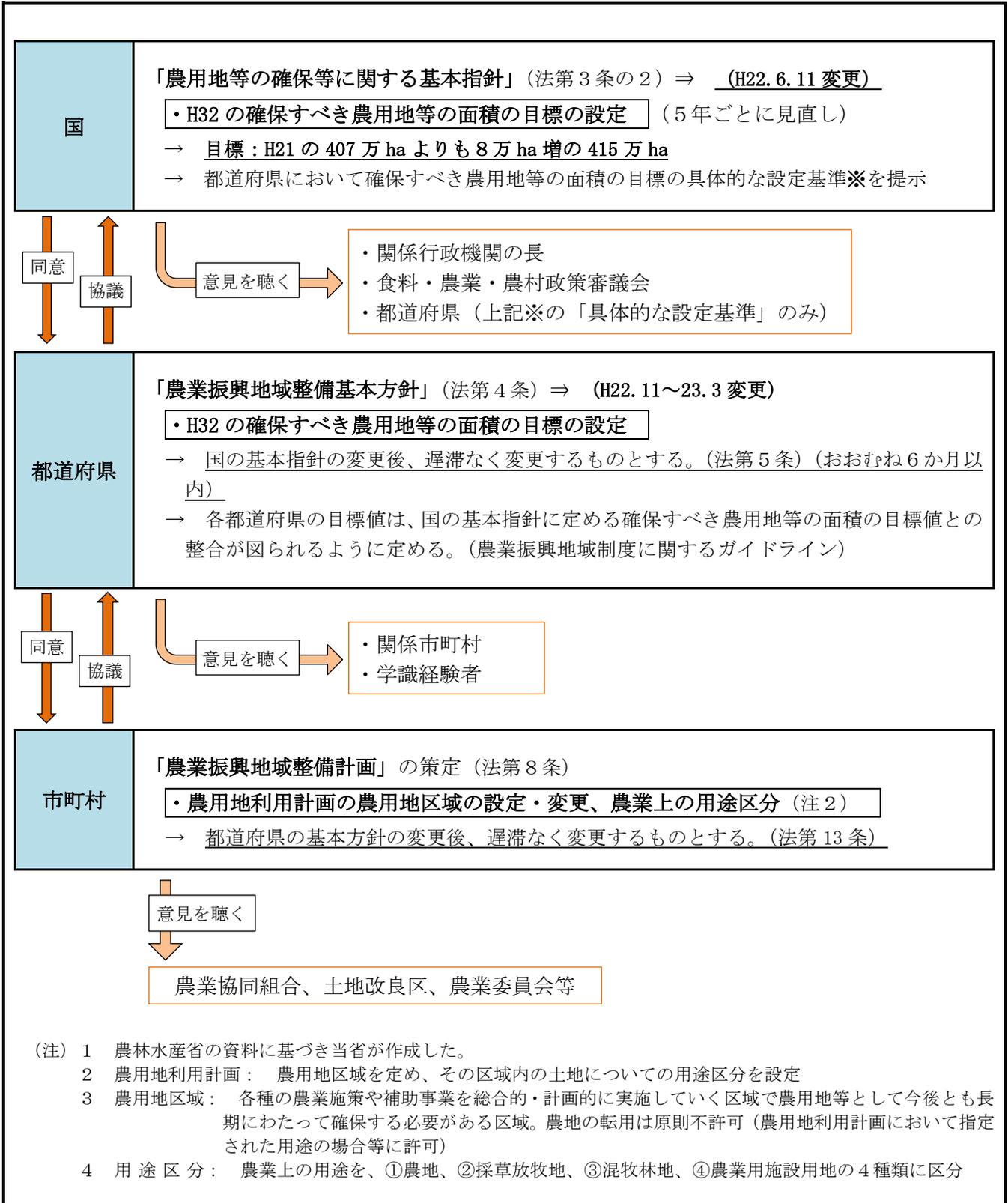


表 2-③ 調査した 13 道府県における「平成 32 年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の設定状況
(10ha 以上の集団的な農地の農用地区域への編入目標)

(単位 : ha、%)

区分 道府県名	農振白地地域の 10ha 以上の集団的 な農地の面積 (H21. 12. 1 現在)			左のうち当該道府県 の基本方針の期間中 に農用地区域への編 入を促進する面積の 目標	農振白地地域の 10ha 以上の集団的 な農地編入率 (②/①)
	(①)	20ha 以上	10ha 以上 20ha 未満		
北海道	16, 161	12, 999	3, 162	4, 600	28. 5
秋田県	1, 527	1, 093	434	965	63. 2
群馬県	279※	146	133	195	70. 0
埼玉県	1, 807	1, 051	756	1, 265	70. 0
千葉県	6, 838※	4, 196	2, 643	4, 623	67. 6
神奈川県	2, 310※	1, 331	979	808	35. 0
石川県	2, 037※	1, 404	633	1, 410	69. 2
愛知県	1, 229	767	462	1, 229	100. 0
三重県	2, 082	1, 654	428	1, 457	70. 0
大阪府	148	72	76	92	62. 2
広島県	3, 166	1, 490	1, 676	3, 106	98. 1
香川県	791	284	507	647	81. 8
福岡県	3, 985※	1, 759	2, 226	2, 619	65. 7

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「農振白地地域の 10ha 以上の集団的な農地の面積」欄に※印を付したものは、当該道府県が平成 21 年時点で把握した農振白地地域の 10ha 以上の集団的な農地の面積から、32 年までに発生が見込まれる耕作放棄地の面積を除いたものである。

3 群馬県及び福岡県では、「農振白地地域の 10ha 以上の集団的な農地の面積」について、「20ha 以上」と「10ha 以上 20ha 未満」の内訳が分かるデータを把握することができなかつたため、当省において、他の調査のデータに基づく「20ha 以上」と「10ha 以上 20ha 未満」の割合により按分して算定した。

表2-④ 調査した10道府県内の各市町村における当該道府県の「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の設定に係る農業振興地域整備基本方針の変更を受けた農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更状況（平成23年10月1日現在）

道府県名	管内市町村数	農業振興地域整備計画を策定している市町村数①	当該道府県の「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の設定に係る農業振興地域整備基本方針の変更を受けた農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更状況						
			変更済み②		未変更③			変更済み②+変更作業中④	
				①に対する割合 (%)		うち変更作業中④	③の①に対する割合 (%)		①に対する割合 (%)
北海道	179	175	20	11.4	155	112	88.6	132	75.4
秋田県	25	25	1	4.0	24	0	96.0	1	4.0
埼玉県	64	53	0	0.0	53	5	100.0	5	9.4
石川県	19	19	10	52.6	9	9	47.4	19	100.0
愛知県	54	51	3	5.9	48	0	94.1	3	5.9
三重県	29	28	0	0.0	28	0	100.0	0	0.0
大阪府	43	20	0	0.0	20	20	100.0	20	100.0
広島県	23	20	0	0.0	20	0	100.0	0	0.0
香川県	17	15	0	0.0	15	15	100.0	15	100.0
福岡県	60	55	0	0.0	55	10	100.0	10	18.2
計	513	461	34	7.4	427	171	92.6	205	44.5

(注) 当省の調査結果による。